

**令和5年度
土木部事業概要**

鹿児島県土木部



目 次

I	社会基盤整備の基本的な考え方	1
II	防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策	2
III	施策の体系（令和5年度）	3
IV	令和5年度当初予算の概要	4
V	令和5年度の重点施策	5
VI	令和5年度の主要施策	9
VII	土木行政の推進	
1	電子入札について	17
2	公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について	17
3	建設業における働き方改革の推進について	18
4	公共土木施設の老朽化対策について	18
5	防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策について	18
6	防災・減災対策のためのソフト施策の充実について	19
	(1) 水防災意識社会再構築協議会	
	(2) 流域治水協議会	
	(3) 土砂災害警戒区域等の指定	
	(4) 盛土規制法に基づく規制区域等の指定	
	(5) 宅地防災対策の促進	
7	建築物の耐震化の促進について	21
	(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定	
	(2) 大規模建築物の耐震化の促進	
	(3) 住宅の耐震化の促進	
	(4) ブロック塀等の安全対策	
8	空き家対策の推進について	23
	(1) 空き家対策啓発等支援事業	
	(2) かごしま空き家活用促進事業	
	(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（市町村への間接補助）	
VIII	令和5年度事業計画	24
IX	資料	53

I 社会基盤整備の基本的な考え方

1 重点事業と地域密着型事業

県においては、「今後の社会基盤整備のあり方」に基づき、事業を「重点事業」と「地域密着型事業」に区分し、メリハリをつけた社会資本の整備に努めている。

(1) 重点事業（土木部関係分）

「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」や「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業を重点事業として位置づけ、集中的な整備に努める。

① 「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」を図る事業

ア 高規格道路，一般広域道路の整備

イ 離島幹線道路の整備

ウ 重要港湾の整備

② 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

ア 甚大な被害（浸水災害，土砂災害）が発生した地域や老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備

イ 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去

ウ 災害発生時においても主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策

エ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供

オ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

(2) 地域密着型事業

関係市町村との意見交換等を踏まえ、優先度による峻別と重点化を進め、地域にとって真に必要な社会基盤の整備を進める。

2 令和5年度当初予算の状況

区 分	対前年度当初比
公 共 事 業（土木部）	100%
重 点 事 業	108%
交通ネットワークの形成	104%
安心・安全な県土づくり	114%
地 域 密 着 型 事 業	89%

Ⅱ 防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月に閣議決定された「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」について，3年目分の予算が令和4年度補正予算に確保されたところであり，引き続き集中的に取り組む。

1 防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策の概要

(1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

- ① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - ・流域治水対策（河川，下水道，砂防，海岸など）
 - ・港湾における津波対策
 - ・地震時等に著しく危険な密集市街地対策 など
- ② 交通ネットワーク・ライフラインを維持し，国民経済・生活を支えるための対策
 - ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化
 - ・高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
 - ・市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策 など

(2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

- ・河川管理施設・道路・港湾・空港等の老朽化対策
- ・老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策 など

(3) 国土強靱化に関する施設を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

- ① 国土強靱化に関する施設のデジタル化
 - ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
 - ・ITを活用した道路管理体制の強化対策 など
- ② 災害関連情報の予測，収集・集積・伝達の高度化
 - ・河川，砂防，海岸分野における防災情報等の高度化対策 など

〈事業規模〉概ね15兆円程度

2 本県の防災・減災，国土強靱化事業費（土木部関係）

（県配分額，百万円）

	3か年緊急対策				5か年加速化対策			
	H30補正	R1当初	R2当初	合計	R2補正	R3補正	R4補正	合計
県事業	5,460	8,125	6,942	20,527	26,524	15,485	17,499	59,509
直轄負担金	407	1,197	1,614	3,217	3,213	2,611	3,315	9,139
合計	5,867	9,322	8,556	23,745	29,737	18,096	20,814	68,647

Ⅲ 施策の体系（令和5年度）

《かごしま未来創造ビジョンから土木部関連分を抜粋》



は、重点施策が含まれる項目

IV 令和5年度当初予算の概要

1 当初予算額

単位：千円，%

区 分	5年度当初予算額	前年度比
一般会計	93,169,893	100.0
特別会計	7,753,230	112.5
総 計	100,923,123	100.9

<主な内訳>

(一般会計)	公 共 事 業	58,035,767千円	(100.0%)
	県単公共事業	15,364,407千円	(100.2%)
	災害復旧事業	7,877,250千円	(99.9%)
	その他の事業	11,892,469千円	(99.9%)
(特別会計)	公共土木用地取得先行事業	60,687千円	(46.2%)
	港湾整備事業	7,692,543千円	(113.8%)

2 債務負担行為

一 般 会 計	13,823,625千円
特 別 会 計	881,000千円

V 令和5年度の重点施策

【安心・安全な県民生活の実現】

〈強靱な県土づくりと危機管理体制の強化〉

- 1 **緊急輸送道路等の整備** 8,459,383千円
〔 災害発生時における道路交通の機能を確保するため、緊急輸送道路等の整備を行う。〕
 - ・ 実施箇所 国道226号 笠沙道路，久志拡幅
国道504号 西光寺拡幅など
- 2 **橋梁の耐震補強** 796,131千円
〔 緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。〕
 - ・ 実施箇所 国道448号 第1有明橋(東串良町)など
- 3 **道路災害防除事業** 496,033千円
〔 交通の安全を確保するため、道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に擁壁工，法面工などの防災対策工事を実施する。〕
 - ・ 実施箇所 国道269号 根占辺田工区(南大隅町)
- 4 **道路補修事業(道路施設の老朽化対策)** 2,702,814千円
〔 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して，計画的な点検及び補修を行う。〕
 - ・ 実施箇所 県道玉取迫鹿児島港線 慈眼寺大橋(上り)(鹿児島市)
県道伊集院蒲生溝辺 東竹山隧道(霧島市)
- 5 **河川改修事業(浸水対策)** 3,846,992千円
〔 沿川に資産が集積している都市河川やこれまでに大きな浸水被害を受けた河川の抜本対策を行う。〕
 - ・ 対象河川 新川，稲荷川，万之瀬川，雄川，神之川，別府川
羽月川，甲女川，大美川など
- 6 **県単河川等防災事業(寄洲除去)** 1,800,000千円
〔 河川の氾濫を未然に防止するため，着実に寄洲の除去を行う。〕
 - ・ 実施箇所 鹿児島市甲突川，指宿市二反田川，枕崎市花渡川，
出水市高尾野川，霧島市天降川，垂水市本城川，
屋久島町永田川，徳之島町万田川など
- 7 **総合流域防災事業(砂防事業等調査)** 393,182千円
〔 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため，土砂災害の被害を受けるおそれがある箇所の調査を行う。〕
 - ・ 実施箇所 南さつま市，出水市，霧島市など

- 8 火山砂防事業 1,000,650千円
火山地域の荒廃溪流において、土砂流出による災害から人家、耕地等を守るため、砂防堰堤や護岸工等の整備を行う。
・ 実施箇所 いちき串木野市栗山追川，
屋久島町金ヶ迫1，伊佐市牛尾川など
- 9 急傾斜地崩壊対策事業 2,177,700千円
がけ崩れによる土砂災害から住民の生命を守るため、擁壁工，法面工などの急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。
・ 実施箇所 鹿児島市大峯3，始良市小川内，曾於市渡辺団地
錦江町城ヶ崎，西之表市浦田，龍郷町戸口
宇検村下朝戸，瀬戸内町西古見など
- 10 港湾海岸高潮対策事業（老朽化対策） 361,515千円
海岸保全施設について、予防保全型の維持管理を行うため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
・ 実施箇所 十島村中之島港海岸，和泊町和泊港海岸など
- 11 港湾施設改良費統合補助事業 1,615,339千円
港湾施設について、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
・ 実施箇所 東串良町波見港，南種子町島間港，与論町与論港など
- 12 建築物耐震化促進事業 82,102千円
大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため、法律で耐震診断を義務づけられた大規模建築物の耐震改修等費用の一部を助成する。
・ 対象建築物 昭和56年以前に建築された，3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上のホテル・旅館，百貨店，店舗など

【快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造】

〈人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成〉

13 直轄道路事業 6,482,181千円

広域的な交流ネットワークを形成する高規格道路である東九州自動車道や南九州西回り自動車道の整備をはじめ、国が行う道路改築事業等に負担金を支出する。

- ・ 実施箇所 東九州自動車道 志布志IC～県境間
南九州西回り自動車道 阿久根川内道路、芦北出水道路など

14 主要幹線道路の整備 11,964,475千円

地域間の交流・連携の強化、産業や観光の振興のほか、地域の安心・安全を確保するため高規格道路等の整備を行う。

- ・ 実施箇所 国道504号 広瀬道路
県道志布志福山線 志布志道路
県道鹿屋吾平佐多線 大中尾工区など

15 臨港道路（鴨池中央港区線）の整備 1,359,750千円

鹿児島港における港湾物流の円滑化とともに、臨海部及びクルーズ船寄港時のマリポートかごしま周辺の渋滞緩和を図るため、臨港道路の整備を推進する。

16 志布志港国際バルク戦略港湾の整備 437,300千円

志布志港において、飼料穀物の効率的な輸入に向けた船舶の大型化に対応するため、国際バルク戦略港湾としての整備を推進する。

17 川内港国際物流ターミナルの整備 972,425千円

コンテナ物流や木材輸出の機能強化を図るとともに、大規模自然災害発生における緊急物資等の輸送拠点を確保するため、国際物流ターミナルの整備を推進する。

18 屋久島空港滑走路延伸調査事業 46,000千円

ジェット機就航に必要な滑走路2,000mの延伸の事業化に向けて、環境影響評価の手続きや基本設計を行う。

〈個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり〉

19 公園の整備 482,111千円

県民のレクリエーション活動や自然とのふれあいなど、多様なニーズに対応するため、都市公園の整備を行うほか、安全確保のため老朽化した施設の改修等を行う。

- 20 街路の整備 1,094,190千円
〔 都市交通の円滑化と良好な都市環境の形成を図るための街路及び歩道等の整備を行う。 〕

【個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進】

〈個性を生かした地域づくり〉

- 21 かごしま空き家活用促進事業 3,736千円
〔 学生コンペにおける優良な提案の実現等に要する経費を支援し、地域のニーズに合わせた空き家の更なる情報発信などにより、地域活性化に資する空き家活用を促進する。 〕

〈つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現〉

- 22 ふるさとの道サポート推進事業 12,653千円
〔 地域住民等による自主的な道路の清掃美化活動を推進するため、ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。 〕

- 23 みんなの水辺サポート推進事業 22,876千円
〔 地域住民等による自主的な河川・海岸の清掃美化活動を推進するため、ボランティア（みんなの水辺サポーター）の活動を支援・奨励する。 〕

【観光の「稼ぐ力」の向上】

〈魅力ある癒やしの観光地の形成〉

- 24 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業 21,242千円
〔 鹿児島港本港区エリアまちづくりについて、関係機関・団体等で構成する検討委員会を開催し、同エリアの利活用の検討を行うとともに、ドルフィンポート跡地の暫定活用を図る。 〕

【多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出】

〈地域産業の振興を支える人材の確保・育成〉

- 25 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業 25,375千円
〔 建設産業が持続的に「地域の守り手」としての役割を果たせるよう、多様な担い手の確保・育成・定着を図る。 〕

VI 令和5年度の主要施策

1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

(1) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成

① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

事業名	5年度当初予算額	事業内容
人にやさしい道づくり事業（県単公共）	110,000千円	すべての人々が安全かつ快適に通行できるように歩道の段差解消や勾配の改善等を行う。

(2) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

① 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築

事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
県営住宅建設事業（公共）	412,210千円	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅を整備する。 【原良団地（鹿児島市）など】
既設県営住宅改善事業（公共）	1,478,013千円	既設県営住宅の安全性の確保や居住性の向上を図るため、外壁改修や老朽化した設備の改善、バリアフリー化などの住戸改善を行う。 【帖佐団地（始良市）など】

2 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保

(1) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進

① 介護サービス基盤の整備

事業名	5年度当初予算額	事業内容
高齢者あんしん住まい整備事業（公共）	32,813千円	高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用の一部を助成する。

3 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

① 温室効果ガス排出削減対策等の推進

事業名	5年度当初予算額	事業内容
港湾脱炭素化推進計画の策定	6,210千円	志布志港における温室効果ガスの現状及び削減目標、講じるべき取組等を取りまとめた港湾脱炭素化推進計画を策定する。
空港脱炭素化推進計画の策定	21,000千円	種子島空港及び徳之島空港における温室効果ガスの現状及び削減目標、講じるべき取組等を取りまとめた空港脱炭素化推進計画を策定する。

(2) 自然と共生する地域社会づくり

① 多様な自然環境の保全・再生

事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
合併処理浄化槽整備促進事業（県単公共）	251,990千円	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業を実施する市町村に対して助成する。 【鹿児島市など40市町村】
公共下水道施設整備促進事業（県単公共）	11,000千円	公共下水道の整備を行う市町村に対して助成する。 【南さつま市など2市】
農業集落排水事業（公共）	445,308千円	農業集落排水施設の整備を行う市町村に対して国補助金により補助を行う（間接補助）。 【大和村など18市町村】
農業・漁業集落排水整備促進事業（県単公共）	102,000千円	農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を行う市町村に対して助成を行う。 【大和村など14市町村】
流域別下水道整備総合計画事業（公共）	15,000千円	八代海において、下水道整備に関する基本計画である流域別下水道整備総合計画を策定するため、水環境の調査等を行う。 【八代海沿岸一円】

4 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

① 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化

主な事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
特定交通安全施設等整備事業（公共）	277,492千円	緊急輸送道路や交通途絶が予想される箇所などにおいて，道路利用者へ通行規制等の情報を提供するため，道路情報提供装置を整備する。 【県道霧島公園小林線霧島市霧島田口など】
電線共同溝整備事業（公共）	41,880千円	安全で快適な通行空間の確保，良好な景観・住環境の形成，災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的とした電線地中化を進める。 【県道鹿兒島東市来線武町工区，県道知名沖永良部空港線和泊工区，与論島循環線茶花工区など】
直轄火山砂防事業（公共）	300,000千円	火山噴出物の土砂流出等による災害から人命，財産等を守るために，国が行う桜島砂防事業に負担金を支出する。 【鹿兒島市持木川など】
直轄港湾海岸改修事業（公共）	154,000千円	防災機能の強化とともに，地域活性化の核となる魅力ある海浜空間創造として，国が行う指宿港海岸の海岸事業に負担金を支出する。
盛土等規制区域指定基礎調査事業（公共）	31,000千円	盛土等による災害の防止を図るため，盛土規制法に基づく規制区域の指定に必要な基礎調査を行う。

(2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

① 交通事故の少ないまちづくりの推進

事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
通学路の整備（公共，県単公共）	4,165,625千円	事故発生の危険性が高い通学路における道路の整備を行う。 【県道小山田谷山線山田工区，県道串木野樋脇線市比野工区，県道布計山野線山野工区など】
交通安全施設等整備事業（公共，県単公共）	2,448,138千円	路面標示の補修や通学路の緊急合同点検箇所等の交通安全対策など 【国道504号市成工区，県道末吉財部線深川工区，国道448号柏原工区，国道58号戸口工区，県道伊仙天城線糸木名工区，県道下平川内城線久志検工区など】

5 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

(1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

① 主要幹線道路等の整備

主な事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
島原・天草・長島架橋基礎調査	9,146千円	島原・天草・長島架橋構想を実現する上で必要となる基礎資料を得るための基礎的調査を行う。

② 港湾施設の整備

主な事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
直轄港湾事業	2,016,235千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため、国が行う鹿児島港などの港湾事業に負担金を支出する。
重要港湾の整備 (公共等)	3,465,350千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため、志布志港など重要港湾の整備を行う。
地方港湾の整備 (公共)	4,163,540千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため、鹿屋港、宮之浦港、亀徳港等の整備を行う。

③ 空港の機能向上

主な事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
離島空港の整備 (公共)	891,450千円	航空機の安全運航を確保するため、種子島空港、奄美空港、徳之島空港において滑走路端安全区域の拡張を行うとともに、喜界空港等において空港施設の機能保持・向上のための整備を行う。

6 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

① 移住・交流の促進

事業名	5年度当初予算額	事業内容
空き家対策啓発等支援事業	2,216千円	市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会の開催などにより、市町村の空き家対策の取組を促進する。
空き家活用セーフティネット住宅改修事業（公共）	5,250千円	空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し、市町村が補助する改修費の一部を助成する。

7 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

① 島々の暮らしを支える環境の整備

事業名	5年度当初予算額	事業内容
奄美・離島地域の道路の整備（公共，県単公共）	4,653,775千円	奄美，離島地域の生活の基盤となる道路の整備を行う。 【県道手打藺傘田港線 芦浜工区，県道西之表南種子線 安城工区，県道名瀬瀬戸内線 伊目工区，県道松原轟木線 轟木工区など】

(2) 離島の交通ネットワークの形成

① 離島の交通基盤の整備

主な事業名	5年度当初予算額	事業内容・箇所等
直轄港湾事業（再掲）	130,960千円	大規模自然災害発生時における緊急物資等の海上からの輸送ルートを確認するため，国が行う西之表港，名瀬港の港湾事業に負担金を支出する。
重要港湾の整備（再掲）	1,209,010千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため，西之表港，名瀬港の整備を行う。
地方港湾の整備（再掲）	3,810,500千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため，宮之浦港，亀徳港等の整備を行う。
離島空港の整備（再掲）	891,450千円	航空機の安全運航を確保するため，種子島空港，奄美空港，徳之島空港において滑走路端安全区域の拡張を行うとともに，喜界空港等において空港施設の機能保持・向上のための整備を行う。

8 企業の「稼ぐ力」の向上

(1) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開

① 海外市場の開拓と販路拡大

事業名	5年度当初予算額	事業内容
国際物流港湾形成促進事業	3,200千円	国内外の船会社・荷主・物流事業者等に対して志布志港及び川内港の利用促進を図る。
志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	4,500千円	志布志港・川内港の更なる利用促進を図るため、荷主企業が行うコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の一部を支援する。

9 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

(1) 行政のデジタル化

事業名	5年度当初予算額	事業内容
公共事業支援統合情報システム導入推進事業	102,936千円	公共事業における受発注者の入札手続等の効率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同で構築した電子入札システムを運用するとともに、電子納品の推進を図る。

(参考) 道路建設事業の内容・箇所等

○ 高規格幹線道路の整備

路線名	区間	距離	整備状況等
九州縦貫自動車道	北九州市 ～鹿児島市 (宮崎市)	428km 〔 県域 67km 〕	全線4車線以上供用済
東九州自動車道	北九州市 ～鹿児島市	約436km 〔 県域 約91km 〕	加治木JCT～志布志IC間(82.6km)：供用済(暫定2車線) ※加治木JCT～隼人西IC間(3.6km)の4車線化：完成済 ※隼人西IC～隼人東IC間(3.7km)の4車線化：事業中 新直轄区間 末吉財部IC～鹿屋串良JCT～志布志間(48.0km)：供用済 日南志布志道路(3.7km)：事業中 油津夏井道路(約4.4km)：事業中
南九州西回り自動車道	八代市 ～鹿児島市	約140km 〔 県域 約90km 〕	鹿児島IC～薩摩川内水引IC間(46.2km)：供用済(暫定2車線) ※伊集院IC～美山IC間(6.1kmのうち2.3km)の4車線化：事業中 阿久根川内道路(22.4km)：事業中 出水阿久根道路(14.9km)：供用済 芦北出水道路(出水～県境間：7.8km)：事業中

○ 高規格道路の整備(高規格幹線道路除く)

路線名	区間	距離	整備状況等
都城志布志道路	宮崎県都城市 ～志布志市	44km 〔 県域 22km 〕	末吉道路(2.9km)：供用済 末吉松山有明道路(8.3km)：供用済 有明道路(4.3km)：供用済 有明志布志道路(3.6km)：供用済 志布志道路(3.2km)：事業中
北薩横断道路	霧島市 ～阿久根市	64km	溝辺道路(約14km)：事業中 北薩空港道路(5.6km)：供用済 薩摩道路(5.0km)：供用済 広瀬道路(6.0km)：事業中 宮之城道路(約10km)：事業中 泊野道路(9.2km)：供用済 紫尾道路(5.3km)：供用済 阿久根高尾野道路(8.9km)：事業中
鹿児島東西幹線道路	鹿児島市 ～鹿児島市	6km	鹿児島東西道路(3.4km)：事業中 ※鹿児島IC～建部IC間(2.2km)：供用済 高麗本通線以東(約3km)は未着手
鹿児島南北幹線道路	鹿児島市 ～鹿児島市	10km	計画路線
大隅縦貫道(I期)	鹿屋市 ～錦江町	33km	串良鹿屋道路(6.1km)：供用済 吾平道路(4.2km)：事業中 吾平大根占田代道路(約16km)：事業中 串良鹿屋道路から吾平道路までの区間は現道活用
南薩縦貫道	鹿児島市 ～枕崎市	50km	指宿有料道路(Ⅲ期)(7.6km)：供用済 川辺道路(6.5km)：供用済 知覧道路(5.7km)：供用済 霜出道路(3.4km)：供用済 上記以外の区間は現道活用
大隅縦貫道(Ⅱ期)	錦江町～南大隅町		候補路線 〔 大竹野工区(5.0km)：供用済(現道活用) 大中尾工区(約4km)：事業中 ※交付金事業により整備中 〕

Ⅶ 土木行政の推進

1 電子入札について

公共事業における入札等の効率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同で構築した電子入札システムを運用しており、令和5年4月1日現在、42市町村で利用されている。未導入の市町村に対し、早期導入の検討を依頼している。

【経緯及び取組状況等】

- ・ 平成19年9月から試行開始し、段階的に適用範囲を拡大
- ・ 平成22年1月から全面的な電子入札を開始
- ・ 県内全ての市町村とシステムの共同運用の体制が整っており、電子入札の円滑な運用に向け、県として、各自治体への支援を実施
- ・ 令和5年4月1日現在、42市町村で電子入札システムを利用。
なお、1町は現在、導入に向けた準備を進めている。

2 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正された。

公共工事の発注者においては、工事や測量設計などの業務について発注関係事務の更なる適切な実施が求められることとなった（令和元年6月14日施行）

また、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。（令和2年1月30日運用開始）

県では、最新の単価を用いた予定価格の設定や、ゼロ県債を活用した施工時期の平準化のほか、緊急性に応じた適切な入札・契約方法の選択など、改正品確法の趣旨に沿った取組を進めてきている。

【改正のポイント】

◇基本理念として、以下を追加

- ・ 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- ・ 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
- ・ 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- ・ 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 等

◇発注者責務の明確化（発注者は基本理念に則り発注を実施）

- ・ 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ・ 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者との連携
- ・ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積もり徴収の活用
- ・ 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ・ 公共事業の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用

- よる翌年度にわたる工期設定，中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・ 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 等

3 建設業における働き方改革の推進について

建設業界では，長時間労働の是正など労働環境の改善が重要な課題となっており，建設業の働き方改革を推進するため，県では，

- ・ 債務負担行為の活用[ゼロ県債]：約51億円計上
- ・ 余裕期間制度の活用：期間延伸120日間
- ・ 設計労務単価の引き上げ：全職種対前年平均約5.4%上昇(全国5.4%上昇)
- ・ ICT活用工事：令和5年4月1日現在，土工，法面工，舗装工，舗装工（修繕工），付帯構造物設置工，作業土工（床堀），小規模土工，地盤改良工，河川浚渫工，構造物工，基礎工，擁壁工の12工種を含む工事を対象
- ・ 週休2日：4週6休以上の現場閉所率に応じ労務費などを補正

令和3年度から建築工事においても取組を推進

など，担い手の処遇改善に資する取組を推進してきたところである。

今後も，引き続き，建設業における働き方改革を推進することとしている。

4 公共土木施設の老朽化対策について

県が管理する公共土木施設は，高度経済成長期以降に集中整備され，今後急速に高齢化し，修繕費用等が急増することが予想されることから，平成26年度策定し，令和4年3月に改定された「鹿児島県公共施設等総合管理計画」や各々の個別施設計画に基づき，予防保全などを計画的に実施し，長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図ることとしている。

個別施設計画については，橋梁やトンネルなど予防保全型の維持管理を推進するため，順次個別施設毎の策定や見直しを行い，定期的に点検を行うとともに，計画的に補修などの対策を実施している。

また，技術講習会の実施や研修制度の充実による人材育成，点検業務の発注等の市町村支援を実施することとしている。

5 防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策について

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震，インフラの老朽化の加速度的な進行から，国民の生命・財産，国家・社会の重要な機能を守るため，国において，「3か年緊急対策」に引き続き，「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月にとりまとめられ，おおむね15兆円程度を目途とする事業規模をもって，取組の更なる加速化・深化が図られることとなっている。

本県においては，令和3年からの「5か年加速化対策」として，河道掘削や土砂災害対策などの流域治水対策，高規格道路のミッシングリンク解消や道路法面对策，道路や港湾施設における老朽化対策などに取り組むこととしており，これらの対策に必要な公共事業予算を令和2年度，令和3年度及び令和4年度補正予算に計上したところであり，引き続き重点的かつ集中的に防災・減災，国土強靱化に取り組むこととしている。

6 防災・減災対策のためのソフト施策の充実について

(1) 水防災意識社会再構築協議会

平成27年9月の関東・東北豪雨による水害など、近年、全国で頻発する甚大な洪水被害を踏まえ、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、平成29年度、市町村、県、気象庁、国土交通省（オブザーバー）からなる「水防災意識社会再構築協議会」を県内9地域において設置し、今後5年間で取り組むべき一体的かつ計画的なハード対策とソフト対策に関する方針を決定した。

毎年、協議会を出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直している。

○ 鹿児島県河川砂防情報システムの運用

市町村の防災活動や円滑な住民避難に資するよう「河川砂防情報システム」により雨量や水位、土砂災害危険度情報等の防災情報について、適切な情報提供を行う。

また、洪水時を対象に水位を計測する危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの増設を行っているところである。

○ ホットラインの運用

市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、県管理の洪水予報河川や水位周知河川などにおいて、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を県から関係市町村長（防災担当幹部職員）へ電話等で伝えるホットラインを運用している。

○ 洪水ハザードマップの整備促進

洪水ハザードマップは、国や県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、市町村が避難経路や避難場所等の情報を記載した防災マップを作成し公表するものである。

洪水ハザードマップの整備を促進するため、県管理区間の一級河川及び二級河川のうち、水防法に基づく水位周知河川等について、令和元年度までに想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域に拡充したところである。今後は、令和3年の水防法改正により対象となった県が管理する全ての河川の指定を推進することとしている。

(2) 流域治水協議会

流域治水は、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む治水対策である。

本県においては、令和4年度末までに、一級水系全3水系と二級水系全160水系の流域治水プロジェクトを策定、公表したところである。今後は、流域治水協議会を定期的で開催するとともに、流域プロジェクトに基づき各対策を推進することとしている。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

平成12年5月に制定された土砂災害防止法に基づき、がけ崩れ、土石流、地すべりの土砂災害が発生するおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域の中で、建築物が損壊するなど、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年度から、高精度な地形情報を用いて抽出した基礎調査予定箇所について区域指定を進めており、引き続き、警戒避難体制の整備に関する支援などのソフト対策を推進している。

○ 基礎調査の実施結果及び公表

県では、平成27年1月に施行された改正土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、基礎調査の結果については、調査の完了後、遅滞なく関係市町村長に通知するとともに、住民等に公表することとしている。

○ 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和5年3月31日時点で、全43市町村において、23,327箇所の土砂災害警戒区域と19,778箇所の土砂災害特別警戒区域の指定をしたところである。

○ 「土砂災害警戒区域」指定後の実施項目

- ・ 警戒避難体制の整備及び住民等への周知（市町村）
- ・ 警戒避難体制整備における市町村への支援・協力（県）
 - * 「鹿児島県河川砂防情報システム」による雨量や土砂災害危険度等の情報提供
 - * 気象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」の提供
 - * ハザードマップの作成に資する「地図データ」等の提供

○ 「土砂災害特別警戒区域」指定後の実施項目

- ・ 宅地分譲などの特定開発行為に対する許可制（県）
- ・ 居室を有する建築物の構造規制（県、市町村）
- ・ 既存住宅の移転促進（県）

(4) 盛土規制法に基づく規制区域等の指定

令和3年7月、静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、国において、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に「宅地造成及び特定盛土等規制法」、いわゆる「盛土規制法」が令和5年5月26日に施行されたところである。

県では、盛土等による災害の防止を図るため、盛土規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）の指定に必要な基礎調査を実施する。

(5) 宅地防災対策の促進

県では、令和2年度までの2か年にわたり、大規模盛土造成地を有する25市町のうち、宅地造成工事規制区域の指定等の権限を有する鹿児島市ほか3市を除く21市町の大規模盛土造成地の調査を実施し、令和3年4月に、この調査により作成した宅地カルテを当該市町へ提供したところである。

今後は、大規模盛土造成地を有する市町が地質調査等の安全性把握調査に取り組み、よう技術的な支援を行うとともに、県民向けの宅地防災に関する意識啓発を市町村と連携して取り組むこととしている。

○大規模盛土造成地を有する市町

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，
薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，
志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，さつま町，長島町，
湧水町，大崎町，屋久島町，徳之島町，伊仙町 計 25市町

7 建築物の耐震化の促進について

(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定

令和3年12月の耐震改修促進法に基づく国の基本方針の改正を踏まえ、平成17年度に策定した県建築物耐震改修促進計画を令和5年3月に改定し、耐震化率の目標を改め、本計画に基づきより一層、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところである。

○耐震化率の目標

- ・ 多数の者が利用する建築物：令和12年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消
 - うち、防災拠点施設及びホテル・店舗等の大規模建築物については、令和7年までに概ね解消
- ・ 住宅：令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

また、平成31年1月の改正耐震改修促進法施行令施行により、地方公共団体が耐震改修促進計画に当該避難路を位置付けることにより、避難路沿いにある一定規模のブロック塀等について、耐震診断の実施を義務付けることができることとなった。

市町村に対し、改定された県計画に基づき市町村耐震改修促進計画を策定又は改定し、所有する建築物や住宅の耐震化について目標を設定し、耐震化に努めるとともに、避難路沿道のブロック塀等の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画への避難路の位置付けについて検討を依頼している。

(市町村の庁舎や避難所等を市町村計画に位置付けることで、国交省の交付金（補助率1/3）の対象となる。)

(2) 大規模建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により耐震診断を義務付けられたホテル・店舗等の大規模建築物の耐震改修を促進するため、県では国、関係市と連携して補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助している。

- ・ 補強設計の補助率
国 1/2，県 1/6，市町村 1/6（合計 5/6 ≒ 83.3%）
- ・ 耐震改修の補助率
国 1/3，県 5.75%，市町村 5.75%（合計 44.8%）

(3) 住宅の耐震化の促進

本県の住宅の耐震化率は約82% (H30)と推計されており、全国平均約87%に比べて5ポイント下回っている。

平成28年熊本地震でも多くの住宅被害がみられており、市町村に対し住民の意識啓発や助成の実施など住宅耐震化の積極的な取組を依頼している。

○県内自治体の取組状況（戸建住宅）《R5.4.1現在》

- ・ 耐震診断に係る助成制度 28市町
- ・ 耐震改修に係る助成制度 29市町

※12市町は熊本地震後に創設

(4) ブロック塀等の安全対策

県においては、毎年実施する建築技術者講習会において、ブロック塀等の施工方法に係る講習を行うとともに、毎年2回実施している建築物防災週間の機会を活用して、通学路などを優先して点検を行い、所有者等に安全対策の指導・助言を行っている。

さらに、平成30年6月の大阪府北部の地震を受けて、所有者等に注意を促すため、県のホームページや広報誌において、ブロック塀等の安全点検と安全対策について周知を図っているところである。

国は、ブロック塀等の耐震診断・除去・改修への補助制度を平成30年度に創設し、耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿いのブロック塀等については、補助率が嵩上げ（耐震診断：1/3→1/2，除却・改修：1/3→2/5）される。

市町村に対し、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊，転倒による災害を防止し，ブロック塀等の安全性を確保するため，補助制度の創設を依頼している。

8 空き家対策の推進について

平成30年住宅・土地統計調査によると、本県の「空き家」総数は約167,000戸、そのうち賃貸や売却が予定されているものや別荘等を除いた「その他の空き家」は約105,200戸と推計されている。

総住宅数に占める空き家の割合19.0%は全国6位、「その他の空き家」の割合12.0%は全国2位であり、市町村による地域の状況に応じた空き家対策が必要である。

県では、平成28年に国、県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」を設立し、総合的な空き家対策を推進している。

(1) 空き家対策啓発等支援事業

市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会の開催などにより、市町村の空き家対策の取組を促進する。

(2) かごしま空き家活用促進事業

学生コンペにおける優良な提案の実現等に要する経費を支援し、地域のニーズに合わせた空き家の更なる情報発信などにより、地域活性化に資する空き家活用を促進する。

(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（市町村への間接補助）

空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し、市町村が補助する改修費の一部を助成する。

なお、市町村の補助は、リフォーム補助や空き家改修補助の既存制度活用も可能。

VIII 令和5年度事業計画

1	道路建設課	・ ・ ・ ・ ・	2 4
2	道路維持課	・ ・ ・ ・ ・	2 6
3	河川課	・ ・ ・ ・ ・	3 0
4	砂防課	・ ・ ・ ・ ・	3 4
5	港湾空港課	・ ・ ・ ・ ・	4 0
6	都市計画課	・ ・ ・ ・ ・	4 6
7	建築課・営繕室	・ ・ ・ ・ ・	4 9
8	住宅政策室	・ ・ ・ ・ ・	5 1

1 道路建設課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
道路改築事業	17,696,875	18,104,273	97.7			
（個別補助事業）	8,758,360	8,769,770		55	45	
（内地交付金：重点配分）	2,020,130	2,350,784		62.7	37.3	
（内地交付金：非重点配分）	2,500,935	2,364,590		57.0	43.0	
（離島交付金）	1,330,620	1,300,869		68.4	31.6	
（離島架橋）				2/3	1/3	
（奄美交付金：国道）	1,694,230	869,100		80	20	
（奄美交付金：地方道）	1,392,600	2,449,160		70	30	
事業内容	現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の建設を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
地方特定道路整備事業	1,828,950	2,558,475	71.5		95	5
事業内容	現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の建設を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備（改良）事業	1,997,870	1,888,031	105.8		90	10
事業内容	小規模な道路改良（現道拡幅，ボトルネック解消，1.5車線の道路整備など）を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所		事業概要
道路改築事業 (高規格)	国道504号	霧島市	溝辺道路	測量設計, 用地補償
	国道504号	さつま町	広瀬道路	改良, 舗装
	国道504号	さつま町	宮之城道路	測量設計
	国道504号	出水市, 阿久根市	阿久根高尾野道路	用地補償, 橋梁, 埋蔵文化財調査
	志布志福山線	志布志市	志布志道路	橋梁, 改良
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市	吾平道路	改良, 埋蔵文化財調査
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市, 錦江町	吾平大根占田代道路	測量設計, 用地補償
	7箇所			
道路改築事業 (その他)	国道226号	南さつま市	笠沙道路	トンネル設備, 舗装
	国道504号	霧島市	西光寺拡幅	橋梁, 改良, 測量設計
	鹿屋吾平佐多線	南大隅町	大中尾	改良, 用地補償, 測量設計
	国道328号	鹿児島市	小山田バイパス	測量設計
	手打蘭牟田港線	薩摩川内市	芦浜	用地補償, 改良, 測量設計
	西之表南種子線	西之表市	安城	改良, 舗装
	屋久島公園安房線	屋久島町	荒川中	改良, 舗装, 測量設計
	国道58号	奄美市	おがみ山バイパス	用地補償, トンネル本体工
	名瀬瀬戸内線	瀬戸内町	伊目	トンネル照明工
	喜界島循環線	喜界町	喜界蒲生	用地補償, 改良
	伊仙亀津徳之島空港線	伊仙町	東伊仙	用地補償, 改良, 舗装
	与論空港茶花線	与論町	立長	改良, 舗装
		外63箇所		
県単道路整備 事業(改良)	石垣加世田線	南九州市	本別府	改良
		外46箇所		
地方特定道路 整備事業	鹿児島蒲生線	鹿児島市	川上2	用地補償, 改良, 舗装, 測量設計
	脇本赤瀬川線	阿久根市	槇之浦	用地補償, 改良, 舗装, 橋梁
	幸田栗野線	湧水町	幸田	改良, 舗装, 橋梁
	黒石串良線	大崎町	二子塚	用地補償, 改良, 舗装, 測量設計
	外14箇所			

2 道路維持課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
道路維持補修事業	3,163,124	3,009,799	105.1		100	
事業内容	<p>側溝清掃，小規模な路面・構造物補修，草刈，遮断装置等の保守点検及び電話回線使用料，照明料等の支弁，降灰対策業務を行う。</p> <p>道路維持管理協働事業（かごしま道のともしびパートナー）を行う。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業	406,653	406,906	99.9		100	
事業内容	<p>路傍樹育成保全事業 路線の性格を考慮した適切な剪定等を行う。</p> <p>ふるさとの道サポート推進事業 地域住民等による自主的な道路の美化活動を推進するため，ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備事業 （改良） （舗装補修） （災害防除） （石油交付金） （電源交付金）	5,136,755	4,910,775	104.6		100 100 100 100 100	
事業内容	<p>公共事業と併行し，これを補完しながら道路整備を推進する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
道路災害防除事業 （内地） （離島） （奄美）	548,383	612,490	89.5	57.5 69 70	42.5 31 30	
事業内容	<p>道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に対して防災対策を実施し，交通の安全を確保する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
道路補修事業 （内地）	2,702,814	2,199,760	122.9	63.25	36.75	
				～	～	
（離島）				55	45	
（奄美）				69	31	
	70	30				
事業内容	橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して，計画的な点検及び補修を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
橋梁の耐震補強 （内地）	796,131	625,060	127.4	57.5	42.5	
（離島）				69	31	
（奄美）				70	30	
事業内容	緊急車両等の通行を確保するため，橋梁の耐震補強を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
特定交通安全施設等整備事業 （内地）	1,464,802	1,093,334	134.0	63.25	36.75	
				～	～	
（離島）				55	45	
				69	31	
				～	～	
（奄美）				60	40	
	70	30				
事業内容	歩道，自転車歩行者道の整備，交差点改良や歩道のバリアフリー化等を行う。 道路標識，道路照明，道路情報提供装置等の設置を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単交通安全施設整備事業	1,260,828	970,000	130.0		100	
事業内容	歩道，自転車歩行者道，交差点改良，路肩改良，車両停車帯，防護柵，区画線，歩道切り下げ，誘導ブロック，視線誘導標，道路反射鏡，案内標識，道路照明等の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
人にやさしい道づくり事業	110,000	110,000	100		100	
事業内容	歩道の段差解消や水平区間及び適切なすり付け勾配を確保する歩道の改善を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
電線共同溝整備事業 （内地） （奄美）	41,880	366,470	11.4	55 70	45 30	
事業内容	安全で快適な通行空間の確保，良好な景観・住環境の形成，災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的とした電線地中化を進める。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単橋りょう整備事業	100,000	140,000	71.4		100	
事業内容	橋梁の老朽化に対して，計画的な補修を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所	事業概要
道路災害防除事業	国道269号	南大隅町根占辺田地内	落石対策工 L = 10 m
	外26箇所		
道路補修事業	国道269号	曾於市末吉町森田地内 森田橋	橋梁補修工 N = 1 橋
	伊集院蒲生溝辺線	鹿児島市西佐多町	舗装補修工 L = 800 m
	玉取迫鹿児島港線	鹿児島市和田地内 和田トンネル	トンネル補修工 N = 1 箇所
	外152箇所		
特定交通安全施設等整備事業	国道504号	鹿屋市輝北町市成地内	歩道整備 L = 600 m
	末吉財部線	曾於市末吉町深川地内	交差点改良 L = 280 m
	国道448号	東串良町柏原地内	歩道整備 L = 430 m
	国道58号	龍郷町戸口地内	交差点改良 L = 180 m
	伊仙天城線	伊仙町糸木名地内	歩道整備 L = 1,700 m
	下平川内城線	知名町久志検地内	歩道整備 L = 800 m
	外19箇所		
橋梁の耐震補強	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町宮之浦地内 宮之浦大橋	耐震補強 N = 1 橋
	外11箇所		

3 河川課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
基幹河川改修事業	1,314,000	1,226,000	107.2	50	50	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、一級河川の指定区間又は二級河川において、総事業費が概ね12億円を超える改良工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
総合流域防災事業 (内地) (離島) (奄美)	4,847,895	4,303,837	112.6	50 50 60	50 50 40	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、流域面積が100km ² 未満の一級河川の指定区間又は二級河川において、1箇所の総事業費が100億円未満の河川工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
都市河川改修事業	1,155,000	1,447,000	79.8	50	50	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事で、総事業費が概ね24億円以上の河川工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
都市基盤河川改修事業	0	50,200	0.0	1/3	1/3	1/3
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、主要な地方中核都市の市街化区域に関わる流域面積が30km ² 以下の都市河川について、河川工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
海岸高潮対策事業	192,000	312,000	61.5			
（内地）	4,000	136,000		1/2	0.83/2	0.17/2
（離島）	63,000	63,000		11/20	7.3/20	1.7/20
（奄美）	125,000	113,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事業内容	海岸保全区域の波浪・高潮等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
海岸侵食対策事業	12,000	66,000	18.1			
（奄美）	12,000	66,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事業内容	海岸保全区域の波浪・高潮等による侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	119,000	98,000	121.4			
（内地）	119,000	98,000		1/2	0.83/2	0.17/2
事業内容	海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて対策を講じる。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初 (R4補正含む)	4年度当初 (R3補正含む)	比率	国	県	地元
海岸環境整備事業	126,000	97,000	129.8	1/3	1.6/3	0.4/3
事業内容	国土保全，人命及び財産の防護と併せて，安全で快適な海浜の利用を増進するための海岸施設整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単河川等防災事業	2,640,000	2,440,000	108.2		100	
事業内容	<p>国庫補助の対象とならない小規模工事で，特に緊急を要する小規模改良，寄洲除去，築堤工や護岸工等を施工する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
リバーフロント整備事業	100,000	100,000	100.0		100	
事業内容	<p>市町村のまちづくりと併せて，多くの人々が川に親しみ，地域におけるふれあいの場となるよう，水辺空間の整備を行う。</p>					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	河川等名	実施箇所	事業概要
基幹河川 改修事業	万之瀬川	南さつま市	橋梁, 護岸, 掘削, 用地補償, 測試
	別府川	姶良市	橋梁, 用地補償
	雄川	南大隅町	築堤, 護岸, 用地補償
	神之川	日置市	堰, 護岸, 掘削
	山田川	姶良市	築堤
総合流域 防災事業 外20河川	市山川	伊佐市	樋門, 掘削
	大里川	日置市 いちき串木野市	護岸, 用地補償, 測試
	花渡川	枕崎市	堰, 用地補償
	針持川	伊佐市	築堤, 護岸, 掘削
	甫木川	鹿屋市	堰, 用地補償, 測試
	甲女川	西之表市	護岸, 掘削, 用地補償
	住用川	奄美市	橋梁, 護岸, 用地補償
	大美川	龍郷町	橋梁, 築堤, 護岸, 用地補償, 測試
	川内川水系	薩摩川内市, 伊佐市 さつま町, 湧水町	樋門・水門等補修
	西之谷ダム	鹿児島市	長寿命化対策
	川辺ダム	南九州市	長寿命化対策
大和ダム	大和村	長寿命化対策	
都市河川改修事業	新川	鹿児島市	橋梁負担金, 用地補償, 測試
	稲荷川	鹿児島市	測試
	郡山甲突川	鹿児島市	護岸, 用地補償
海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	馬場海岸	錦江町	護岸
海岸高潮対策事業	岸良海岸	肝付町	離岸堤
	島間海岸	南種子町	離岸堤
	大金久海岸	大和村	人工リーフ
	嘉渡海岸	龍郷町	護岸
海岸侵食対策事業	嘉徳海岸	瀬戸内町	護岸
海岸環境整備事業	長崎鼻海岸	指宿市	護岸
県単河川等防災事業	甲突川他	県内全域	護岸, 寄洲除去等
リバーフロント 整備事業	麓川	南九州市	護岸
	郡田川	霧島市	散策路等
	樋脇川	薩摩川内市	護岸, 散策路等

4 砂防課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
通常砂防事業 （本土・離島） （奄美）	1,336,650	1,492,570	89.5	1/2 2/3	1/2 1/3	
事業内容	<p>荒廃溪流において，土砂流出による災害を防止するため，砂防堰堤，護岸工等を築造する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
火山砂防事業 （火山砂防）	1,000,650	1,096,200	91.3	5.5/10	4.5/10	
火山噴火緊急減災対策事業	106,328	93,400	113.8	1/2	1/2	
事業内容	<p>火山地，火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける地域において，土石流，火山泥流，溶岩流等の防止対策工事を施工する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
地すべり対策事業 （本土・溪流関連） （本土・非溪流関連） （奄美・溪流関連） （奄美・非溪流関連）	458,850	457,800	100.2	1/2 1/2 2/3 1/2	1/2 1/2 1/3 1/2	
事業内容	<p>地すべり地帯において崩壊を防止するため，地下水の排除，地表水の処理，抑止杭工等を実施する。</p>					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
急傾斜地崩壊対策事業 （公共施設関連） （一般）	2,177,700	2,172,975	100.2	45～47.5 40～45	45～47.5 40～50	5～10 10～20
事業内容	急傾斜地において斜面の崩壊を防止するため，擁壁工，法面工等を実施する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
総合流域防災事業	1,834,870	1,859,340	98.7			
通常砂防事業 （本土・離島） （奄美）	(865,720)	(942,900)	(91.8)	1/2 2/3	1/2 1/3	
地すべり対策事業 （本土・離島 溪流関連） （本土・離島 非溪流関連） （奄美 溪流関連） （奄美 非溪流関連）	(114,450)	(215,250)	(53.2)	1/2 1/2 2/3 1/2	1/2 1/2 1/3 1/2	
急傾斜地崩壊対策事業 （公共施設関連） （一般）	(80,850)	(66,150)	(122.2)	45～47.5 40～45	45～47.5 40～45	5～10 10～20
砂防メンテナンス事業 （砂防・地すべり（内地・離島）） （砂防・地すべり（奄美）） （急傾斜（公共施設関連）） （急傾斜（一般））	(721,350)	(582,540)	(123.8)	1/2 2/3 45～47.5 40～45	1/2 1/3 45～47.5 40～45	5～10 10～20
情報基盤整備事業	(52,500)	(52,500)	(100.0)	1/2	1/2	
事業内容	土砂災害対策のハード対策とソフト対策を一体的に実施し，豪雨災害に対し流域一帯となった総合的な対策を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
砂防事業等調査事業 （砂防，地すべり，急傾斜） （全て総合流域防災事業）	393,182	524,000	75.0	1/3	2/3	
事業内容	「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため，溪流や急傾斜地など土砂災害が発生するおそれのある土地について，地形，地質，利用状況などの基礎調査を実施する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急砂防事業 （本土・通常） （本土・火山） （奄美・通常） （奄美・火山）	0	0	0.0	1/2 5.5/10 2/3 2/3	1/2 4.5/10 1/3 1/3	
事業内容	災害関連緊急砂防事業と一体的な計画に基づき，概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急地すべり対策事業 （本土・離島 溪流関連） （本土・離島 非溪流関連） （奄美 溪流関連） （奄美 非溪流関連）	0	0	0.0	1/2 1/2 2/3 2/3	1/2 1/2 1/3 1/3	
事業内容	災害関連緊急地すべり対策事業と一体的な計画に基づき，概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急砂防事業 （本土・離島） （奄美）	30,000	30,000	100.0	2/3 8.5/10	1/3 1.5/10	
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため砂防工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急地すべり対策事業 （本土・離島 溪流関連） （本土・離島 非溪流関連） （奄美 溪流関連） （奄美 非溪流関連）	30,000	30,000	100.0	2/3 1/2 8/10 8/10	1/3 1/2 2/10 2/10	
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，地すべり災害が発生したものに対して緊急に地すべり工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （公共関連） （一般）	15,000	15,000	100.0	45~48.75 40~47.5	45~48.75 40~47.5	2.5~10 5~20
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，急傾斜地に新たな崩壊が生じたもの等に対して緊急に擁壁工，法面工及び排水工を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	14,000	14,000	100.0	50	20	30
事業内容	激甚災害に伴い，がけ地崩壊が発生している箇所のうち，地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において，市町村が行う崩壊防止施設の設置に要する経費に対し国及び県が補助を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単砂防事業	300,518	308,511	97.4		90	10
事業内容	国庫補助の対象とならない荒廃溪流において，床固工，護岸工等の築造や公共事業の事前調査等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単急傾斜地崩壊対策事業	330,322	336,072	98.3		50	50
事業内容	<p>国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地のうち，市町村が行う斜面の崩壊工事に対する補助等を行う。</p>					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	溪流等名	実施箇所	事業概要
通常砂防事業 (総合流域防 災事業含む。)	川添川	湧水町	堰堤工 H = 10.0m L = 38m
	野田川	長島町	堰堤工 5.6m L = 33m
	松崎谷	薩摩川内市	堰堤工 H = 7.5m L = 25m
	垂水の小川	垂水市	側壁・水叩工 L = 14.1m
	城第2小川	西之表市	堰堤工 H = 2.0m L = 25m
	松原川	天城町	堰堤工 H = 5.0m L = 30m
	県内全域	鹿児島市他	土砂災害警戒区域等の指定に向けた調査
	外 6 6 箇所		
火山砂防事業	久志川	南さつま市	管理用道路 L = 140m
	本珠院谷	南さつま市	堰堤工 H = 2.5m L = 25m
	秋目川	南さつま市	堰堤工 H = 4.5m L = 5m
	向湯田谷川	日置市	側壁・水叩工 L = 30.5m
	栗山追川(2)	いちき串木野市	堰堤工 H = 1.0m L = 80m
	外 3 1 箇所		
急傾斜地崩壊 (総合流域防 災事業含む。)	中福良4	鹿児島市	法面工 A = 650m ²
	古里	鹿児島市	法面工 A = 1,000m ² , 擁壁工 L = 40m
	中俣2	垂水市	法面工 A = 280m ²
	城ヶ崎	錦江町	法面工 A = 500m ²
	渡辺団地	曾於市	法面工 A = 1,600m ²
	安勝5	奄美市	法面工 A = 200m ²
	大金久	大和村	法面工 A = 180m ²
	西古見	瀬戸内町	擁壁工 L = 85m
外 8 1 箇所			
地すべり対策 事業 (総合流域防 災事業を含む。)	平崎	南さつま市	集水井工
	吉野山	薩摩川内市	調査観測一式, 横ボーリング, 集水井工
	日木山	始良市	調査観測一式
	小浜	奄美市	調査観測一式, アンカー工
	浦	龍郷町	調査観測一式, アンカー工, 横ボーリング工
	瀬久井	瀬戸内町	調査観測一式, 横ボーリング工
	外 9 箇所		

5 港湾空港課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
重要港湾改修事業	1,739,350	1,614,980	107.7			
〔内地小規模なものを除く〕				50	33	17
〔内地小規模なもの〕				40	38.4	21.6
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	33	17
〔共通緑地（下もの）〕	33.33	42	24.67			
事業内容	重要港湾5港（鹿児島港，志布志港，川内港，西之表港，名瀬港）における物流ネットワークの形成及び海上交通の安定性向上を図るため，港湾施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
地方港湾改修事業	2,620,400	2,602,410	100.7			
〔内地〕				40	38.4	21.6
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	33	
〔共通緑地（下もの）〕				33.33	42	17
事業内容	各地域における物資流通の円滑化，生活航路の確立，各種の地場産業の振興等を行うため地方港湾の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
港湾施設改良費統合補助事業 （改良） 〔内地・奄美（利便性向上のための改良）〕 〔離島（ 〃 ）〕	1,615,339	1,387,622	116.4	33.33	40	26.67
（延命化） 〔内地・奄美（既存施設延命化のための改良）〕 〔離島（ 〃 ）〕				50	30	20
				33.33	53.34	13.33
	50	40	10			
事業内容	既存施設を有効活用しつつ，施設の老朽化等により利用効率の低下した施設に適切な改良等を加え，港湾の高度利用や利便性の向上，施設の機能復旧・向上を図る。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
整備事業 （起債）	1,726,000	1,546,000	111.6		100	
事業内容	補助対象とならないふ頭用地，荷役機械，上屋等の整備や改良を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
港整備交付金事業 〔内地〕 〔離島 外かく・水域〕 〔離島 係留・臨港道路〕	1,543,140	1,556,440	99.1	46.0	38.4	21.6
				90	10	
				69.0	31.0	
事業内容	隣接・近隣する地方港湾と漁港（第一種漁港，第二種漁港）を連携して一体的に整備することにより，地域再生を図る。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単港湾整備事業	345,989	342,296	101.0		80	20
事業内容	国庫補助事業として採択されない小規模な事業で，港湾施設等の新設，改良等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
港湾海岸高潮対策事業 (内地) (離島) (奄美)	361,515	321,382	113.6	50.0 55.0 66.7	41.5 36.5 25.8	8.5 8.5 7.5
事業内容	高潮，波浪等による被害が発生する恐れのある地域について，海岸保全施設の新設・改良等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
空港整備事業 (離島) (奄美)	891,450	698,250	127.7	80 80	20 20	
事業内容	航空機の安全かつ安定的な運航を確保するため，空港土木施設や照明施設等の整備や改良・更新を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単空港整備事業	221,700	267,800	82.8		100	
事業内容	国庫補助対象とならない空港施設の改良又は機能維持に必要な整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
鹿児島港本港区エリアまちづくり事業	21,242	3,057	694.9		100	
事業内容	鹿児島港本港区エリアまちづくりについて，ドルフィンポート跡地の暫定活用を図る。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	港名	実施箇所	事業概要
重要港湾 改修事業	鹿児島港	鹿児島市	道路, ふ頭用地, 岸壁照明
	川内港	薩摩川内市	防波堤, 導流堤
	志布志港	志布志市	高台避難緑地, 公共上屋(改良)
	西之表港	西之表市	防波堤(改良)
	名瀬港	奄美市	岸壁(改良)
地方港湾 改修事業	長浜港	薩摩川内市	防波堤(改良)
	宮之浦港	屋久島町	防波堤
	湾港	喜界町	防波堤
	亀徳港	徳之島町	防波堤
港湾施設 統合補助事業	和泊港	和泊町	防波堤
	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(改良), 道路(改良)
	志布志港	志布志市	岸壁(改良), 道路(改良)
	名瀬港	奄美市	道路(改良)
	串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良)
	黒之浜港	阿久根市	物揚場(改良)
	加治木港	始良市	岸壁(改良)
	垂水港	垂水市	可動橋(改良)
	波見港	東串良町	航路
	指江港	長島町	護岸(防波)(改良)
	田之脇港	西之表市	防砂堤
	島間港	南種子町	防砂堤(改良)
	宮之浦港	屋久島町	護岸(防波)(改良), 防潮堤(改良), 浮棧橋(改良), 岸壁(改良), 取付護 岸(改良)
	安房港	屋久島町	防潮堤(改良), 泊地
	古仁屋港	瀬戸内町	浮棧橋(改良)
	亀徳港	徳之島町	岸壁(改良)
	平土野港	天城町	岸壁(改良)
	和泊港	和泊町	岸壁(改良), 物揚場(改良), 道路(改良)
与論港	与論町	岸壁(改良), 浮棧橋(改良)	

事業名	港名	実施箇所	事業概要
整備事業 (起債)	鹿児島港	鹿児島市	ふ頭用地, 旧木材港区埋立, 護岸延命化
	川内港	薩摩川内市	ふ頭用地
	志布志港	志布志市	護岸延命化, 荷役機械延命化, 港湾関連用地
	西之表港	西之表市	ふ頭用地
	名瀬港	奄美市	旅客上屋, ふ頭用地
港整備 交付金事業	中之島港	十島村	防波堤
	硫黄島港	三島村	岸壁, 船揚場(改良)
	片側港	長島町	可動橋(改良)
	鹿屋港	鹿屋市	浮棧橋
	指江港	長島町	防波堤, 浮棧橋
	瀬戸港	長島町	浮棧橋
	宮之浦港	長島町	浮棧橋
	指宿港	指宿市	浮棧橋(改良)
	大泊港	南大隅町	浮棧橋
	西之表港	西之表市	緑地, 岸壁
	安房港	屋久島町	防波堤
港湾海岸 高潮対策事業	鹿児島港	鹿児島市	排水機場(改良)
	西方港	薩摩川内市	護岸(改良)
	垂水港	垂水市	防潮堤(改良)
	中之島港	十島村	防潮堤(改良)
	里港	薩摩川内市	防潮堤(改良)
	古仁屋港	瀬戸内町	防潮堤(改良)
	亀徳港	徳之島町	護岸(改良)
	和泊港	和泊町	防潮扉(改良)
県単港湾整備 事業	鹿児島港外	県内全域	計画調査等
空港整備事業	種子島空港	中種子町	RESA整備, 航空灯火LED化 脱炭素化推進計画策定
	奄美空港	奄美市	RESA整備, 航空灯火LED化
	喜界空港	喜界町	滑走路改良
	徳之島空港	天城町	RESA整備, 脱炭素化推進計画策定
	与論空港	与論町	場周柵更新, 電源施設更新

6 都市計画課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
街路事業 （内地） （奄美）	940,000 940,000	1,216,700 1,216,700	77.3	55 70	35 30	10
事業内容	都市内の主要幹線街路の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備事業	50,000	100,000	50.0		90	10
事業内容	補助事業等を補完して，効率的な都市計画道路の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業 （街路）	64,190	28,200	227.6		90	10
事業内容	商店街の活性化や個性ある街づくりのため，景観に配慮した歩道等の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	56,920	51,188	111.2	県管理道路整備費の5％を県費補助として交付 (H19.4.1以前の新規採択事業は10%)		
事業内容	市町村が実施する土地区画整理事業のうち，県管理道路の整備に係る費用の一部を県費補助として交付する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単街路緑化事業	40,000	24,600	162.6		100	
事業内容	快適で魅力あふれる地域社会，生活環境作りのために，街路の緑化を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
公園整備事業	413,769	376,959	109.8	50	50	
事業内容	県民に健全なレクリエーションの場や，自然とのふれあいの場を提供するため，北薩広域公園の整備等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県単公園整備事業	68,342	63,000	108.5		100	
事業内容	県民に健全なレクリエーションの場を提供するため，既存公園の施設改修等を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所	事業概要
街路事業	寿大通線	鹿屋市札元	W = 16 m 道路整備（道路改良，用地買収）
	催馬楽坂線	鹿児島市上竜尾町	W = 12 m 道路整備（道路改良，用地買収）
	帖佐駅三拾町線	姶良市東餅田	W = 16 m 道路整備（用地買収）
県単道路整備事業	寿大通線 外2箇所	鹿屋市 外2市	補助事業の補完
県単街路緑化事業	国道269号外 4箇所	鹿屋市 外4市町	道路植栽工
ふれあいとゆ とりの道づくり 事業	空港通線 外3箇所	天城町 外1市2町	景観に配慮した歩道等の整備
公園整備事業	北薩広域公園外	さつま町外	施設整備等
県単公園整備事業	吉野公園	鹿児島市	施設補修等
	石橋記念公園	鹿児島市	施設補修等
	谷山緑地	鹿児島市	施設補修等
	吹上浜海浜公園	南さつま市	施設補修等
	北薩広域公園	さつま町	施設補修等
	大隅広域公園	鹿屋市 肝付町	施設補修等

7 建築課・営繕室

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合（耐震改修）		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
建築物耐震化促進事業	82,102	111,108	73.9	1/3	5.75%	5.75%
事業内容	大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため，法で耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
がけ地近接等危険住宅移転事業	6,968	6,968	100.0	50	25	25
事業内容	がけ地の崩壊等により，住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
盛土等規制区域指定指定基礎調査事業	31,000	—	—	1/2	1/2	—
事業内容	盛土等による災害の防止を図るため，盛土規制法に基づく規制区域の指定に必要な基礎調査を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
営繕受託事業	12,834,665	8,413,827	152.5	—	—	—
事業内容	<p>※予算額は発注ベースで，住宅政策室を含む。</p> <p>県有施設管理の主務課からの依頼により，県有建築物の整備を行う。</p> <p>令和5年度における主な工事は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊佐湧水警察署武道場車庫棟改築工事 ・武岡台高校内部改修工事（教室棟） ・屋久島高校環境文化研修センター雨漏り対策工事 ・伊佐農林高校産振実習棟改築工事 ・にぎわい回廊整備田中一村記念美術館改修工事 ・鹿児島南高校改築工事（渡り廊下） ・鶴翔高校牛舎改築工事 ・鹿屋農業高校豚舎改築工事 ・錦江湾高校屋内運動場改築工事 ・名瀬港旅客ターミナル新築工事 ・隼人工業高校大規模改修工事（実習棟） 					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
かごしま建築BIM促進事業	200	2,994	6.6		100	
事業内容	<p>働き方改革・建設業の生産性向上を目的に，営繕業務における ICT 活用の一環として BIM 活用の促進を図るため，昨年度導入した BIM ソフトを継続的に利用するための環境を整備する。</p>					

8 住宅政策室

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
県営住宅建設事業	412,210	451,230	91.4	概ね 50/100	50/100	
事業内容	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため，県営住宅の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
既設県営住宅改善事業	1,478,013	1,593,292	92.8	概ね 50/100	50/100	
事業内容	既設県営住宅の安全性確保や居住性向上を図るため，外壁改修や老朽化した設備の改善，バリアフリー化等の住戸改善を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	5年度当初	4年度当初	比率	国	県	地元
高齢者あんしん住まい整備事業 （建設費補助）	32,813	32,813	100.0	9/100	11/100	80/100 (事業者)
事業内容	高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するために，民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備費に対し補助を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	団地名	実施箇所	事業概要
県営住宅 建設事業	松陽台第二団地	鹿児島市	公営 木造 2階 8 - 1期 8戸 (工事)
	原良団地	鹿児島市	公営 RC造 1棟 10階 60戸 (設計)
既設県営住宅 改善事業	県下20団地 (星ヶ峯団地外)	県下	外壁改修等安全性確保,居住性向上 (外壁改修・ガス管改修,段差解消 等)

Ⅹ 資料（細目次）

1 建設業	53
(1) 許可業者 (53)	
(2) 格付及び入札執行 (54)	
(3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ (55)	
(4) 建設業者に対する講習会等の開催状況 (55)	
(5) 県内建設業者の倒産状況 (55)	
(6) 地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数 (56)	
2 用地・土地収用	57
(1) 用地取得 (57)	
(2) 登記 (59)	
(3) 県主催用地職員研修の実施状況 (59)	
(4) 用地の業務委託 (60)	
(5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度 (61)	
(6) 土地収用 (61)	
3 技術管理・工事検査	62
(1) 土木行政事務の電子化 (62)	
(2) 市町村等の積算システムへの支援 (62)	
(3) 土木工事設計単価改定状況 (62)	
(4) 土木技術職員の研修実施状況 (63)	
(5) 検査及び監査実施状況 (63)	
(6) 建設副産物対策 (64)	
(7) 公共事業の再評価について (65)	

4 道 路	66
(1) 高規格道路等網図 (66)	
(2) 現況総括表 (67)	
(3) 建設機械の配置状況 (68)	
5 河 川	69
(1) 河川の管理状況 (69)	
(2) 県管理河川の整備状況 (69)	
(3) 所管別海岸延長 (69)	
(4) 災害復旧事業 (70)	
(5) 水防 (70)	
6 砂 防	71
(1) 危険箇所状況 (71)	
(2) 砂防3法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況 (72)	
7 港 湾	73
(1) 県管理港湾一覧 (73)	
(2) 重要港湾の整備状況 (75)	
8 空 港	76
(1) 空港の現況 (76)	
9 都市計画	77
(1) 都市計画法適用市町 (78)	
(2) 市街化区域及び市街化調整区域 (80)	
(3) 地域地区 (81)	
(4) 都市公園 (87)	
(5) 都市別都市計画道路一覧表 (89)	
(6) 土地区画整理事業施行中箇所 (90)	

- (7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表 (91)
- (8) 都市下水路一覧表 (93)
- (9) 浄化槽設置整備事業設置基数 (94)
- (10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数 (94)
- (11) 農業集落排水施設実施状況 (95)
- (12) 漁業集落排水施設実施状況 (96)
- (13) 屋外広告物の規制 (97)

10 建 築 98

- (1) 建築物等確認申請県受付件数 (98)
- (2) 確認事務県取扱件数 (99)
- (3) 建築物の着工状況 (99)
- (4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況 (100)
- (5) 年度別建築士試験の状況 (100)
- (6) 年度別建築士事務所登録等の状況 (100)
- (7) 宅地建物取引業法の施行状況 (101)
- (8) がけ地近接等危険住宅移転事業 (102)
- (9) 宅地開発の状況 (102)
- (10) 宅地開発の状況 (住宅団地 5 ha以上) (103)

11 住 宅 105

- (1) 市町村別公営住宅管理戸数 (105)
- (2) 住宅地区改良事業等実績 (106)

12 そ の 他 108

- (1) 土木部機構の変遷 (108)
- (2) 機構図 (122)

1 建設業

(1) 許可業者

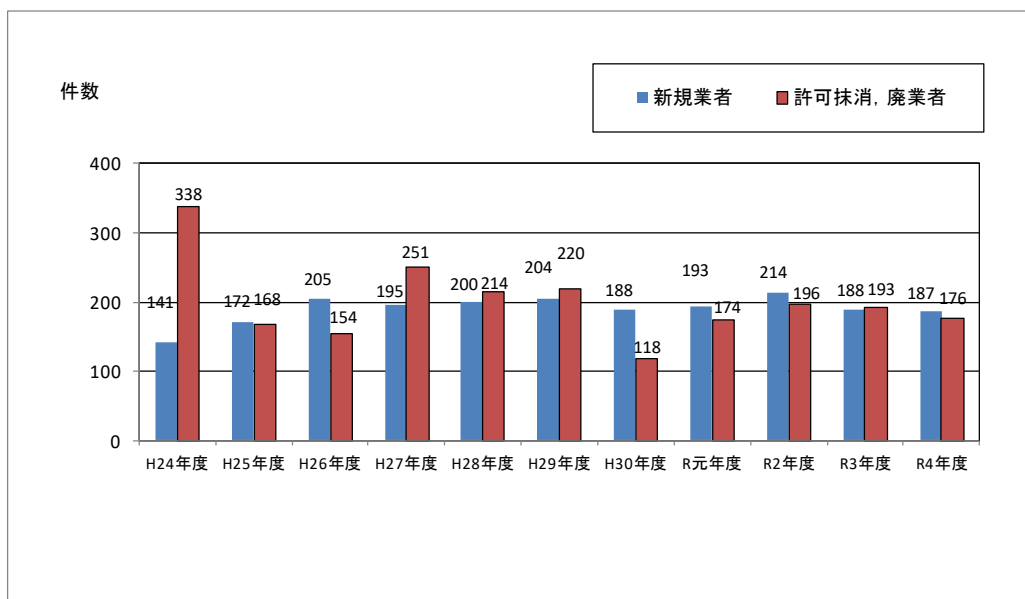
建設業法の規定により1件500万円以上の建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円以上又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事）を請け負う建設業者のうち、2以上の都道府県に営業所を設けて営業を行う者にあつては国土交通大臣の、その他の者にあつてはその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

許可業者の数は、次のとおりである。

ア 許可業者数の推移(令和5年3月31日現在)

区分 年度	大臣許可	知事許可	計	内 訳	
				法人	個人
24	64	5,494	5,558	4,886	672
25	56	5,506	5,562	4,882	680
26	57	5,556	5,613	4,941	672
27	57	5,500	5,557	4,908	649
28	59	5,484	5,543	4,906	637
29	63	5,464	5,527	4,905	622
30	59	5,538	5,597	4,977	620
元	59	5,557	5,616	5,021	595
2	63	5,571	5,634	5,056	578
3	64	5,565	5,629	5,077	552
4	65	5,575	5,640	5,111	529

イ 新規許可業者と許可抹消及び廃業者数の推移



(2) 格付及び入札執行

県建設工事を発注するに当たり、工種や工事規模に応じた確実な契約履行能力を有する建設業を公正かつ効率的に選定するため、建設業者の経営内容や施工実績等を総合的に評価し、施工能力を区分している。

ア 県建設工事入札参加資格者数の推移(令和5年4月1日現在)

地区	年度	30	元	2	3	4	5
鹿 児 島		979	945	955	925	939	905
南 薩		214	212	214	208	208	198
北 薩		358	345	345	340	347	328
始 良 ・ 伊 佐		306	295	295	290	295	282
大 隅		447	420	426	395	403	389
熊 毛		120	112	112	106	108	105
大 島		369	364	365	351	353	337
計 (注)		2,831	2,731	2,751	2,657	2,697	2,586
許可件数に対する割合		51.2%	48.8%	48.9%	47.2%	48.1%	45.9%
県 外 業 者		621	588	597	484	501	537

(注) 県内の大臣許可業者も計上しているため、各地区の合計とは一致しない。

イ 建設業者に対する指名停止及び監督処分状況 (コンサルタント業者も含む)

○ 指名停止

年度	区分	指名停止件数	内 訳				備 考
			A級	B級	C級	D級	
21		34	12	6	5	3	その他 8
22		68	48	10	7	2	その他 1
23		36	7	12	12	3	その他 2
24		20	10	2	6	1	その他 1
25		35	22	4	5	3	その他 1
26		24	8	3	7	4	その他 2
27		29	14	6	6	0	その他 3
28		27	17	2	5	1	その他 2
29		10	3	3	2	1	その他 1
30		18	13	1	2	0	その他 2
元		8	6	1	0	0	その他 1
2		7	4	0	3	0	
3		6	2	1	1	0	その他 2
4		12	6	1	4	0	その他 1

○ 監督処分

年度	区分	指 示 件 数	営 業 停 止 件 数	取 消 件 数	計
21		6	0	1	7
22		1	20	2	23
23		22	1	2	25
24		8	2	0	10
25		2	1	1	4
26		2	0	1	3
27		4	3	1	8
28		1	1	0	2
29		2	0	0	2
30		2	0	0	2
元		3	1	1	5
2		3	0	0	3
3		3	0	0	3
4		2	1	1	4

(3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ（その他工事を除く。）

年度	区分		土木		建築		舗装		装		造		園		管		電		気		合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25	県内業者	1,341	43,408	134	9,822	586	8,541	25	330	103	3,022	95	2,311	2,284	67,434							
	県外業者	5	352	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	6	369							
	計	1,346	43,760	134	9,822	587	8,558	25	330	103	3,022	95	2,311	2,290	67,803							
26	県内業者	1,273	40,307	108	6,315	349	5,000	50	545	75	1,791	92	2,103	1,947	56,061							
	県外業者	5	1,582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,582							
	計	1,278	41,889	108	6,315	349	5,000	50	545	75	1,791	92	2,103	1,952	57,643							
27	県内業者	1,335	37,378	106	5,954	460	5,923	32	349	61	1,317	86	1,355	2,080	52,276							
	県外業者	4	1,127	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	5	1,146							
	計	1,339	38,505	106	5,954	460	5,923	32	349	61	1,317	87	1,374	2,085	53,422							
28	県内業者	1,596	51,376	100	10,364	551	7,119	35	278	81	1,957	111	3,090	2,474	74,184							
	県外業者	4	1,469	0	0	0	0	0	0	0	0	1	27	5	1,496							
	計	1,600	52,845	100	10,364	551	7,119	35	278	81	1,957	112	3,117	2,479	75,680							
29	県内業者	1,261	32,913	80	3,453	456	5,473	23	217	63	1,450	83	2,111	1,966	45,617							
	県外業者	2	161	0	0	0	0	0	0	0	0	1	192	3	353							
	計	1,263	33,074	80	3,453	456	5,473	23	217	63	1,450	84	2,303	1,969	45,970							
30	県内業者	1,542	35,677	66	6,044	471	5,431	74	301	58	1,346	110	2,005	2,321	50,804							
	県外業者	4	367	1	516	0	0	0	0	0	0	10	129	15	1,012							
	計	1,546	36,044	67	6,560	471	5,431	74	301	58	1,346	120	2,134	2,336	51,816							
元	県内業者	1,593	46,062	57	2,227	440	5,773	16	117	42	965	88	2,212	2,238	57,460							
	県外業者	2	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	104							
	計	1,595	46,166	57	2,227	440	5,773	16	117	42	965	88	2,212	2,238	57,460							
2	県内業者	1,998	55,284	51	9,301	424	5,957	13	76	46	1,686	97	3,051	2,629	75,355							
	県外業者	19	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	270							
	計	2,017	55,554	51	9,301	424	5,957	13	76	46	1,686	97	3,051	2,648	75,625							
3	県内業者	1,932	58,863	53	5,134	570	9,427	14	128	59	1,631	77	1,754	2,705	76,737							
	県外業者	12	220	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	14	221							
	計	1,944	58,883	53	5,134	570	9,427	14	128	59	1,631	79	1,755	2,719	76,958							
4	県内業者	1,593	32,218	42	849	635	12,843	26	526	42	849	43	870	2,381	48,155							
	県外業者	20	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	404							
	計	1,613	32,622	42	849	635	12,843	26	526	42	849	43	870	2,401	48,559							

(注) 当初契約の件数及び金額を条件として算出

(4) 建設業者に対する講習会等の開催状況

(建設業経営者研修会)

年度	会場数	出席者数
22	18	2,813
23	19	2,733
24	20	2,653
25	20	2,578
26	20	2,524
27	18	2,512
28	18	2,372
29	18	2,427
30	18	2,368
元	19	2,332
2	0	0
3	19	2,224
4	19	2,095

(建設技術者研修会)

年度	会場数	出席者数
22	16	2,452
23	18	2,281
24	18	2,102
25	17	2,092
26	18	2,006
27	17	2,037
28	17	1,963
29	17	1,931
30	18	1,983
元	18	2,017
2	20	2,118
3	18	2,053
4	18	2,190

(5) 県内建設業者の倒産状況

項目	件数 (a) (件)	うち建設業者		うち建設業者		うち建設業者		うち建設業者		うち建設業者		うち建設業者		その他 (件)	計画 失敗 (件)	放逐 及び 販売不 振 (件)	回収 難等 (件)
		許可 業者 (件)	無許可 業者 (件)	計 (b) (件)	比率 (b)/(a) (%)	計 (c) (件)	比率 (c)/(b) (%)	A (件)	B (件)	C (件)	D (件)						
年度																	
23	68	13	12	25	36.8	7	28.0	1	2	3	1	0	0	5	2		
24	71	14	8	22	31.0	7	31.8	1	2	4	0	0	0	7	0		
25	87	17	3	20	23.0	8	40.0	0	1	7	0	0	0	9	2		
26	67	11	3	14	20.9	7	50.0	0	0	4	3	0	0	7	0		
27	66	11	2	13	19.7	5	38.5	1	3	0	1	0	0	5	0		
28	64	18	2	20	31.3	13	65.0	1	0	6	6	0	0	14	1		
29	81	5	12	17	27.9	5	29.4	1	0	2	1	1	0	16	1		
30	18	14	1	15	18.8	10	66.7	1	1	7	1	0	0	10	0		
元	67	8	6	14	20.9	3	21.4	1	1	1	0	0	0	11	3		
2	45	7	3	10	22.2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	50	4	3	7	14.0	2	28.6	0	0	0	2	1	0	7	0		
4	54	8	4	12	22.2	2	16.7	0	0	2	0	6	0	12	0		

(負債総額 1,000万円以上)

2 用地・土地収用

(1) 用地取得

ア 取得面積等の推移

(単位：千円, m²)

区分 年度	事業費	土地購入費 (A)	補償費 (B)	計 (A)+(B)	取得面積
30	29,178,118	561,276	1,660,796	2,222,072	382,348
元	37,121,227	455,543	1,002,010	1,457,553	347,913
2	36,084,337	555,754	1,652,010	2,207,764	401,152
3	41,123,801	727,090	2,550,536	3,277,626	383,569
4	32,684,688	770,015	2,626,918	3,396,933	398,593

(注) 事業費は用地補償費のある事業費である。

イ 事業別用地補償費

(単位：千円, %)

区分	令和2年度(比率)	令和3年度(比率)	令和4年度(比率)
道路	863,785 (39.1)	1,292,129 (39.4)	1,496,435 (44.1)
河川	501,946 (22.7)	279,376 (8.5)	860,322 (25.3)
砂防	110,058 (5.0)	146,558 (4.5)	136,668 (4.0)
その他	524,142 (23.8)	921,230 (28.1)	366,833 (10.8)
県単事業	207,833 (9.4)	638,333 (19.5)	536,675 (15.8)
計	2,207,764 (100.0)	3,277,626 (100.0)	3,396,933 (100.0)

ウ 所属別用地補償費

(単位：千円)

所 属	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鹿 児 島	450,042	1,393,394	1,594,575
南 薩	145,698	131,196	86,914
北 薩	540,131	379,430	257,297
甌 島	9,481	24,747	56,106
始 良・伊 佐	176,663	111,184	267,265
大 隅	491,425	567,901	509,575
熊 毛	205,787	68,303	52,456
屋 久 島	18,215	26,187	5,164
大 島	122,340	141,463	346,039
瀬 戸 内	20,615	11,257	7,928
喜 界	0	0	0
徳 之 島	22,643	76,463	51,113
沖 永 良 部	4,724	346,102	162,501
合 計	2,207,764	3,277,626	3,396,933

エ 公共土木用地取得先行事業

公共事業の円滑な推進を図るため、昭和39年度から「公共土木用地取得先行事業等特別会計」を設置し、工事施工年度前に、あらかじめまとまりのある事業用地の先行取得を行っている。令和3、4年度は、国直轄事業である事業用地の先行取得の要請はない。

公共土木用地取得先行事業実施状況

(単位：千円)

年度	事業名	路線等名	位置	用地先行事業費
3	(現年度分) 直轄事業(国土交通省)	南九州西回り 自動車道	阿久根市	0
	(繰越分)			0
	合 計			0
4	(現年度分) 直轄事業(国土交通省)	南九州西回り 自動車道	阿久根市	0
	(繰越分)			0
	合 計			0

(2) 登記

ア 登記処理状況

区分 年度	要登記筆数 (A)	登記済筆数 (B)	未登記筆数	単年度 登記率 (%) (B/A)	左記登記済筆数の処理内訳				総 取得 筆数 (C)	登 記 済 筆 数 (D)	登 記 率 (%) (D/C)
					公嘱委託		事務所処理				
					受 託 者 数	登 記 済	用 地 調 査 数	登 記 済			
30	1,916	1,630	286	85.1	8 46	1	49	1,629	439,575	439,289	99.9
元	1,562	1,325	237	84.8	8 22	3	49	1,322	440,858	440,621	99.9
2	1,703	1,476	227	86.7	8 18	0	39	1,476	442,330	442,103	99.9
3	1,575	1,357	218	86.2	7 18	1	39	1,356	443,685	443,467	99.9
4	1,553	1,314	239	84.6	16 8	0	39	1,314	445,020	444,781	99.9

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

イ 登記に要した経費に関する調べ

年度	用 地 調査員 数(人)	用地調査員 に係る所要 経費(千円)	用地調査員の 1筆当り登記 所要経費(円)	公嘱委託に 要した経費 (千円)	公嘱委託による 1筆当りの所 要経費(円)	登記に要し た経費 (千円)
30	49	106,087	64,845	1,272 14,586	70,667 115,762	121,945
元	49	103,647	77,989	1,574 11,990	131,167 146,220	117,211
2	39	93,722	63,198	1,310 8,560	163,750 214,000	103,592
3	39	90,666	66,568	1,349 9,741	192,714 270,583	101,756
4	39	102,642	78,114	3,433 7,518	163,476 250,600	113,593

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 県主催用地職員研修の実施状況 (単位：人)

年度	初任者研修	一般研修	調査員初任者研修	農政部と共催（一般研修はH20 から）で、土木部の出席者数を 計上。
2	書面開催	中止	書面開催	
3	91	書面開催	書面開催	
4	書面開催	37	21	

(※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から初任者研修のみ開催)

(4) 用地の業務委託

ア 建物等の物件調査委託

委託先 補償コンサルタント等

区分 年度	契約件数 (件)	委託料 (千円)
30	82	176,313
元	93	255,564
2	98	285,215
3	146	317,216
4	104	324,801

イ 登記事務の委託

委託先 公共嘱託登記司法書士協会・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の合計

区分 年度	処理筆数 (筆)	委託筆数 (筆)	委託料 (千円)	受託者数 (人)	委託率 (%)
30		18	1,272	8	1.1
	1,630	126	14,586	46	7.7
元		12	1,574	8	0.9
	1,325	82	11,990	22	6.2
2		8	1,310	8	0.5
	1,476	40	8,560	18	2.7
3		7	1,349	7	0.5
	1,357	36	9,741	18	2.7
4		21	3,433	16	1.6
	1,314	30	7,518	8	2.3

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

ウ 用地交渉業務の市町村等委託実績

区分	2年度	3年度	4年度
筆数 (筆)	1	25	17
用地補償費(委託) (百万円)	32	105	258
用地補償費(県全体) (百万円)	2,208	3,278	3,397
委託率 (%)	1.5	3.2	7.6
委託料 (千円)	1,072	3,334	6,591
委託件数 (件)	1	2	3

(5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度

公有地の拡大の推進に関する法律は、土地所有者が、① 一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合は知事又は市長へ届け出ること(法第4条第1項) ② 県、市町村等に取り買いを希望する場合は知事又は市長へ申出ができること(法第5条)の2つの制度を設けて地方公共団体等の公共施設の整備に必要な公有地の計画的な拡大推進を図っている。

区 分	年度	届出・申出の件数	買取り協議の 通知件数	買取り協議の 成立件数
① 法第4条第1項による届出	30	7	2	2
	元	6	2	2
	2	4	0	0
	3	7	0	0
	4	4	0	0
② 法第5条による申出	30	2	2	2
	元	4	3	3
	2	5	5	5
	3	13	13	11
	4	11	11	10

※ 鹿児島市を除く。

(6) 土地収用

土地収用制度は、特定の公共事業のために必要とされる土地などを任意で取得し得ない場合に、地権者などの意思に反しても、強制的に土地などを取得することを可能にする制度である。

土地などの収用を行うには、まず、起業者が当該事業の公益性について、国土交通大臣又は知事の事業認定を受けることが必要である。その後、収用委員会に収用についての裁決申請を行い、収用裁決を得て、地権者などに正当な補償金を支払い、土地などを取得する。

事業認定件数

年度	起業者別				認定庁別		計
	国	県	市町村	その他	大臣認定	知事認定	
30	0	0	2	0	0	2	2
元	0	0	0	0	0	0	0
2	2	0	0	0	2	0	2
3	0	0	1	0	0	1	1
4	0	0	0	0	0	0	0

3 技術管理・工事検査

(1) 土木行政事務の電子化

ア 土木積算システム

土木積算システムについては、積算の統一性や契約内容の明確化と透明性を確保する「工事工種の体系化」に完全対応するため、平成14年4月から、積算システム（TS方式）に移行し、平成27年5月からは、機器の更新により新積算システム（TS方式）の運用を行っている。

- ・ 積算可能パソコン台数 (R05.6月現在)

所属	区分	TSサーバ（仮想）	ノートブック
情報政策課		5台	—
技術管理室		—	7台
土木部本庁各課		—	88台
振興局・支庁建設部		—	280台
合計		5台	375台

出先機関の1台当たり平均積算担当職員数 1人

イ 公共事業支援統合情報システム（CALs/EC：電子入札、電子納品、電子閲覧）

公共事業における事務処理の効率化等を図るため、公共事業支援統合情報システムの整備等を平成15年度から進めている。

電子入札については、平成22年1月から、本格運用を開始した。

電子納品については、平成20年4月から試行を開始し、平成24年4月から一部本格運用へと移行した。また、電子閲覧については、平成22年4月から試行を開始し、平成29年4月から本格運用に移行した。

(2) 市町村等の積算システムへの支援

全ての市町村において、積算業務は電算化されており、平成8年度から県の積算システム基準データの提供を行うなど、市町村等の土木積算システム支援を行っている。

(3) 土木工事設計単価改定状況

労務単価については、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的を実施する「公共事業労務費調査」に基づき決定された単価を用いて設定している。

また、資材単価については市況価格を調査し、設計単価としており、価格に変動が生じた場合は、随時改定を行っている。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
労務単価の制定	3月 1日	3月 1日	3月 1日
資材単価の制定	4月 1日	4月 1日	4月 1日
資材単価等の改定	5月 1日	6月 1日	5月 1日
	7月 15日	8月 1日	6月 1日
	10月 1日	9月 1日	7月 15日
	1月 15日	10月 1日	9月 1日
		11月 1日	10月 1日
		12月 1日	11月 1日
		1月 15日	12月 1日
		3月 1日	1月 15日
		3月 1日	

※ 平成26～28年度は労務単価の制定を前倒して2月に行っており、平成29～令和4年度は3月に制定を行っている。

(4) 土木技術職員の研修実施状況

建設行政をとりまく情勢の変化に対応し、行政の効率化等を進めるため、土木技術職員等に対する教養・技術の向上に努めている。その実施状況は次のとおりである。

ア 県及び市町村土木技術職員等を対象とした、土木部主催（国土交通大学校等を含む。）の研修

(単位：人)

区 分	年度	県 外 研 修 (県 職 員)			県 内 研 修		県職員計	合 計
		国土交通 大 学 校	(財) 全国建設 研修センター	計	県職員	市町村		
土木建築	2	1	0	1	349	278	350	328
	3	2	1	3	252	300	255	555
	4	0	1	1	435	309	436	745

イ 県及び市町村土木技術職員等を対象とした他機関との共催による研修 令和4年度 0人

ウ 建設業界の土木技術者を対象とした他機関との共催による研修 令和4年度 2,190人

(5) 検査及び監査実施状況

土木、建築、電気設備工事及び機械設備工事の適正な施工を確保するため、工事の中間検査、完成検査及び監査を実施した。その実施結果は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	年度	中間検査	完成検査	監 査	計
土 木 工 事	元	24	23	199	246
	2	13	20	192	225
	3	18	13	153	184
建 築 工 事	元	45	20	65	130
	2	13	6	74	93
	3	51	21	67	139
電気設備工事	元	0	51	0	51
	2	0	41	0	41
	3	0	37	0	37
機械設備工事	元	0	46	0	46
	2	0	41	0	41
	3	0	44	0	44
計	元	69	140	264	473
	2	26	108	266	400
	3	69	115	220	404

※ この他に、執行権限に応じて、振興局・支庁建設部において完成検査等を実施している。

(6) 建設副産物対策

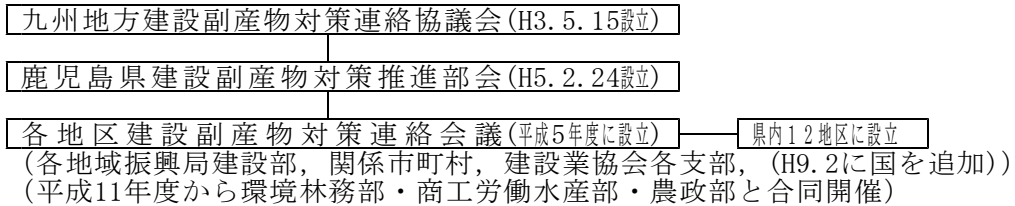
ア 建設副産物対策の現状

建設工事において副次的に発生する建設副産物については、平成5年3月に「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を制定し、①発生の抑制②再利用の促進③適正処理の徹底を三本柱とした対策を行っている。

平成14年5月30日の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行に伴い、以下の方法で建設副産物の再資源化等を推進している。

また、県内12地区に国、県、市町村等で組織する「各地区建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設副産物に関する情報交換等を行い、リサイクルの徹底を図っている。

(ア) 建設副産物対策推進のための組織



(イ) 主な建設副産物の搬出と再生資材の利用の概要

副産物名	工事現場からの搬出	再生資材	再生資材の利用
コンクリート塊	・現場内盛土として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生砕石	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して路盤材、基礎材、裏込め材に利用する。
アスファルト・コンクリート塊	・路上再生路盤工法にて路盤材として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生アスファルト	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して表層、基層に利用する。
建設発生土	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場に搬出する。	盛土材等	・工事現場から50kmの範囲内に発生土を搬出する建設工事がある場合、新土に優先して盛土材等に利用する。
建設発生木材	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の再資源化施設に搬出する。		

(ウ) 建設副産物の再資源化率等及び目標値

種 類	推進計画 2014(九州) H30目標値	鹿 児 島 県 実 績			平成30年度 九州実績	平成30年度 全国実績	推進計画 2020(九州) R5達成基準値
		H7年度	H24年度	H30年度			
建設廃棄物全体	96%以上	15%	96.4%	98.0%	96.2%	97.2%	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	99%以上	26%	97.9%	99.4%	99.1%	99.5%	99%以上
コンクリート塊	99%以上	12%	97.9%	98.9%	99.1%	99.3%	99%以上
建設汚泥	90%以上	1%	94.9%	92.9%	78.8%	94.6%	90%以上
建設混合廃棄物	50%以下	—	64.1%	68.2%	54.4%	63.2%	—
建設発生木材	95%以上	0%	96.9%	96.7%	90.1%	96.2%	95%以上
建設発生土	78%以上	34%	68.0%	70.1%	72.2%	79.8%	80%以上

注) ・平成7, 24, 30年度データは九州地方建設副産物対策連絡協議会が実施した建設副産物実態調査による。

- ・建設副産物実態調査は国、地方公共団体及び民間が行う建設工事を対象としている。
- ・平成30年度の目標値：「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」による。
- ・令和5年度の目標値：「建設リサイクル推進計画2020」による。
- ・平成30年度調査の実績値が95%を超える品目については再資源化率等の維持を目指すため、「目標値」を「達成基準値」にかえ、今後は再資源化率等が維持された場合、「概ね達成」と評価する。
- ・建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率はモニタリングするものの参考値であるため、「—」としている。
- ・算定式 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：再資源化率＝(再使用量+再生利用量)/(排出量)*100
建設汚泥：再資源化・縮減率＝(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/(排出量)*100
建設発生木材：再資源化・縮減率＝(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/(排出量)*100
建設発生土：有効利用率＝(現場内利用量+工事間利用等+有効利用量)/(建設発生土量)*100

イ 建設副産物対策の今後の課題

- ・新たな目標値に向けた更なる建設副産物のリサイクル率の向上
- ・民間工事等を含めた建設発生土利用の推進

(7) 公共事業の再評価について

ア 目的・経緯

公共事業の再評価システムは、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、既に長期間が経過しても継続中の事業等について、事業実施主体自ら再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや、休止又は中止するなど対応方針を決定するものである。

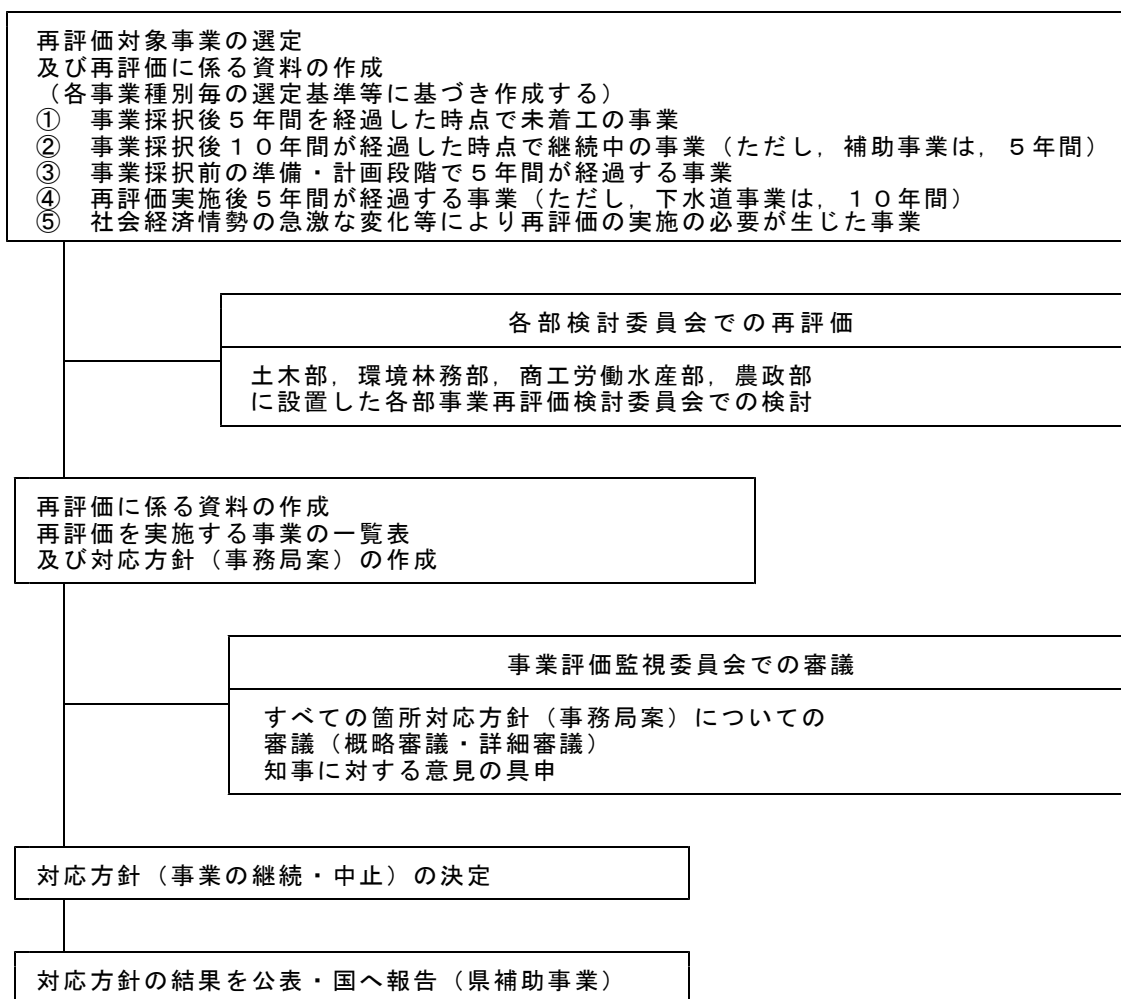
本県においては、この再評価を実施するに当たって、その客観性・透明性を確保する方策として学識経験者など第三者で構成する「事業評価監視委員会」を、平成10年1月16日に設置した。

令和4年度までに土木部、環境林務部、商工労働水産部及び農政部が所管する事業（市町村事業を含む。）937箇所を付議し、事業の進捗状況やその必要性等について審議した。令和4年度土木部所管事業については、24箇所（全体：27箇所）の事業箇所の対応方針案について委員会に付議し、全ての箇所の対応方針案が妥当との報告を受け、審議結果に基づき対応方針を決定した。

イ 今後の対応

対象事業については、「事業評価監視委員会」に付議するとともに、同委員会の審議結果を参考にしながら、効率的な公共事業の執行に努める。

〈事業再評価の実施フロー〉



(令和4年4月1日現在)

(2) 現況総括表

道路種別	区分	路線数	実延長 m	改良済延長 m	改良率 %	幅5.5m以上 改良済延長 m	幅5.5m以上 改良率 %	舗装済延長 m	舗装率 %	簡易を除く 舗装済延長 m	簡易を除く 舗装率 %	歩道設置延長 (セーター延長) m	歩道 設置率 %	道路部面積 ㎡
一般国道	高速自動車道	2	141,887	141,887	100.0	141,887	100.0	141,887	100.0	141,887	100.0	0	0.0	2,588,981
	指定区間	7 (3)	415,025 443,729	415,025 443,729	100.0 100.0	415,025 443,729	100.0 100.0	415,025 443,729	100.0 100.0	415,025 443,729	100.0 100.0	323,539 323,539	77.9 72.9	5,782,203 6,259,064
主要地方道	指定区間外	15 (3)	853,497	842,947	98.7	823,757	96.5	853,497	100.0	805,598	94.3	529,776	62.0	9,757,153
	計	19 (3)	1,268,522 1,297,226	1,257,972 1,286,676	99.1 99.1	1,238,782 1,267,486	97.6 97.7	1,268,522 1,297,226	100.0 100.0	1,220,623 1,249,327	96.2 96.3	853,315 853,315	67.2 65.7	15,539,356 16,016,217
一般県道	主要地方道	61	1,587,808 1,620,354	1,458,032 1,490,578	91.8 91.9	1,367,935 1,400,481	86.1 86.4	1,587,808 1,620,354	100.0 100.0	1,280,398 1,312,944	80.6 81.0	819,064 819,064	51.5 50.5	16,567,287 16,859,636
	計	217	1,977,385	1,504,369	76.0	1,260,946	63.7	1,977,385	100.0	1,121,122	56.6	656,100	33.1	17,311,574
うち県管理計	国・県道計	297	4,833,715 4,894,965	4,220,373 4,281,623	87.3 87.4	3,867,663 3,928,913	80.0 80.2	4,833,715 4,894,965	100.0 100.0	3,622,143 3,683,393	74.9 75.2	2,328,479 2,328,479	48.1 47.5	49,418,217 50,187,427
	計	293	4,418,690	3,805,348	86.1	3,452,638	78.1	4,418,690	100.0	3,207,118	72.5	2,004,940	45.3	43,636,014
市	1級	1,218	2,960,684	2,661,805	89.9	1,728,913	58.3	2,905,613	98.1	443,058	14.9	660,081	22.2	23,262,467
	2級	1,431	2,701,142	2,108,828	78.0	829,986	30.7	2,625,648	97.2	279,744	10.3	173,393	6.4	16,675,709
町	その他	35,756	16,872,563	11,132,700	65.9	2,541,698	15.0	14,960,486	88.6	1,761,011	10.4	715,566	4.2	88,846,597
	計	38,405	22,534,389	15,903,333	70.5	5,100,597	22.6	20,491,747	90.9	2,483,813	11.0	1,549,040	6.8	128,784,773
村	国・県・市 町村道計	38,702	27,368,104 27,429,354	20,123,706 20,184,956	73.5 73.5	8,968,260 9,029,510	32.7 32.9	25,325,462 25,386,712	92.5 92.5	6,105,956 6,167,206	22.3 22.4	3,877,519 3,877,519	14.1 14.1	178,202,990 178,972,200
	計	38,704	27,571,241	20,326,843	73.7	9,171,397	33.2	25,528,599	92.5	6,309,093	22.8	3,877,519	14.0	181,561,181

(注) 1 路線数の()内は、同一路線で指定区間外双方に重複している路線数である。

2 同一道路種別で2段書きになっている部分は、上段が有料道路を除いた道路、下段が有料道路を含む道路の現況である

3 上記2の有料道路は、一般国道(指定区間)3号[南九州西回り自動車道]、10号[単人道路](西日本高速道路路網管理)、主要地方道指宿鹿島インター線の一部(道路公社管理)である。

4 「自動車交通不能区間」とは、車道幅員3.5m未満の未改良道路のうち、幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により、最大積載量4トン貨物自動車が行き来できない区間をいう

5 指定区間外の路線のうち、1路線は海上区間のみの路線である。(指定区間に実延長がある。)

(3) 建設機械の配置状況

(令和5年4月1日現在 単位：台)

種 別 所 属	パト ロール カー	作業車				散水車	清掃車	合計
		1.75t ダンプ	2.75t クレーン 付ダンプ	3.5t ダンプ	計			
鹿 児 島 地 振 局	1		1		1	4	7	13
日置市駐在			1		1			1
南薩地振局	1		1		1			2
指宿市駐在								
北薩地振局			1		1			1
さつま町道 路保守駐在								
出水市駐在	1		1		1			2
始 良 伊 佐 地 振 局	2		1		1			3
伊佐市駐在	1		1		1			2
大隅地振局	1		1		1		1	3
錦江町道 路保守駐在								
曾於市駐在	1		1		1			2
熊毛支庁			1		1			1
屋 久 島 事 務 所	1							1
大島支庁	1		1		1			2
瀬 戸 内 事 務 所								
喜 務 界 事 務 所								
徳 之 島 事 務 所			1		1			1
沖 永 良 事 務 所								
道路維持課								
計	10		12		12	4	8	34

5 河川

(1) 河川の管理状況

(令和4年4月30日現在)

河川種別		全 体		知事管理		大臣管理	
級 種	水 系	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)
一級河川	川内川	109	622.1	106	508.2	11	113.9
	肝属川	36	181.6	35	130.5	6	51.1
	大淀川	8	74.4	8	74.4	0	0.0
	(計)3水系	153	878.1	149	713.1	17	165.0
二級河川	160水系	310	1,780.4	310	1,780.4	-	-
	(計)	310	1,780.4	310	1,780.4	-	-
準用河川	(一級)3水系	285	348.8	-	-	-	-
	(二級)105水系	562	860.0	-	-	-	-
	(単独)401水系	444	478.5	-	-	-	-
	(計)509水系	1,291	1,687.3	-	-	-	-
合 計		1,754	4,345.8	459	2,493.5	17	165.0

(注) 国管理と県管理の重複河川は13河川

(2) 県管理河川の整備状況

(令和5年3月31日現在)

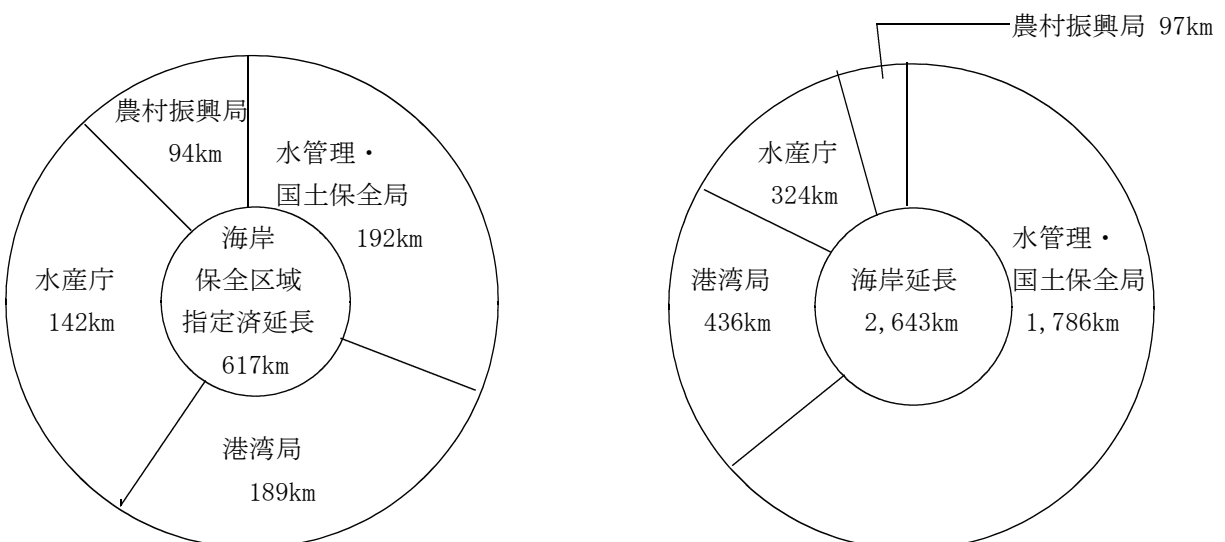
種 別	河川数	河川延長 km	要改修延長 km	改修済延長 km	改修率 %
一級河川	149	713.1	576.7	269.8	46.8
二級河川	310	1,780.4	1,336.7	621.9	46.5
合 計	459	2,493.5	1,913.4	891.7	46.6

(注) 県管理河川の改修済は、雨量60mm/hに対応

(3) 所管別海岸延長

(令和4年3月31日現在)

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、その延長は約2,643kmで、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。そのうち、海岸保全区域に指定されているのは約23.3%の617kmある。



(4) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業の進捗状況

年 災 別	事 業 主 体	決 定 金 又 は 再 調 査 額		3 年 度 ま だ の 施 行 済 額		4 年 度 施 行 済 額		初 年 度 か ら の 累 計 進 捗 率 (%)	令 和 5 年 度 以 降 施 行 予 定 額	
		箇 所	千 円	箇 所	千 円	箇 所	千 円		箇 所	千 円
2	県	503	10,201,056	424	6,366,072	79	3,067,074	100.0	0	0
	市町村	451	6,451,220	419	5,332,279	28	759,512	99.1	4	359,429
	計	954	16,652,276	843	11,698,351	107	3,826,586	99.6	4	359,429
3	県	340	5,400,229	10	240,072	318	4,746,375	96.5	12	379,947
	市町村	448	4,241,371	71	329,562	279	2,898,479	78.1	98	689,614
	計	788	9,641,600	81	569,634	597	7,644,854	86.0	110	1,069,561
4	県	140	3,014,480	0	0	3	42,874	2.1	137	2,955,105
	市町村	186	2,395,548	0	0	18	134,090	9.7	168	2,189,155
	計	326	5,410,028	0	0	21	176,964	6.4	305	5,144,260

※水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害復旧事業

(5) 水防

毎年各地で大雨による被害が発生し、住民の生命を脅かしている。県土の保全と住民の生命・財産を水害から守るために、水防計画に基づいて、水防資材の整備、連絡通信の確保、重要水防区域の点検等を行うとともに、水防活動を迅速かつ的確に行うため、水防警報施設や河川砂防情報システムを整備し、県内各地の雨量及び河川の水位等の情報伝達に努めている。

6 砂防

(1) 危険箇所状況（令和4年度末）

土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	計
渓流 イ. 危険渓流数 4,301	箇所 イ. 危険箇所数 11,818	箇所 イ. 危険箇所数 85	箇所 16,204
渓流 ロ. 要施行渓流 2,160	箇所 ロ. 要施行箇所 2,707	箇所 ロ. 要施行箇所 85	箇所 4,952
渓流 うち施設設置箇所 763	箇所 うち施設設置箇所 1,036	箇所 うち施設設置箇所 26	箇所 1,825
整備率 35%	整備率 38%	整備率 31%	37%
(要件) 1. 渓流勾配 20分の1以上 2. 人家5戸以上 (5戸未満でも官公署, 災害時 要援護者関連施設, 学校, 旅館, 駅, 発電所等のある 渓流を含む) 危険渓流に対する保全 人家戸数 27,236戸/2,160渓流 平成15年3月公表	(要件) 1. 傾斜度30度以上 2. 高さ5m以上 3. 人家5戸以上 (5戸未満でも, 官公署, 災 害時要援護者関連施設, 学校, 旅館等のある箇所 を含む) 危険箇所に対する保全 人家戸数 60,965戸/4,231箇所 平成15年3月公表	(要件) 地すべりの発生する恐 れのある箇所で地すべり 防止法第51条に基づく 国土交通大臣所管になり うるもの。 危険箇所に対する保全 人家戸数 4,211戸/85箇所 平成10年6月公表	
全国危険渓流数 89,518渓流 整備率 約22% (平成21年度末)	全国危険箇所数 113,557箇所 整備率 約26% (平成21年度末)	全国危険箇所数 11,288箇所 整備率 約23% (平成21年度末)	
※整備率とは, 対策を必要とする箇所数に対する施設の設置されている箇所数の割合			

(2) 砂防3法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況

(令和5年3月31日現在)

市町村等	砂防指定地	急傾斜地 崩壊危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域等		市町村等	砂防指定地	急傾斜地 崩壊危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域等	
					うち 特別						うち 特別
鹿児島市	215	328	1	3,329	3,103	鹿屋市	146	71		599	550
三島村	4			62	57	垂水市	113	28		356	284
十島村	1		2	42	38	東串良町		3		29	27
日置市	41	25	1	773	471	錦江町	34	16		317	306
いちき串木野市	42	20		497	465	南大隅町	55	40		481	428
鹿児島 地域振興局	303	373	4	4,703	4,134	肝付町	50	10		680	635
枕崎市	5	6		229	212	曾於市	237	45	1	585	535
南さつま市	94	67	9	907	710	志布志市	102	34		606	580
南九州市	83	34		554	458	大崎町	20	12		133	125
指宿市	78	16	2	345	310	大隅 地域振興局	757	259	1	3,786	3,470
南薩 地域振興局	260	123	11	2,035	1,690	西之表市	23	20		202	189
薩摩川内市	200	46	1	2,846	2,178	中種子町	16	3		78	71
さつま町	94	31	1	1,428	1,312	南種子町	35	7	2	191	173
阿久根市	16	26	2	675	458	屋久島町	46	8		322	298
出水市	45	14	1	547	344	熊毛支庁	120	38	2	793	731
長島町	44	39	1	434	295	奄美市	75	72	2	750	675
北薩 地域振興局	399	156	6	5,930	4,587	大和村	15	11		77	73
霧島市	241	77	7	2,212	1,694	龍郷町	20	4	2	291	262
始良市	48	17	4	623	402	宇検村	28	14	1	178	137
湧水町	33	13		376	360	瀬戸内町	56	25	2	616	541
伊佐市	34	9		717	687	喜界町				26	23
始良・伊佐地 域振興局	356	116	11	3,928	3,143	徳之島町	27	16	3	135	120
						天城町	13	6		93	89
						伊仙町	7			66	65
						和泊町				37	37
						知名町				48	47
						与論町				56	56
						大島支庁	241	148	10	2,373	2,125
						合計(告示数)	2,436	1,213	45	23,327	19,778

※「仕明谷川4」が鹿児島市と日置市にまたがっているが、指定地としては1つなので日置市のみカウント。
 ※「土砂災害警戒区域等」については「市町村」数字は「またぎ箇所(隣県含む)」を含んだ数字。
 ※「土砂災害警戒区域等」については「合計」数字は「県告示箇所数」。よって「市町村箇所数」の計とは一致しない。

7 港 湾

本県の重要港湾は、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港及び名瀬港の5港である。地方港湾は、県管理港湾41港、市町村管理港湾85港である。〔合計地方港湾数126港（避難港2港を含む。）〕

避難港は、古仁屋港及び大泊港の2港である。

(1) 県管理港湾一覧

(令和5年3月31日現在)

種 別	港 湾 名	所 在 地	最大接岸能力	利 用 実 績 (令和3年)		
				海上出入貨物量(千トン)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
重要港湾	鹿児島港	鹿児島市	220,000 G/T	27,112	3,414	41,154
〃	川内港	薩摩川内市	30,000 D/W	1,297	35	2,888
〃	志布志港	志布志市	65,000 D/W(専用)	9,150	88	3,146
〃	西之表港	西之表市	30,000 G/T	1,313	287	4,606
〃	名瀬港	奄美市	30,000 G/T	949	87	2,342
避難港	大泊港	南大隅町	500 G/T			
〃	古仁屋港	瀬戸内町	2,000 D/W	179	44	1,052
地方港湾	米之津港	出水市	5,000 D/W	159		106
〃	黒之浜港	阿久根市	40 G/T	1未満		1,350
〃	瀬戸港	長島町	10 G/T			
〃	宮之浦港	〃	40 G/T	3		2,600
〃	片側港	〃	700 D/W	365	43	3,794
〃	指江港	〃	150 G/T			
〃	西方港	薩摩川内市	10 G/T			
〃	里港	〃	2,000 D/W	232	94	2,706
〃	長浜港	〃	2,000 D/W	234	50	2,918
〃	串木野新港	いちき串木野市	15,000 D/W	831	113	1,509
〃	新川港	南さつま市	—			
〃	指宿港	指宿市	170 G/T	1未満	6	514
〃	魚見港	〃	1 G/T 未満			
〃	宮ヶ浜港	〃	10 G/T			
〃	桜島港	鹿児島市	1,000 G/T	13,528	1,977	22,732
〃	喜入港	〃	500,000 D/W(専用)	39,980		393
〃	加治木港	始良市	5,000 D/W	891		687
〃	隼人港	霧島市	10 G/T	3		1,359

種別	港湾名	所在地	最大接岸能力	利用実績 (令和3年)		
				海上出入貨物量(千トン)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
地方港湾	福山港	霧島市	100 G/T	1未満		10
"	垂水港	垂水市	2,000 D/W	5,692	931	9,016
"	鹿屋港	鹿屋市	2,000 D/W	65		8,106
"	高須港	"	10 G/T			
"	大根占港	錦江町	40 G/T	22		522
"	根占港	南大隅町	700 D/W	139	31	8,754
"	波見港	肝付町, 東串良町	260,000 D/W (専用)	685		2,070
"	田之脇港	西之表市	2,000 D/W	5		24
"	浜津脇港	中種子町	2,000 D/W	8		19
"	島間港	南種子町	15,000 G/T	127	2	602
"	宮之浦港	屋久島町	30,000 G/T	650	130	2,228
"	安房港	屋久島町	5,000 D/W	31	56	854
"	栗生港	屋久島町	700 D/W			
"	上屋久元浦港	屋久島町	—			
"	硫黄島港	三島村	2,000 G/T	17	4	271
"	中之島港	十島村	2,000 D/W	48	4	236
"	湾港	喜界町	5,000 D/W	85	19	677
"	亀徳港	徳之島町	10,000 G/T	284	40	1,785
"	平土野港	天城町	10,000 G/T	131	5	407
"	和泊港	和泊町	6,000 G/T	176	23	621
"	与論港	与論町	6,000 G/T	113	25	726

- ・総トン (G/TまたはG/T)
- ・重量トン (DWまたはD/W)

・利用実績は令和3年港湾統計 (年報)

(2) 重要港湾の整備状況(令和5年3月31日現在)

①鹿児島港

区分	本港区	新港区	鴨池港区	中央港区	谷山一区	谷山二区
現況	2,000D/W 4バース 700D/W 3バース 250G/T 5バース 10,000D/W 2バース 5,000D/W 4バース 1,000G/T 1バース 4,000D/W 1バース	10,000G/T 1バース 5,000D/W 1バース 2,000D/W 2バース 700D/W 1バース(専用) 8,000G/T 1バース 4,000D/W 1バース 3,000G/T 2バース 1,000D/W 2バース	700D/W 2バース 990G/T 2バース	15,000D/W 1バース 3,000D/W 1バース(専用) 2,000D/W 2バース 2,000D/W 1バース(専用) 1,000D/W 1バース(専用) 700D/W 10バース 70,000G/T 1バース 220,000G/T 1バース	30,000D/W 2バース 30,000D/W 1バース(専用) 5,000D/W 4バース 3,000D/W 1バース(専用) 2,000D/W 9バース 2,000D/W 1バース(専用)	15,000D/W 2バース(専用) 10,000D/W 2バース(専用) 8,000D/W 2バース(専用) 5,000D/W 8バース 5,000D/W 19バース(専用) 2,000D/W 14バース 2,000D/W 2バース(専用) 120,000G/T 1バース(専用) 12,000G/T 2バース 5,000G/T 1バース(専用)

②川内港

現況	700D/W	10バース
	2,000D/W	3バース
	5,000D/W	3バース
	30,000D/W	1バース
	10,000D/W	1バース(専用)
	4,000D/W	1バース(専用)
	198G/T	1バース

③志布志港

現況	50,000D/W	1バース
	30,000D/W	1バース
	15,000D/W	1バース
	14,000D/W	1バース
	10,000D/W	1バース
	5,000D/W	7バース
	2,000D/W	7バース
	1,000D/W	2バース
	65,000D/W	2バース(専用)
	15,000G/T	1バース
	450D/W	2バース

④西之表港

現況	30,000G/T	1バース
	5,000D/W	1バース
	2,000D/W	2バース
	2,000G/T	3バース
	281G/T	1バース

⑤名瀬港

現況	30,000G/T	1バース
	10,000D/W	2バース
	5,000D/W	2バース
	2,000D/W	3バース
	700D/W	1バース(専用)

8 空 港

(1) 空港の現況

(令和5年4月1日現在)

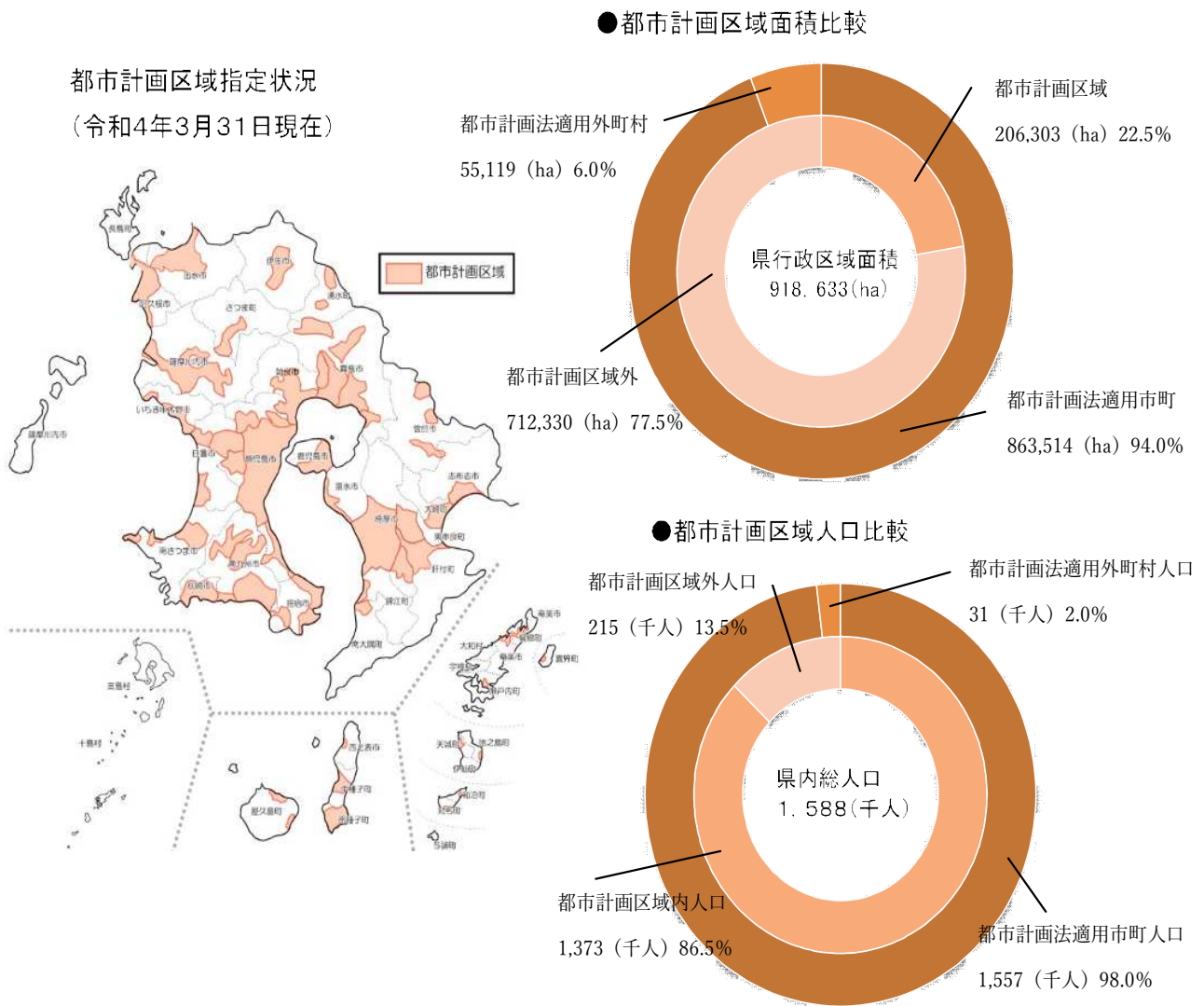
空港名称 (供用開始)	施 設 概 要									利用客数 人／年度	
	空港面積 (告示面積) (㎡)	着陸帯		滑走路		エプロン		駐車場			
		延長 (m)	幅 (m)	延長 (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	バース	面積 (㎡)	台数		
鹿児島 (S47. 4. 1)	1,824,869	3,120	300	3,000	45	256,068	大型J⑩ 中小J③ プロペラ 機⑭ その他⑥	—	1590	元	5,771,346
										2	1,833,583
										3	2,677,331
										4	4,678,643
種子島 (H18. 3. 16)	1,110,963	2,120	300	2,000	45	16,650	小型J① プロペラ 機② 小型機①	8,640	239	元	86,962
										2	42,879
										3	57,472
										4	90,141
屋久島 (S38. 7. 23)	388,406	1,620	150	1,500	45	7,700	プロペラ 機②	5,512	167	元	145,814
										2	94,183
										3	127,574
										4	186,763
奄美 (S63. 7. 10)	1,096,081	2,120	300	2,000	45	62,985	中型J① 小型J② プロペラ 機③ 小型機①	14,629	241	元	884,550
										2	447,265
										3	609,947
										4	805,650
喜界 (S43. 5. 1)	209,406	1,320	100	1,200	30	3,900	プロペラ 機①	2,585	81	元	86,928
										2	47,884
										3	57,489
										4	73,916
徳之島 (S55. 6. 1)	526,375	2,120	150	2,000	45	17,900	小型J② プロペラ 機②	11,271	214	元	202,021
										2	109,855
										3	143,709
										4	186,238
沖永良部 (S44. 5. 1)	398,351	1,470	150	1,350	45	11,550	プロペラ 機③	2,249	120	元	115,746
										2	65,500
										3	80,122
										4	101,757
与論 (S51. 5. 1)	221,327	1,320	120	1,200	30	7,700	プロペラ 機②	2,583	91	元	75,484
										2	38,354
										3	56,872
										4	75,924

(利用客数については「令和元年～令和4年分 空港管理状況調書」より抜粋)

9 都市計画

本県の都市計画区域は、大正12年7月1日に鹿児島市が旧都市計画法の適用を受け、大正14年10月6日に都市計画区域を指定したのが最初であり、昭和9年以降川内市、出水市、鹿屋市等において順次指定している。

令和4年3月31日現在で、県下43市町村のうち、19市16町において56の都市計画区域を指定しており、その面積(※)は206,303haで県面積の約23%に当たり、区域人口は約1,373千人で、県人口の約87%を占めている。



※県行政区域面積は、国土地理院面積調べより（令和5年1月1日現在）

県内総人口は、令和2年国勢調査より

都市計画区域の面積、人口は、都市計画現況調査より（令和4年3月31日現在）

(1) 都市計画法適用市町

都市計画区域※1							人口集中地区 (令和2年国調)		行政区域※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
鹿児島県合計35市町(19市16町)・56都市計画区域					206,303.0	1,372.7	12,499.0	660.6	(918,633.0) 863,510.0	(1,588.3) 1,556.6
鹿児島	鹿児島市	旧鹿児島市	T14.10.6 T14.10.6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	29,021.0	550.4	7,571.0	478.5	54,761.0	593.1
吉田		旧吉田町	S50.9.22 S50.9.22	行政区域の一部	650.0	7.2				
喜入		旧喜入町	S62.4.1 H21.8.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,905.0	10.8				
松元		旧松元町	H4.11.2 H4.11.2	行政区域の一部	3,171.0	17.4				
郡山		旧郡山町	S62.4.1 S62.4.1	行政区域の一部	2,740.0	6.3				
鹿屋		鹿屋市	旧鹿屋市	S9.9.10 H18.12.8	行政区域の一部 地先公有水面を含む	16,991.0	78.3	938.0		
串良	旧串良町		S62.4.1 S62.4.1	行政区域の一部	5,304.0	11.5				
吾平	旧吾平町		S62.4.1 S62.4.1	行政区域の一部	2,581.0	5.8				
枕崎	枕崎市		S9.9.10 H6.3.30	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,429.0	19.8	321.0	8.0	7,478.0	20.0
阿久根	阿久根市		S9.5.28 R2.3.6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,929.0	17.7			13,428.0	19.3
出水	出水市	旧出水市	S9.5.28 H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	7,511.0	48.1			32,998.0	52.0
大口	伊佐市	旧大口市	S24.1.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,328.0	9.8			39,256.0	24.5
指宿	指宿市	旧指宿市	S9.5.28 R2.7.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,328.0	24.7	162.0	5.5	14,882.0	39.0
山川		旧山川町	S21.9.25 S61.10.29	行政区域の一部	1,971.0	7.1				
開聞		旧開聞町	H4.3.30 H4.3.30	行政区域の一部	1,438.0	5.0				
西之表	西之表市		S21.9.26 S50.7.7	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,000.0	8.9			20,557.0	14.7
垂水	垂水市		S21.3.30 H11.3.23	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,598.0	11.9			16,212.0	13.8
薩摩川内	薩摩川内市	旧川内市	S9.5.22 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	15,189.0	79.7	627.0	21.2	68,292.0	92.4
		旧樋脇町								
		旧入来町								
東市来	日置市	旧東市来町	S9.5.28 S50.7.7	行政区域の一部	1,465.0	8.2			25,301.0	47.2
伊集院		旧伊集院町	S27.6.5 S60.5.15	行政区域の一部	3,470.0	23.6	135.0	5.2		
吹上		旧吹上町	S12.2.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,927.0	5.8				
国分	霧島市	旧国分市	S31.10.8 S59.4.13	行政区域の一部	4,428.0	56.6	884.0	38.7	60,317.0	123.1
溝辺		旧溝辺町	S50.9.22 S59.4.13	行政区域の一部	1,328.0	4.7				
横川		旧横川町	S26.3.20 S43.7.26	行政区域の一部	1,763.0	3.7				
牧園		旧牧園町	S23.3.11 S60.5.15	行政区域の一部	4,150.0	5.8				
隼人		旧隼人町	S12.11.4 H17.3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	5,386.0	37.5	268.0	10.8		
福山		旧福山町	H2.3.31 H18.7.4	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,449.0	4.7				
串木野		いちき串木野市	旧串木野市 旧市来町	S12.2.25 S60.1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,982.0	24.8	341.0		
加世田	南さつま市	旧加世田市	S12.11.4 S43.12.25	行政区域の一部	3,581.0	18.8			28,359.0	32.9
笠沙		旧笠沙町	S26.12.22 S43.1.13	行政区域の一部	956.0	1.6				

※1 令和4年度都市計画現況調査より(令和4年3月31日現在)

※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域面積(国土地理院面積調べ(令和5年1月1日現在))・県内総人口(令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在))

都市計画区域※1							人口集中地区 (平成27年国勢)		行政区画※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
名瀬	奄美市	旧名瀬市	S11. 1.24 S63. 8.24	行政区画の一部 地先公有水面を含む	3,218.0	33.2	196.0	12.6	30,833.0	41.4
	龍郷町				1,922.0	4.8				
財部	曾於市	旧財部町	S13. 8.23 S43.12.23	行政区画の一部	1,534.0	5.4			39,014.0	33.3
末吉		旧末吉町	S26. 3.20 S44. 5.20	行政区画の一部	713.0	7.8				
大隅		旧大隅町 旧末吉町	S32. 7.20 H10.10. 2	行政区画の一部	1,249.0	5.7				
	志布志市	旧松山町		行政区画の一部	185.0	1.0			29,027.0	29.3
志布志	南九州市	旧志布志町	S 9. 5.28 R 3. 3.30	行政区画の一部 地先公有水面を含む	2,866.0	14.8			35,791.0	33.1
穎娃		旧穎娃町	S 9. 5.28 S60. 5.15	行政区画の一部	6,959.0	10.0				
知覧	南九州市	旧知覧町	S15. 5. 4 H18. 4.28	行政区画の一部 地先公有水面を含む	4,561.0	8.0			3,400.0	11.0
川辺		旧川辺町	S26. 3.20 S50. 9.22	行政区画の一部						
始良	始良市	旧加治木町 旧始良町 旧蒲生町	S 9. 9.10 H28.11. 1	行政区画の一部 地先公有水面を含む	8,167.0	74.5	1,056.0	43.0	23,125.0	76.3
さつま	さつま町	旧宮之城町	S 9. 5.28 H26.3.18	行政区画の一部	3,608.0	11.1			30,390.0	20.2
栗野	湧水町	旧栗野町	S26. 6. 1 S44. 5.20	行政区画の一部	340.0	1.9			14,429.0	9.1
吉松		旧吉松町	S29.10. 2 S43.12.25	行政区画の一部	1,263.0	2.3				
大崎	大崎町		S29.10. 2 H10. 7.10	行政区画の一部	3,253.0	8.3			10,064.0	12.4
肝付	肝付町	旧高山町	S32.12.28 H26.10.10	行政区画の一部 地先公有水面を含む	3,857.0	11.0			30,805.0	14.2
大根占	錦江町	旧大根占町	S11. 1.24 S43. 8. 3	行政区画の一部	885.0	3.5			16,319.0	6.9
根占	南大隅町	旧根占町	H16. 3.30 H16. 3.30	行政区画の一部	979.0	3.0			21,359.0	6.5
中種子	中種子町		S37. 3. 3 S37. 8.22	行政区画の一部	4,220.0	4.9			13,694.0	7.5
南種子	南種子町		S42. 3.16 S42. 3.31	行政区画の一部	7,253.0	4.3			11,000.0	5.4
上屋久	屋久島町	旧上屋久町	S36. 7.19 H28.4.1	行政区画の一部 地先公有水面を含む	1,151.0	3.3			54,044.0	11.9
屋久		旧屋久町	S29.10. 2 H28.4.1	行政区画の一部 地先公有水面を含む	1,126.0	2.6				
瀬戸内	瀬戸内町		S34. 1.14 S57. 7. 5	行政区画の一部 地先公有水面を含む	439.0	4.9			23,965.0	8.5
喜界	喜界町		S51. 1.28 H 30. 1.19	行政区画の一部 地先公有水面を含む	398.0	3.1			5,682.0	6.6
徳之島	徳之島町		S39. 9.30 S59. 4.13	行政区画の一部 地先公有水面を含む	459.0	6.4			10,492.0	10.1
天城	天城町		S39. 9.30 S60. 1.21	行政区画の一部 地先公有水面を含む	1,651.0	4.4			8,040.0	5.5
和泊	和泊町		S51. 1.28 H17. 3.11	行政区画の一部 地先公有水面を含む	358.0	2.8			4,039.0	6.2
知名	知名町		S50. 9.22 S50. 9.22	行政区画の一部 地先公有水面を含む	320.0	2.5			5,330.0	5.8

※1 令和4年度都市計画現況調査より(令和4年3月31日現在)

※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区画面積(国土地理院面積調べ(令和5年1月1日現在))・県内総人口(令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在))

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

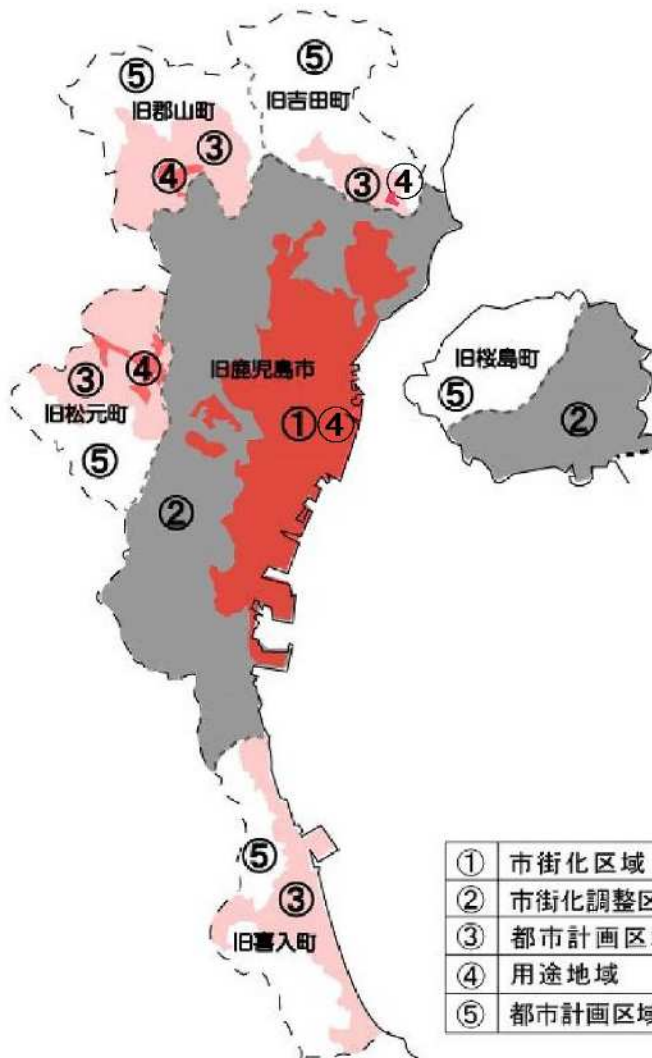
(令和4年3月末現在)

都市計画では、スプロールといわれる無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする、いわゆる「線引き」を定めることができる。

都市名	市街化区域面積	市街化調整区域面積	都市計画区域面積	決定年月日
鹿児島市	8,412ha	20,609ha	29,021ha	H30.3.27 (県告示第3402号)

(注) 鹿児島市では、鹿児島都市計画区域（旧鹿児島市）においてのみ線引きを行っている。

鹿児島市の都市計画の現状



線引き変遷

決定年月	市街化区域面積(ha)	市街化調整区域面積(ha)	都市計画区域面積(ha)
S46.2 当初線引き	6,930	20,985	27,915
S58.3 第1回定期見直し	7,862	20,967	28,829
H8.6 第2回定期見直し	8,275	20,685	28,960
H10.9 随時見直し	8,292	20,683	28,975
H13.8 随時見直し	8,428	20,551	28,979
H16.5 第3回定期見直し	8,453	20,526	28,979
H21.8 随時見直し	8,467	20,535	29,002
H22.12 随時見直し	8,442	20,560	29,002
H26.10 第4回定期見直し	8,405	20,612	29,017
H30.3 随時見直し	8,412	20,609	29,021

①	市街化区域
②	市街化調整区域
③	都市計画区域
④	用途地域
⑤	都市計画区域外

(3) 地域地区

ア 用途地域

用途地域は、都市計画で定める土地利用の誘導、規則に関する地域地区の根幹をなすものであり、都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成を図るため、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画と一体的かつ総合的に判断し、それぞれの地域に見合って土地を区分し、建築物の用途、形態等について最低限のルールを定めるものである。用途地域は13種類からなり、既成市街地と将来確実に市街地になると見込まれる区域について定めることになっている。

令和4年3月31日現在 単位:ha

市町村名	旧市町村名	区域名	最終決定	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域
鹿児島市	鹿児島市	鹿児島	R3.12.24	3,934.0	146.0	209.0	816.0	852.0
	松元町	松元	H16.4.1	29.0		139.0	8.7	54.0
	郡山町	郡山	H16.9.1	10.0		59.0		18.0
	吉田町	吉田	H21.8.11	44.0		1.5	9.5	
鹿屋市	鹿屋市	鹿屋	R3.4.1	189.0		372.0		352.0
	吾平町	吾平	H8.4.2			34.0		48.0
枕崎市		枕崎	H11.10.4	93.5		123.4		119.7
いちき串木野市	串木野市 市来町	串木野	H15.4.7	143.0		198.0	10.0	222.0
阿久根市		阿久根	H15.1.7	82.6		46.6		50.9
奄美市	名瀬市	名瀬	R1.8.6			240.0	37.0	112.0
出水市	出水市	出水	R2.8.1	8.8	8.0	95.6		443.8
伊佐市	大口市	大口	H8.1.5	34.7		59.3	2.2	60.4
	指宿市	指宿	H8.4.1	14.0	0.3	216.0	13.6	214.3
南さつま市	山川町	山川	H8.3.18			17.0		26.0
	加世田市	加世田	R3.10.21			238.1	64.9	27.1
霧島市	国分市	国分	R2.3.31	110.0		475.0	59.0	164.0
	溝辺町	溝辺	H8.4.1			28.0		112.0
	隼人町	隼人	H28.12.15	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9
西之表市		西之表	H17.8.29	23.0		130.0		93.0
垂水市		垂水	H15.2.6	86.0	11.0		12.0	59.0
薩摩川内市	川内市 入来町	薩摩川内	H29.3.28	99.0		191.0	302.0	315.0
日置市	東市来町	東市来	R3.3.30			51.8		64.3
	伊集院町	伊集院	R3.3.30	117.3		217.2	19.5	99.9
曾於市	大隅町	大隅	H8.3.14	24.0	7.0	47.0		39.0
	末吉町	末吉	H15.2.7	54.0	1.8	40.8	0.5	60.8
志布志市	志布志町	志布志	H29.3.27	65.9		69.8		59.6
南九州市	穎娃町	穎娃	H9.6.3	15.8		40.0		29.2
	知覧町	知覧	H8.4.2	31.0		20.3		17.1
	川辺町	川辺	H8.4.1			51.0		148.0
始良市	加治木町	始良	H29.8.1	190.7		374.8	19.7	520.2
	始良町							
さつま町	宮之城町	さつま	H26.3.18			87.9	19.6	96.5
湧水町	栗野町	栗野	H16.12.21				15.0	33.0
肝付町	高山町	肝付	H26.10.10	13.0		66.0		45.0
錦江町	大根占町	大根占	H8.5.20			27.0	9.0	32.0
中種子町		中種子	H8.3.19			22.0		37.0
瀬戸内町		瀬戸内	R2.7.22			21.2	10.5	26.2
和泊町		和泊	H8.3.4			8.2		20.0
知名町		知名	H8.4.1			30.0		30.0
27市町		38区域		5,498.7	183.9	4,222.1	1,445.2	4,938.9
19市8町								

令和4年3月31日現在 単位:ha

区域名	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	合計
鹿 児 島	101.0	205.0		290.0	506.0	534.0	237.0	582.0	8,412.0
松 元		15.0		11.0		14.0			270.7
郡 山		7.6		3.2		5.3			103.1
吉 田									55.0
鹿 屋		19.0		58.0	38.0	66.0	48.0		1,142.0
吾 平				5.6	3.3	9.2			100.1
枕 崎	19.6	6.9		12.0	19.8	37.4	46.9		479.2
串 木 野	21.6	25.0		19.5	21.0	47.9	13.0		721.0
阿 久 根	43.8	15.2		4.7	13.0	34.3	9.9		301.0
名 瀬				13.0	23.0	64.0	11.0		500.0
出 水	90.9	13.0		34.9	26.0	22.0	43.0		786.0
大 口	20.5	18.5		12.9	8.7	11.2			228.4
指 宿	52.1			22.0	35.0	6.7			574.0
山 川				3.4	3.0	8.6	13.0		71.0
加 世 田	87.9	11.4		33.3	26.9	12.4			502.0
国 分	78.0	81.0		13.0	70.0	150.0	68.0		1,268.0
溝 辺	14.0	13.0			5.4	34.0			206.4
隼 人	39.0	41.5		43.3	57.1	3.0	36.9		746.0
西 之 表		9.7		9.5	19.0	42.0	21.0		347.2
垂 水	31.0	45.0		14.0	16.0	31.0			305.0
薩摩川内	68.0	87.0		40.0	59.0	84.0	117.0	39.0	1,401.0
東 市 来	7.0	18.1		6.0	12.0	3.7			162.9
伊 集 院	3.0	13.3		28.8	19.0	15.1	13.0		546.1
大 隅		8.0		3.3	5.4	7.7			141.4
末 吉	28.4	18.0		5.0	9.4	20.0	12.0		250.7
志 布 志	78.6			18.7	33.7	96.2	146.5		569.0
頤 娃	33.3	8.8		12.7		5.0			144.8
知 覧	15.0			8.7		8.2			100.3
川 辺		10.0		8.3	8.6	28.0			253.9
始 良	192.1	82.3		56.2	44.1	297.9	53.0		1,831.0
さ つ ま		23.1		13.0	8.4	2.6			251.1
栗 野	28.0	5.2		5.3	2.1	8.5			97.1
肝 付	11.0	6.3			8.3	13.0			162.6
大 根 占	24.0			3.9	4.6	9.8			110.3
中 種 子	11.0	7.0		4.4	4.9	15.0			101.3
瀬 戸 内	11.1	5.6		5.9	2.8	14.3			97.6
和 泊		2.0		2.8	5.1	6.9			45.0
知 名		7.5		2.4	3.5		9.9		83.3
38区域	1,109.9	829.0	0.0	828.7	1,122.1	1,768.9	899.1	621.0	23,467.5

(令和4年3月31日現在)

区域名	市町村名	名称	面積	最終決定	
イ 特定用途制限地域 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域である。 なお、具体的な制限の内容については、建築基準法の規定により地方公共団体の条例に定められる。	吉田	鹿児島市	地域中心地区	88 ha	H21.10.6
			田園居住環境保全地区	210 ha	
	喜入	鹿児島市	地域中心地区	74 ha	H21.10.6
			田園居住環境保全地区	17 ha	
	松元	鹿児島市	田園居住環境保全地区	182 ha	H21.10.6
	薩摩川内	薩摩川内市	集落環境保全地区	93 ha	H26.10.10
			IC周辺地区	134 ha	
	出水	出水市	田園居住地区	5,970 ha	R2.8.1
			幹線沿道地区	566 ha	
			ロードサイド型商業地区	92 ha	
			IC周辺地区	12 ha	
	産業集積地区			83 ha	
	志布志	志布志市	田園居住環境保全地区	116 ha	R3.3.30
	鹿屋	鹿屋市	郊外市街地型	760 ha	R3.4.1
			郊外市街地沿道型	33 ha	
沿道商業・業務地型			90 ha		
工業・流通業務地型			70 ha		

区域名	市町村名	名称	面積	最終決定	
ウ 特別用途地区 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区である。 なお、具体的な制限の内容については、地方公共団体の条例にて定めることになっており、国土交通大臣の承認を得て用途制限を緩和することができる。	川辺	南九州市	特別工業地区	158.0 ha	H 3.12.20
	鹿児島	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	534.0ha	H30.3.27
			第二種特定建築物制限地区	49.0 ha	
			第三種特定建築物制限地区	188.0 ha	
	松元	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	14.0 ha	H26.6.30
	郡山	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	5.3 ha	H26.6.30
	薩摩川内	薩摩川内市	特定建築物制限地区	84.0 ha	H26.10.10
			複合系市街地形成促進地区	16.0 ha	H29.3.28
	名瀬	奄美市	第1種集客施設制限地区	64.3 ha	R 1.8.6
			第2種集客施設制限地区	10.8 ha	
	志布志	志布志市	特定建築物制限地区	96.2 ha	H29.3.27
	指宿	指宿市	スポーツ・レクリエーション地区	15.0 ha	H30.3.28
	始良	始良市	大規模集客施設制限地区	251.0 ha	R 3.2.1
	出水	出水市	大規模集約施設制限地区	22.0 ha	R 2.8.1

<p>エ 高度地区</p> <p>高度地区は、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。</p>	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	城山周辺地区	25 ha	H22. 3. 25

<p>オ 高度利用地区</p> <p>高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに必要に応じて壁面の位置を定める地区である。都市計画に市街地再開発事業、又は市街地再開発促進地区を定める場合は、当該地区が高度利用地区であることが必要条件であり、この場合、高度利用地区について定められた内容に従った建築行為が行われる。</p> <p>※西鹿児島駅は鹿児島中央駅の旧称</p>	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅 [※] 東口10番街区地区	0.9 ha	H63. 9. 27
	鹿児島	鹿児島市	小川町21番街区地区	0.3 ha	H 4. 4. 7
	鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅 [※] 東口6番街区地区	0.3 ha	H 9. 12. 2
	鹿児島	鹿児島市	西千石町13番街区地区	0.5 ha	H12. 3. 10
	鹿児島	鹿児島市	中央町22番街区地区	0.2 ha	H19. 6. 12
	鹿児島	鹿児島市	中央町23番街区地区	0.3 ha	H18. 1. 26
	鹿児島	鹿児島市	中央町19・20番街区	0.7 ha	H27. 11. 10
	鹿児島	鹿児島市	千日町1・4番街区	1.0 ha	H28. 8. 29
	鹿 屋	鹿 屋 市	北田大手町地区	1.9 ha	H16. 1. 15

<p>カ 防火地域及び準防火地域</p> <p>防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を排除するため定めるもので、具体的にはこれらの地域の一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物等にするなど防災上の観点から建築規制が行われる。</p>	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	防火地域	123.0 ha	H16. 5. 14
			準防火地域	763.0 ha	H26. 6. 30
名 瀬	奄 美 市	準防火地域	2.1 ha	R 2. 11. 2	

<p>キ 風致地区</p> <p>風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し都市環境を保全するため定める地区で、本県では、鹿児島市及び伊佐市の各条例に基づき地区内における建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採、その他の行為が規制される。</p> <p>※ 鹿児島市は、平成25年4月1日より鹿児島市条例にて規制</p> <p>※ 伊佐市は、平成27年4月1日より条例にて規制</p>	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	寺山風致地区	946.0 ha	H27. 8. 26
	鹿児島	鹿児島市	慈眼寺風致地区	93.0 ha	H27. 8. 26
	大 口	伊 佐 市	曾木の滝風致地区	99.4 ha	S31. 2. 16

※ 寺 山：錦江湾、桜島を望む景勝地
慈 眼 寺：慈眼寺一帯の景勝地
曾木の滝：奇怪岩、瀑布の景勝地

<p>ク 駐車場整備地区</p> <p>駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域又はその周辺の自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため駐車場整備の必要があると認められる区域について指定される。</p>	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	鹿児島市 駐車場整備地区	580.0 ha	H14. 2. 25

ケ 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区で、船舶の出入、停泊、係留、荷物の積み下ろし、貯蔵保管、各種手続き、検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために位置付けるものである。

※臨港地区については、都市計画法で定められたものを記載している。

区域名	市町村名	臨港地区の名称	決定年月日	最終変更年月日	決定面積(ha)
鹿児島	鹿児島市	鹿児島港 臨港地区	S40. 2.17	H21. 8.11	253.4
喜入	〃	喜入港 〃	H21. 8.11		2.8
鹿屋	鹿屋市	鹿屋港 〃	S40. 2.17	H20. 6. 4	14.3
〃	〃	高須港 〃	S40. 2.17	H20. 6. 4	1.4
指宿	指宿市	指宿港 〃	H19. 5.10		7.5
〃	〃	魚見港 〃	H19. 5.10		0.6
〃	〃	宮ヶ浜港 〃	H19. 5.10		1.1
薩摩川内	薩摩川内市	川内港 〃	S40. 2.17	H26.10.10	12.3
出水	出水市	米ノ津港 〃	S40. 2.17	R 2. 8. 1	14.6
隼人	霧島市	隼人港 〃	H19. 3.26		1.8
福山	〃	福山港 〃	H19. 3.26		2.0
串木野	いちき串木野市	串木野新港 〃	H19. 3.26		16.0
名瀬	奄美市	名瀬港 〃	S40. 2.17	R 2. 2.14	33.5
垂水	垂水市	垂水港 〃	H23. 3.22	H23. 3.22	13.7
西之表	西之表市	西之表港 〃	S40. 2.17	H22. 2.12	19.8
志布志	志布志市	志布志港 〃	S40. 2.17	H25.11.29	111.6
知覧	南九州市	松ヶ浦港 〃	H19. 1.10		0.9
〃	〃	東塩屋港 〃	H19. 1.10		0.5
始良	始良市	加治木港 〃	H20. 2.22	H28.11. 1	6.0
肝付	肝付町	波見港 〃	H19. 2.19	H26.10.10	1.0
大根占	錦江町	大根占港 〃	S40. 2.17		5.0
根占	南大隅町	根占港 〃	H24.10.18		7.0
屋久	屋久島町	安房港 〃	S40. 2.17	H30. 7.31	15.3
上屋久	〃	宮之浦港 〃	S40. 2.17	H30. 7.31	14.1
天城	天城町	平土野港 〃	S40. 2.17	H19. 3.20	5.7
徳之島	徳之島町	亀徳港 〃	S62. 7. 3	H21.10.14	9.9
和泊	和泊町	和泊港 〃	H18.12.11		5.4
喜界	喜界町	湾港 〃	H30. 1.19		7.0
計		13市8町28地区			584.2

コ 流通業務地区

流通業務地区は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、その指定都市において都心地区に無秩序に集中立地しているトラックターミナル、問屋、倉庫、市場等の流通業務施設を既存市街地の外周の地域で、かつ、交通等立地条件の良い位置に集約を図るとともに、既存の流通機能を誘導して計画的に再編成を行い、併せて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために指定するものである。

区域名	市町村名	名称	面積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島流通業務地区	61.0 ha	H 1.11.13

サ 伝統的建造物群保存地区
 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために設定される地区である。地区の保存を図るため必要な形状変更の規制、その保存のため必要な措置は市町村の条例で定めることとなっており、また、必要に応じて、条例で建築基準法の規定による制限を緩和することができる。

区域名	市町村名	名称	面積	最終決定
知覧	南九州市	知覧伝統的建造物群保存地区	18.6 ha	S56. 1.22
出水	出水市	出水市出水麓伝統的建造物群保存地区	43.8 ha	H7. 5. 1
薩摩川内	薩摩川内市	入来麓伝統的建造物群保存地区	19.2 ha	H26. 10. 10
加世田	南さつま市	加世田麓伝統的建造物群保存地区	20.0 ha	R1. 6. 14

イ 県立都市公園の概要

(令和5年3月31日現在)

公園名	公園種別	計画面積 開設面積 開設年月	所在地	特徴	主要施設
吉野公園	総合公園	30.9ha 30.9ha S45.5	鹿児島市 吉野町七社	吉野公園は、錦江湾を隔て桜島を眼前に望み、遠く霧島連山や開聞岳を眺望できる絶好の場に位置し、自然の景観を最大限に生かした県民の休養、レクリエーションの場として整備された。	ソテツ園、児童広場、チビッコプール、さくら群植園、桜苑、展望台、なごみの庭、おごじの庭、暮らしの庭
谷山緑地	緩衝緑地	14.8ha 14.8ha S46.4	鹿児島市 東開町他	谷山緑地は、県道郡元鹿児島港線と住宅地を遮断し、騒音・振動等を軽減する緩衝緑地帯として、近隣住民の散策・休憩等を目的として整備された。	児童遊園、休憩所、ゲートボール場、グランドゴルフ場
鴨池公園	運動公園	19.4ha 19.4ha S47.4	鹿児島市 与次郎二丁目	鴨池公園は、県民のスポーツ・レクリエーション場として整備され昭和47年の第27回国民体育大会の主会場となり、その後も高校総体、県民体育大会等の会場として利用されている。	陸上競技場、野球場、補助競技場、庭球場
鴨池緑地公園	地区公園	6.0ha 6.0ha S49.4	鹿児島市 鴨池新町	鴨池緑地公園は、背後住宅地を潮害から守るための防風・防潮緑地帯として、また、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として整備された。	球技場、庭球場
吹上浜海浜公園	広域公園	109.9ha 75.7ha S61.4	南さつま市加世田 及び金峰町高橋	吹上浜海浜公園は、薩摩半島の西海岸に広がる白砂青松の雄大な自然をベースに、県民が自然と一体となった公園の中で、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	(加世田側) オートキャンプ場、サッカー広場、児童遊園、プール、ローラースケート場 (金峰町側) サンセットブリッジ、南薩少年自然の家、野鳥観察の家
大隅広域公園	広域公園	96.5ha 47.2ha H6.7	鹿屋市吾平町 黒羽子及び肝属郡 肝付町後田	大隅広域公園は、大隅半島の古い歴史に培われた文化や遺産の復元を図るとともに、県民が自然の中でスポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	(鹿屋市側) 花の広場、大隅の里、冒険の谷、ゴーカート場、オートキャンプ場 (肝付町側) 体育館、屋内人工芝コート、運動広場、チビッコ広場
石橋記念公園	歴史公園	- 1.8ha H12.4	鹿児島市浜町	石橋記念公園は、平成5年8月の洪水で流失を免れた文化財の西田橋を移設復元し、県民に末永く親しまれることを目的に整備された。	西田橋、石橋記念館、御門、水の流れ、遺構
北薩広域公園	広域公園	102.3ha 53.1ha H14.4	薩摩郡さつま町 虎居	北薩広域公園は、地域のイメージ、河川、森林などの自然・景観を活かし、豊かな自然の中で、様々な体験を通して安らぎと潤いの得られる空間を持つ公園として整備を行っている。	オートキャンプ場、多目的管理棟、花の広場、運動広場、桜園、里の家、体験工房、大型冒険遊具、のびのび広場
鹿児島ふれあいスポーツランド	総合公園	10.5ha 10.5ha H26.2	鹿児島市中山	鹿児島ふれあいスポーツランドは、県民が気軽に利用できる都市近郊型総合公園で、スポーツ・レクリエーションの拠点として整備された	天然芝グラウンド 人工芝グラウンド クラブハウス 多目的広場

(5) 都市別都市計画道路一覧表

R4. 3. 31現在

都市計画区域名	市町村名		都市計画道路決定		改良済	
		旧市町村名	路線数	延長(m)	延長(m)	改良率(%)
鹿 児 島	鹿 児 島 市	旧 鹿 児 島 市	147	237,353	204,333	86%
郡 山		旧 郡 山 町	5	6,370	3,600	57%
鹿 屋	鹿 屋 市	旧 鹿 屋 市	23	55,550	47,225	85%
串 良		旧 串 良 町	5	11,350	11,350	100%
吾 平		旧 吾 平 町	3	5,250	2,681	51%
枕 崎	枕 崎 市		17	17,140	17,140	100%
阿 久 根	阿 久 根 市		17	30,730	16,990	55%
串 木 野	い ち き 串 木 野 市	旧 串 木 野 市	35	41,790	28,509	68%
		旧 市 来 町				
名 瀬	奄 美 市	旧 名 瀬 市	27	31,186	28,594	92%
出 水	出 水 市	旧 出 水 市	13	41,520	32,600	79%
大 口	伊 佐 市	旧 大 口 市	10	16,550	12,200	74%
指 宿	指 宿 市	旧 指 宿 市	23	32,050	20,428	64%
山 川		旧 山 川 町	6	6,860	6,310	92%
加 世 田	南 さ つ ま 市	旧 加 世 田 市	15	23,000	21,140	92%
笠 沙		旧 笠 沙 町	2	280	280	100%
西 之 表	西 之 表 市		7	8,030	7,300	91%
垂 水	垂 水 市		10	20,700	19,190	93%
東 市 来	日 置 市	旧 東 市 来 町	6	4,620	2,255	49%
伊 集 院		旧 伊 集 院 町	16	16,600	14,912	90%
吹 上		旧 吹 上 町	4	8,130	4,807	59%
国 分	霧 島 市	旧 国 分 市	18	43,720	36,296	83%
牧 園		旧 牧 園 町	4	15,705	14,870	95%
溝 辺		旧 溝 辺 町	7	7,250	5,650	78%
隼 人		旧 隼 人 町	17	34,060	27,680	81%
福 山		旧 福 山 町	1	4,080	4,080	100%
薩 摩 川 内	薩 摩 川 内 市	旧 川 内 市 旧 樋 脇 町 旧 入 来 町	40	78,545	58,797	75%
大 隅	曾 於 市	旧 大 隅 町	17	30,700	27,426	89%
財 部		旧 末 吉 町				
末 吉		旧 財 部 町				
志 布 志	志 布 志 市	旧 志 布 志 町	8	22,390	12,815	57%
穎 娃	南 九 州 市	旧 穎 娃 町	8	8,230	4,430	54%
知 覧		旧 知 覧 町	8	9,670	7,050	73%
川 辺		旧 川 辺 町	5	7,620	4,280	56%
始 良	始 良 市	旧 加 治 木 町 旧 始 良 町 旧 蒲 生 町	39	55,330	44,253	80%
さ つ ま	さ つ ま 町	旧 宮 之 城 町	7	7,640	6,780	89%
栗 野	湧 水 町	旧 栗 野 町	5	4,950	2,735	55%
吉 松		旧 吉 松 町	5	5,430	3,898	72%
大 崎	大 崎 町		6	24,350	14,110	58%
肝 付	肝 付 町	旧 高 山 町	9	7,890	7,230	92%
大 根 占	錦 江 町	旧 大 根 占 町	6	7,680	3,390	44%
中 種 子	中 種 子 町		6	6,750	6,580	97%
南 種 子	南 種 子 町		5	6,010	5,340	89%
上 屋 久	屋 久 島 町	旧 上 屋 久 町	5	7,900	7,700	97%
屋 久		旧 屋 久 町	3	6,040	6,040	100%
瀬 戸 内	瀬 戸 内 町		8	4,970	4,930	99%
喜 界	喜 界 町		2	1,480	1,480	100%
徳 之 島	徳 之 島 町		3	3,260	2,930	90%
天 城	天 城 町		6	8,340	8,240	99%
和 泊	和 泊 町		3	3,760	3,760	100%
知 名	知 名 町		2	2,030	2,030	100%
合計			662	1,062,937	850,679	80%
下記以外			585	973,181	765,755	79%
奄美			51	55,026	51,964	94%
離島			26	34,730	32,960	95%

(6) 土地区画整理事業施行中箇所

令和5年4月1日現在

都市名	地区名	施行者	事業計画 決定年月日	施行地区面積 (h a)	施行期間	備考
鹿児島市	吉野地区	市	H 4. 10. 28	114. 1	H 4～R 8	
	郡山中央	市	H 8. 3. 29	46. 2	H 7～R11	
	谷山駅周辺地区	市	H20. 3. 21	15. 3	H19～R 8	
	谷山第三地区	市	H23. 10. 14	34. 9	H23～R15	
	吉野第二地区	市	H31. 3. 22	66. 5	H30～R22	
指宿市	十町	市	H11. 5. 11	32. 9	H11～R23	
薩摩川内市	天辰第一地区	市	H10. 2. 12	75. 4	H 9～R 8	
	天辰第二地区	市	H29. 3. 16	50. 9	H28～R12	
	温泉場	市	H13. 2. 20	14. 0	H12～R 6	
日置市	湯之元第一地区	市	H13. 8. 23	25. 5	H13～R19	
霧島市	浜之市	市	H 9. 8. 22	18. 7	H 9～R12	
	隼人駅東地区	市	H22. 7. 30	13. 1	H22～R16	
いちき串木野市	麓	市	H10. 2. 24	44. 2	H 9～R10	
奄美市	平田	市	H 1. 3. 2	6. 7	S63～R 8	
	末広・港	市	H19. 2. 2	3. 2	H18～R 6	
湧水町	下場	町	H 9. 1. 8	25. 8	H 8～R14	
8市町	16地区			587. 4		

※換地処分公告済みの地区を除く

(7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表 【1/2】
 【令和5年3月31日現在 (R4末現在)】

区分	鹿児島市	枕崎市	奄美市	指宿市	出水市	鹿屋市	いちき串木野市	日置市	霧島市	和泊町	知名町	薩摩川内市	南九州市	
行政区域	面積 (h a)	54,761	7,478	30,827	14,884	32,998	44,833	11,230	25,301	60,318	4,039	5,330	68,294	35,785
	人口 (人)	596,245	19,535	40,990	38,095	51,687	99,514	26,194	46,581	124,112	6,148	5,519	91,868	32,377
全体計画	面積 (h a)	8,273	454	608	641	1,052	807	340	577	1,382	207	118	628	243
	人口 (人)	494,000	11,100	28,700	10,600	25,000	19,600	9,000	19,500	47,750	3,070	1,540	14,400	4,000
都市計画決定	当初年月日	S33.1.20	S50.2.25	S52.1.31	S53.10.30	S55.2.9	S56.1.21	S61.12.3	S52.11.28	H1.6.7	H5.4.1	H6.3.4	H7.7.17	S51.5.25
	最終年月日	H29.3.15	H4.9.14	R2.11.30	R1.6.10	H20.7.14	H24.2.13	H27.10.9	H27.10.30	R2.12.16	H11.6.22	H11.11.25	R5.3.15	H14.8.5
	面積 (h a)	7826.0	453.7	567.4	641	1052.0	859.0	340.0	577	1382.0	162.0	117.0	628.0	240.0
	人口 (人)	472,000	11,100	47,700	10,600	31,500	19,600	9,000	19,500	47,750	3,600	3,800	14,400	4,000
	処理水量 m3/日最大	214,200	6,300	28,700	12,800	21,000	10,600	6,160	10,200	21,800	1,746	1,976	6,500	2,400
	1人1日最大汚水量 (ℓ)	454	415	579	475	590	375	315	520	376	485	470	365	385
事業認可	下水法	R1.12.25	R4.5.18	R3.2.12	R1.11.28	R5.3.24	H29.3.1	R3.2.3	R2.12.25	R3.3.25	R3.3.10	R4.6.14	R5.3.16	H14.11.26
	年月日 都計法	R1.12.25	R3.1.27	R3.2.12	R1.11.28	R5.3.24	H29.3.21	R3.2.3	R2.12.25	R3.3.25	R3.3.10	R4.6.14	R5.3.31	H15.2.10
	面積 (h a)	7467.0	434.9	567.4	545.0	1052.0	784.3	340.0	577	983.6	201.3	118.0	358.0	240.0
	人口 (人)	472,000	11,600	29,920	11,700	25,000	20,400	9,100	19,500	39,703	3,060	1,980	12,000	4,000
	処理水量 m3/日最大	214,200	6,500	13,100	12,800	16,950	11,000	6,200	10,000	16,600	1,350	1,670	4,900	2,400
	事業費 百万円	241,020	14,790	36,339	26,037	32,915	27,347	16,013	13,445	33,326	5,936	4,796	16,540	4,940
	期間 (年度)	S27~R6	S50~R7	S51~R7	S53~R5	S54~R10	S55~R5	S61~R9	S52~R7	H1~R9	H5~R5	H6~R9	H7~R9	H8~H19
処理開始 (予定)	S30.11.29	S59.3.30	S59.3.30	S61.3.31	S62.3.31	H1.3.31	H5.3.31	S63.3.31	H8.3.31	H11.3.30	H12.3.31	H16.3.30	H13.3.30	
整備状況	処理(整備)面積 (h a)	7115.0	434.9	526.3	480.9	999.0	623.9	324.5	502.0	901.9	187.3	116.5	277.4	240.0
	処理人口 (人)	475,200	12,452	31,854	10,712	22,862	18,793	9,753	19,310	41,315	3,143	2,303	9,658	3,909
	接続人口 (人)	467,700	11,172	30,586	10,245	20,266	14,289	9,122	18,355	35,717	2,671	1,810	5,585	3,745
	普及率 (%)	79.7	63.7	77.7	28.1	44.2	18.9	37.2	41.5	33.3	51.1	41.7	10.5	12.1
	接続率 (%)	98.4	89.7	96.0	95.6	88.6	76.0	93.5	95.1	86.5	85.0	78.6	57.8	95.8
	整備率 (%)	(86.0)	(95.9)	(86.6)	(75.0)	(95.0)	(77.3)	(95.4)	(87.0)	(65.3)	(90.6)	(98.7)	(44.2)	(98.8)
		95.3	100.0	92.8	88.2	95.0	79.5	95.4	87.0	91.7	93.0	98.7	77.5	100.0

(県総人口) 1,580,003 人 (県普及率 (人口)) 43.5 % 普及率 = 処理区域人口 / 総人口 (行政区域内人口)
 (県処理人口) 687,862 人 (県接続率 (人口)) 94.6 % 接続率 = 接続人口 / 処理区域人口
 (県接続人口) 650,643 人 (県整備率 (対認可面積)) 92.3 % 整備率 = 整備面積 / 事業認可面積
 (県整備率 (対全計画面積)) 83.1 % 上段 () = 整備面積 / 全体計画面積
 ※ 率は小数第2位を四捨五入

(8) 都市下水路一覧表

R5.3月末時点

都 市 名	都市下水路名	計 画 決 定			令和4年度末・整備量			事 業 認 可			
		最 終 年 月 日	延 長 集 水 面 積 (h a)	浸 水 面 積 (h a)	延 長 集 水 面 積 (h a)	浸 水 面 積 (h a)	当 初 年 月 日	最 終 年 月 日	延 長 集 水 面 積 (h a)		
藤原川内市 (旧川内市)	住 連 木	S50. 7. 9	1340.0	47.0	8.0	1151.0	44.0	7.0	S50. 9. 8	1151.0	44.0
"	銀 杏 木 川	S57. 6. 16	1500.0	92.0	48.0	1504.0	92.0	48.0	S53. 12. 15 S57. 7. 7	1504.0	92.0
"	中 郷 下 目	S61. 12. 4	1490.0	48.0	48.0	1492.0	48.0	48.0	S62. 1. 28 S63. 9. 26	1491.0	48.0
"	平 佐 川	H 5. 11. 1	2441.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	94.9 22.8	22.8	1735.0	73.0	22.8	H 6. 11. 7 H 14. 6. 18	1760.0	94.9
"	水 畦	H 7. 7. 3	2625.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	52.0 47.0	47.0	2478.0	49.5	45.0	S44. 12. 26 H20. 3. 31	2069.0	52.0
"	春 田 川	H 7. 7. 3	1196.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	31.0 11.0	11.0	1184.0	31.0	11.0	S48. 9. 28 S55. 1. 16	1340.0	20.0
鹿屋市	寿 第 2	H 2. 12. 3	2323.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	59.0 20.0	20.0	2325.0	59.0	20.0	H 6. 4. 27 H 8. 3. 31	2323.0	59.0
"	寿 第 3	H 2. 12. 3	2735.0	41.2	15.0	1794.0	27.0	9.8	H 8. 5. 29 H 9. 3. 17	2735.0	41.2
いちき串木野市 (旧串木野市)	醉 之 尾	S54. 11. 12	1150.0	142.0	13.5	1150.0	142.0	13.5	S54. 11. 12	1150.0	142.0
阿久根市	上 野	S62. 6. 20	1520.0	59.0	9.2	1520.0	59.0	9.2	S56. 2. 9 S62. 7. 29	1520.0	59.0
伊佐市 (旧大口市)	大 口	S58. 10. 19	4780.0	140.0	51.3	3358.0	140.0	51.3	S50. 12. 17 H 3. 3. 27	3358.0	140.0
指宿市	二 月 田	H 4. 10. 12	820.0	100.0	97.0	820.0	100.0	97.0	H 4. 10. 12	820.0	100.0
南さつま市 (旧加世田市)	第 一 本 町	S47. 11. 20	1410.0	102.0	30.0	1410.0	102.0	30.0	S47. 11. 27 S58. 10. 5	1410.0	102.0
"	万 世	S63. 2. 18	2010.0	70.0	29.0	2010.0	70.0	29.0	S56. 1. 28 S63. 10. 5	2010.0	70.0
"	加 世 田	R1. 6. 14	1461.0	196.0	100.0	1461.0	196.0	100.0	H23. 8. 5 H31. 3. 7	1461.0	196.0
西之表市	西 町	S31. 8. 27	335.0	15.0	4.4	335.0	15.0	4.4	S31. 8. 27	335.0	15.0
"	川 端	S41. 2. 25	320.0	39.0	3.4	320.0	39.0	3.4	S41. 5. 13	320.0	39.0
"	玉 川	S43. 8. 13	304.0	72.0	2.4	304.0	72.0	2.4	S43. 8. 13	304.0	72.0
垂水市	垂 水	H 8. 12. 12	5953.0	113.0	78.8	420.0	4.0	4.0	H 9. 2. 24	5953.0	113.0
南九州市 (旧知覧町)	中 郡	S53. 10. 28	1020.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	31.0 7.0	7.0	1009.0	31.0	7.0	S51. 6. 2 S53. 11. 27	1010.0	31.0
(旧川辺町)	第 一 号	S55. 7. 14	1340.0	31.0	12.0	1340.0	31.0	12.0	S46. 9. 29 S55. 10. 17	1340.0	31.0
"	第 二 号	S55. 7. 14	2672.0	122.0	35.0	2672.0	122.0	35.0	S49. 10. 2 S55. 10. 17	2672.0	122.0
"	函 添	S56. 10. 1	1271.0	35.0	30.0	1271.0	35.0	30.0	S56. 11. 9 S61. 3. 28	1271.0	35.0
日置市 (旧吹上町)	湯 之 元	S32. 2. 12	380.0	39.0	—	380.0	39.0	—	(他事業)	380.0	39.0
"	神 田	S47. 8. 25	2280.0	68.0	6.0	2280.0	68.0	6.0	"	2280.0	68.0
さつま町 (旧宮之城町)	轟 原	H21. 12. 3	614.0	24.0	—	614.0	24.0	—	(他事業)	614.0	24.0
"	虎 居	H21. 12. 3	963.0	32.0	—	963.0	32.0	—	"	963.0	32.0
"	豊 川	S53. 6. 20	1040.0	220.0	4.0	1040.0	220.0	4.0	S53. 7. 21	1040.0	220.0
始良市 (旧加治木町)	天 神	S32. 2. 12	891.0	25.0	17.0	—	—	—	—	—	—
"	吉 原	S32. 2. 12	388.0	50.0	11.0	—	—	—	—	—	—
志布志市 (旧志布志町)	下 町	S34. 8. 6	330.0	42.0	9.5	330.0	42.0	9.5	S34. 8. 6	330.0	42.0
"	市 渡	S38. 10. 28	445.0	33.0	5.0	445.0	33.0	5.0	S38. 10. 28	445.0	33.0
"	稚 子 松	S53. 10. 30	1530.0	105.0	13.0	1530.0	105.0	13.0	S49. 1. 21 S53. 12. 15	1530.0	105.0
"	香 月	S53. 2. 7	700.0	33.0	6.4	700.0	33.0	6.4	S53. 5. 8	500.0	33.0
"	町 原	S59. 2. 27	2570.0	161.0	23.0	1651.0	161.0	23.0	S56. 12. 11 S59. 4. 20	788.0	161.0
大崎町	三 文 字	S58. 2. 14	560.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	35.0 5.0	5.0	560.0	35.0	5.0	S58. 7. 13	560.0	35.0
"	西 三 文 字	S51. 8. 20	250.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	48.0 6.0	6.0	228.0	48.0	6.0	S61. 10. 21	228.0	48.0
"	上 町	H 1. 6. 1	930.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	51.0 7.0	7.0	818.9	51.0	7.0	H 1. 9. 27	806.1	51.0
"	菱 田	H 1. 6. 1	1400.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	60.0 9.0	9.0	1271.3	58.5	8.6	H 1. 9. 27	1402.2	60.0
錦江町 (旧大根占町)	本 町	S61. 11. 29	260.0	61.0	4.3	126.0	61.0	4.3	S62. 8. 26	126.0	61.6
中種子町	旭 町	S50. 10. 4	610.0	28.0	11.6	610.0	28.0	11.6	S49. 9. 2 S50. 11. 14	610.0	28.0
南種子町	山 崎	S51. 5. 14	800.0	108.0	16.8	800.0	108.0	16.8	S51. 6. 2	800.0	108.0
"	共 栄	S53. 2. 1	600.0	15.0	4.8	600.0	15.0	4.8	S53. 4. 12	600.0	15.0
屋久島町 (旧屋久町)	春 牧	H 6. 2. 23	1120.0	25.0	8.0	1110.0	25.0	8.0	H 6. 10. 14	1110.0	25.0
喜界町	湾 宮 戸	H 5. 5. 26	1045.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	78.0 11.4	11.4	1035.0	78.0	11.4	S62. 10. 5	1050.0	104.0
"	赤 連 山 水	H 5. 5. 26	520.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	46.0 8.8	8.8	521.5	46.0	8.8	H 5. 10. 29	521.5	46.0
"	中 里	H 5. 5. 26	580.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	26.0 5.9	5.9	883.9	26.0	5.9	H 8. 2. 7	883.9	26.0
徳之島町	亀 徳	S55. 10. 25	130.0	15.0	1.0	130.0	15.0	1.0	S55. 10. 25	130.0	15.0
"	亀 津	S57. 12. 11	150.0	12.0	2.0	150.0	12.0	2.0	S60. 2. 1	150.0	12.0
令和 4 年 度 末 都 市 下 水 路 計											
1 3 市 6 町	3 7 箇 所	—	48212.0	2560.2	—	37791.0	2359.0	—	—	43201.0	2482.8
公 共 下 水 道 雨 水 渠 振 替 分 計											
3 市 2 町	1 2 箇 所	—	14890.0	611.9	—	14049.6	586.0	—	—	13953.7	626.9
累 計											
1 3 市 8 町	4 9 箇 所	—	63102.0	3172.1	—	51840.6	2945.0	—	—	57154.7	3109.7

※平成17年度～令和4年度 実施事業無し(延長等の増減無し)

(9) 浄化槽設置整備事業設置基数

(R5.3月末時点)

事業主体	合計	設置基数(令和4年度分)			総人口	設置済人口	普及率
		5人槽	6-7人槽	8-10人槽			
鹿児島市	107	100	7	0	596,245	88,138	14.8%
鹿屋市	204	195	9	0	99,514	58,351	58.6%
枕崎市	27	18	9	0	19,535	3,016	15.4%
阿久根市	121	109	10	2	18,743	12,028	64.2%
出水市	18	15	3	0	51,687	12,109	23.4%
指宿市	38	31	6	1	38,095	17,367	45.6%
垂水市	63	62	1	0	13,449	8,434	62.7%
薩摩川内市	98	85	9	4	91,868	57,608	62.7%
日置市	75	64	11	0	46,581	18,493	39.7%
曾於市	28	26	2	0	33,291	19,755	59.3%
霧島市	154	141	11	2	124,112	63,691	51.3%
いちき串木野市	28	25	2	1	26,194	11,566	44.2%
南さつま市	22	19	3	0	31,755	20,734	65.3%
志布志市	20	18	2	0	29,435	17,398	59.1%
南九州市	90	84	6	0	32,377	18,688	57.7%
伊佐市	32	28	3	1	23,664	12,927	54.6%
始良市	168	153	12	3	77,954	62,053	79.6%
十島村	0	0	0	0	627	603	96.2%
さつま町	22	20	2		19,293	12,881	66.8%
長島町	35	33	1	1	9,688	8,023	82.8%
湧水町	24	19	4	1	8,535	5,034	59.0%
大崎町	44	41	2	1	12,214	6,707	54.9%
東串良町	17	16	1		6,467	5,030	77.8%
錦江町	5	5			6,511	4,056	62.3%
南大隅町	9	9			6,285	3,039	48.4%
肝付町	14	12	2		14,118	9,725	68.9%
西之表市	37	37			14,092	9,616	68.2%
中種子町	14	13	1		7,340	3,972	54.1%
南種子町	9	8		1	5,220	3,521	67.5%
屋久島町	18	16	1	1	11,537	9,750	84.5%
奄美市	18	15	3		40,990	1,255	3.1%
宇検村	0	0	0	0	1,624	171	10.5%
瀬戸内町	15	15			8,320	3,052	36.7%
喜界町	2	2			6,457	568	8.8%
徳之島町	40	38	2		10,021	4,414	44.0%
天城町	29	27	2		5,541	3,102	56.0%
伊仙町	40	38	2		6,284	3,185	50.7%
和泊町	0	0	0	0	6,148	465	7.6%
与論町	5	3	1	1	5,016	2,029	40.5%
合計	1,690	1,540	130	20			

(10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数

(R5.3月末時点)

事業主体	設置合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
三島村	1	1			332	332	100.0%
東串良町	4	4			6,467	5,030	77.8%
龍郷町	24	22	1	1	5,929	4,888	82.4%
知名町	3	3			5,519	565	10.2%
合計	32	30	1	1			

県全体

合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
1,722	1,570	131	21	1,580,004	608,421	38.5%

* 設置済人口、普及率は、当事業以外による設置済も含む

(11) 農業集落排水施設実施状況（市町村別調査）

R5.3月末時点

整理 番号	市町村名	住民基本 台帳人口 (R5.3.31) ①	整備状況					
			計画諸元（R4年度末供用開始まで）				R4年度末供用状況（R5.3.31現在）	
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤/①
1	鹿 児 島 市	596,245						
2	鹿 屋 市	99,514	1	5	429	1,085	744	0.748%
3	枕 崎 市	19,535						
4	阿 久 根 市	18,743						
5	出 水 市	51,687	5	34	1,850	5,634	3,898	7.542%
6	指 宿 市	38,095						
7	西 之 表 市	14,092						
8	垂 水 市	13,449						
9	薩 摩 川 内 市	91,868	5	23	1,594	4,390	2,837	3.088%
10	日 置 市	46,581	1	8	390	825	438	0.940%
11	曾 於 市	33,291						
12	霧 島 市	124,112						
13	いちき串木野市	26,194						
14	南 さ つ ま 市	31,755	1	5	279	660	471	1.483%
15	志 布 志 市	29,435	4	61	2,481	6,458	5,615	19.076%
16	奄 美 市	40,990	11	20	1,904	4,357	2,872	7.007%
17	南 九 州 市	32,377	2	9	514	1,448	913	2.820%
18	伊 佐 市	23,664	3	23	1,794	4,100	2,963	12.521%
19	始 良 市	77,954	2	13	674	1,614	1,262	1.619%
20	三 島 村	332						
21	十 島 村	627						
22	さ つ ま 町	19,293	1	12	442	1,317	890	4.613%
23	長 島 町	9,688	1	5	419	1,195	989	10.209%
24	湧 水 町	8,535						
25	大 崎 町	12,214						
26	東 串 良 町	6,467						
27	錦 江 町	6,511	1	9	392	895	571	8.770%
28	南 大 隅 町	6,285	1	7	622	1,448	506	8.051%
29	肝 付 町	14,118						
30	中 種 子 町	7,340						
31	南 種 子 町	5,220						
32	屋 久 島 町	11,537	1	1	197	466	438	3.796%
33	大 和 村	1,397	3	10	747	1,618	1,242	88.905%
34	宇 検 村	1,624	3	5	658	1,439	1,099	67.672%
35	瀬 戸 内 町	8,320	1	1	350	745	732	8.798%
36	龍 郷 町	5,929						
37	喜 界 町	6,457	3	4	702	1,784	1,054	16.323%
38	徳 之 島 町	10,021	1	1	94	211	144	1.437%
39	天 城 町	5,541						
40	伊 仙 町	6,284						
41	和 泊 町	6,148	5	16	1,496	4,181	2,483	40.387%
42	知 名 町	5,519	3	14	1,585	3,857	2,395	43.396%
43	与 論 町	5,016	1	1	399	1,031	946	18.860%
		1,580,004	60	287	20,012	50,758	35,502	2.247%
							供用人口整備率	2.247%

(12) 漁業集落排水施設実施状況(市町村別調書)

R5.3月末時点

整理 番号	市町村名	住民基本 台帳人口 (R5.3.31) ①	整備状況					
			計画諸元 (R4年度末供用開始まで)			R4年度末供用状況 (R5.3.31現在)		
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤/①
1	鹿児島市	596,245						
2	鹿屋市	99,514						
3	枕崎市	19,535						
4	阿久根市	18,743						
5	出水市	51,687						
6	指宿市	38,095						
7	西之表市	14,092						
8	垂水市	13,449	1	1	536	1,400	496	3.688%
9	薩摩川内市	91,868	3	3	1,235	1,542	844	0.919%
10	日置市	46,581						
11	曾於市	33,291						
12	霧島市	124,112						
13	いちき串木野市	26,194	1	1	150	423	276	1.054%
14	南さつま市	31,755	2	2	1,046	1,789	1,140	3.590%
15	志布志市	29,435						
16	奄美市	40,990						
17	南九州市	32,377						
18	伊佐市	23,664						
19	始良市	77,954						
20	三島村	332						
21	十島村	627						
22	さつま町	19,293						
23	長島町	9,688	3	3	192	714	449	4.635%
24	湧水町	8,535						
25	大崎町	12,214						
26	東串良町	6,467						
27	錦江町	6,511						
28	南大隅町	6,285						
29	肝付町	14,118						
30	中種子町	7,340						
31	南種子町	5,220						
32	屋久島町	11,537						
33	大和村	1,397	-	-	-	-	-	-
34	宇検村	1,624	1	1	106	250	138	8.498%
35	瀬戸内町	8,320						
36	龍郷町	5,929						
37	喜界町	6,457						
38	徳之島町	10,021						
39	天城町	5,541						
40	伊仙町	6,284						
41	和泊町	6,148						
42	知名町	5,519						
43	与論町	5,016						
		1,580,004	11	11	3,265	6,118	3,343	0.212%
							供用人口整備率	0.212%

(13) 屋外広告物の規制

良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋外広告物法に基づき鹿児島県屋外広告物条例を定め、禁止地域、禁止物件、制限地域等を指定している。

なお、平成15年度までに全ての市町村に許可事務等の権限を移譲しており、その許可状況は次のとおりである。

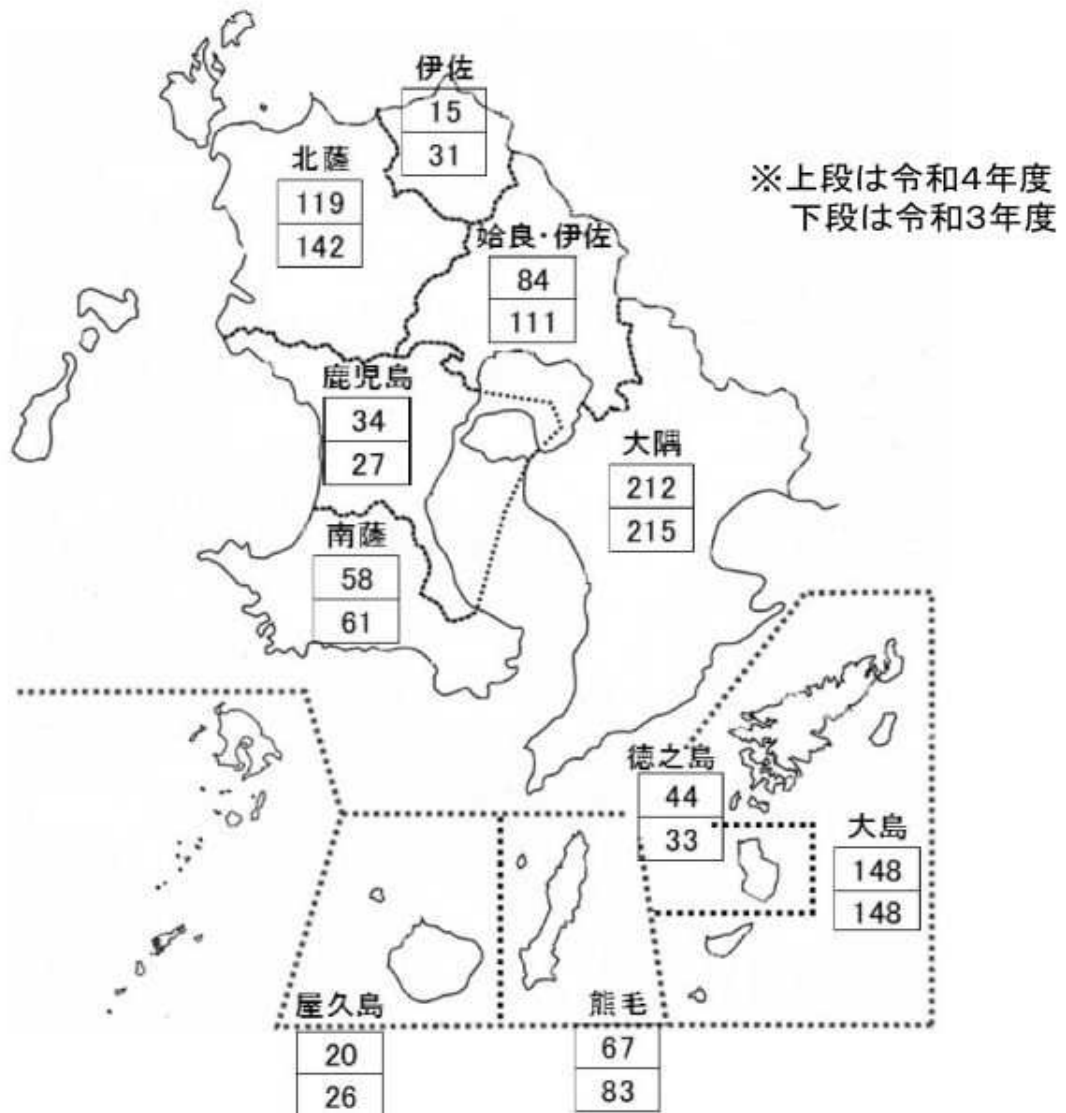
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(新規) 件 数 個 (枚) 数	355件 1,584個枚	352件 1,099個枚	410件 1,429個枚	277件 829個枚
(更新) 件 数 個 (枚) 数	1,427件 4,609個枚	1,644件 5,223個枚	1,900件 5,984個枚	1,462件 4,943個枚
計	1,782件 6,193個枚	1,996件 6,322個枚	2,310件 7,413個枚	1,739件 5,772個枚

※鹿児島市の許可分は含まない。

10 建 築

(1) 建築物等確認申請県受付件数（令和4年度）

事務所名	受付件数	事務所名	受付件数
鹿児島	34	熊毛	67
南薩	58	屋久島	20
北薩	119	大島	148
姶良・伊佐	84	徳之島	44
伊佐	15		
大隅	212	計	801



(2) 確認事務県取扱件数（令和4年度）

区 分	確認申請 受付件数	確認件数	検査済証 交付件数	法18条によ る計画通知 受付件数	法 18 条 に よる適合 通知件数	法18条によ る検査済証 交付件数
法6条1項 1号～3号	158	157	141	25	20	7
法6条1項 4号	593	580	564	2	2	4
工 作 物	30	20	31	4	4	2
建 築 設 備	20	19	20	9	8	1
合 計	801	776	756	40	34	14

※ 法：建築基準法

(3) 建築物の着工状況（令和4年度）

ア 市郡別着工状況

市 郡 別	着 工 建 築 物（住 宅 を 含 む） 延 べ 面 積（㎡）			着工新設 住宅戸数 (戸)
	木 造	非 木 造	総 計	
鹿 児 島 市	230,066	290,502	520,568	4,603
鹿 屋 市	64,221	17,533	81,754	575
枕 崎 市	4,843	2,863	7,706	52
阿 久 根 市	6,202	12,617	18,819	69
出 水 市	27,110	29,935	57,045	309
指 宿 市	14,521	9,033	23,554	147
西 之 表 市	5,213	12,710	17,923	107
垂 水 市	1,472	449	1,921	15
薩 摩 川 内 市	51,847	35,693	87,540	769
日 置 市	19,773	11,382	31,155	211
曾 於 市	16,638	10,463	27,101	83
霧 島 市	70,139	168,051	238,190	1,022
いちき串木野市	11,126	1,142	12,268	128
南 さ つ ま 市	13,942	12,186	26,128	172
志 布 志 市	14,058	10,274	24,332	159
奄 美 市	8,421	15,710	24,131	138
南 九 州 市	7,749	9,578	17,327	65
伊 佐 市	5,865	2,850	8,715	31
始 良 市	47,056	39,900	86,956	513
小 計	620,262	692,871	1,313,133	9,168
郡 計	59,987	69,754	129,741	566
合 計	680,249	762,625	1,442,874	9,734

イ 着工建築物年次別推移

年 度	着 工 建 築 物 (住 宅 を 含 む) 延 べ 面 積 (m ²)			着 工 新 設 住 宅 戸 数 (戸)
	木 造	非 木 造	総 計	
28	786,269	960,404	1,746,673	11,025
29	741,060	844,508	1,585,568	9,903
30	801,316	786,653	1,587,969	10,007
元	785,998	644,017	1,430,015	8,830
2	716,784	662,363	1,379,147	8,728
3	746,566	695,064	1,441,630	10,006
4	680,249	762,625	1,442,874	9,734

(4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況

年度	区分	建 築 許 可 件 数	建 築 審 査 会 開 催 回 数	公 聴 会 開 催 回 数
28		61	2	2
29		94	4	4
30		75	2	1
元		81	3	1
2		73	2	2
3		66	1	0
4		77	1	3

(5) 年度別建築士試験の状況

年 度	二 級 建 築 士 試 験				木 造 建 築 士 試 験			
	学 科 試 験		設 計 製 図 試 験		学 科 試 験		設 計 製 図 試 験	
	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者
28	216	90	117	60	1	0	0	0
29	217	81	124	60	0	0	1	0
30	175	61	110	56	1	0	0	0
元	218	98	128	70	0	0	0	0
2	247	101	129	69	2	1	1	0
3	241	101	142	73	2	0	1	1
4	249	86	120	57	0	0	0	0

(6) 年度別建築士事務所登録等の状況

年 度	一級建築士事務所 登 録 現 在 数	二級建築士事務所 登 録 現 在 数	木造建築士事務所 登 録 現 在 数	2 級 建 築 士 登 録 現 在 数	木 造 建 築 士 登 録 現 在 数
29	923	318	2	8,316	209
30	901	331	2	8,373	209
元	881	323	2	8,442	209
2	858	332	2	8,500	209
3	826	321	2	8,564	210
4	793	306	3	8,569	221

※ 国及び全都道府県の「建築行政共用データベースシステム」導入に伴い、当該データベースによる全国統一基準値を記載することとした。(当該データベースで確認可能な登録数は、平成20年度以降)

(7) 宅地建物取引業法の施行状況

ア 宅地建物取引業者数

(令和5年3月末現在)

市 郡	業 者 数	市 郡	業 者 数	市 郡	業 者 数
鹿 児 島 市 鹿 児 島 郡	900	枕崎市, 南さつ ま市, 南九州市	42	曾於市, 志布 志市, 曾於郡	48
薩摩川内市 薩 摩 郡	64	出水市, 阿久根 市, 出水郡	59	西之表市 熊 毛 郡	12
いちき串木野市 日 置 市	42	霧島市, 伊佐市 始良市, 始良郡	202	奄 美 市 大 島 郡	77
指 宿 市	26	鹿屋市, 垂水市 肝 属 郡	92	合 計	1,564

(大臣免許12件含む)

イ 宅地建物取引士及び宅地建物取引業者数等

区 分 年 度	宅 地 建 物 取 引 士				宅地建物取引業 者数(年度末)
	資 格 試 験		登 録		
	受験申込者数	合格者数	新規登録者数	登録者数(年度末)	
28	2,294	217	197	8,319	1,611
29	2,290	210	162	8,374	1,583
30	2,265	230	191	8,552	1,590
元	2,397	250	207	8,747	1,577
2	2,314	221	213	8,947	1,573
3	2,522	265	188	9,112	1,567
4	2,318	281	214	9,315	1,564

※ 新規登録者数には、県外からの登録移転者を含む。(4年度は6件)

(8) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れのある土地に建つ危険住宅について、補助金を交付し、安全な場所への移転を促進する。

令和4年度までの移転実績は、6,945戸である。

(千円)

年 度	S46～H26	27	28	29	30	元	2	3	4	計	
実施戸数	6905	6	6	3	2	9	4	8	2	6,945	
補助金	国庫	7,907,167	12,848	7,863	2,999	4,765	13,690	5,628	7,664	3,640	7,966,264
	県	4,511,999	6,423	3,930	1,498	2,382	6,842	2,813	3,831	1,820	4,541,538
	市町村	3,802,673	6,428	3,935	1,501	2,384	6,850	2,818	3,847	1,822	3,832,258
	計	16,221,839	25,699	15,728	5,998	9,531	27,382	11,259	15,342	7,282	16,340,060

(9) 宅地開発の状況

都市計画区域内においては3,000㎡以上、都市計画区域外においては10,000㎡以上の開発行為を許可対象としている。

許可件数は、年間約20～30件程度で推移してきているが、令和4年度は23件の許可件数となっている。

都市計画法に基づく、開発行為許可調べ

年度	件数	面積 (ha)	面 積 規 模 別 内 訳											
			0.3ha未満		0.3ha以上 1.0ha未満		1.0ha以上 5.0ha未満		5.0ha以上 10ha未満		10ha以上 20ha未満		20ha以上	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
16年度	43	55.8			26	14.2	15	24.1	2	17.5				
17年度	39	43.1			23	11.5	16	31.6						
18年度	37	56.9			19	12.0	16	33.9	2	11.0				
19年度	35	54.9			17	8.9	17	30.5			1	15.5		
20年度	43	47.0			26	14.1	17	32.9						
21年度	15	14.9			8	3.9	7	11.0						
22年度	23	50.0			11	6.8	10	18.4	1	6.0	1	18.8		
23年度	23	28.4			13	7.3	9	15.8	1	5.3				
24年度	24	37.6			17	8.5	5	9.5	1	8.9	1	10.7		
25年度	29	29.0			20	11.0	9	18.0						
26年度	18	35.2			7	5.0	9	15.8	2	14.4				
27年度	21	18.6			15	8.6	6	10.0						
28年度	35	59.9			22	14.0	11	21.8	1	5.0	1	19.1		
29年度	29	39.9			16	8.9	13	31.0						
30年度	28	41.5			16	9.5	11	22.9	1	9.1				
令和元年度	27	51.3			18	11.4	8	16.2					1	23.7
令和2年度	25	37.9			13	6.8	11	22.6	1	8.5				
令和3年度	23	29.8			13	9.2	10	20.6						
令和4年度	23	53.3			9	4.7	12	25.8			2	22.8		

* 鹿児島市の許可分は含まない。

(10) 宅地開発の状況（住宅団地5ha以上）

ア 公的機関による開発

区 分	事 業 主 体	団 地 名	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	開 発 年 度	
鹿 児 島 都 市 圏	鹿児島市	県住宅供給公社	希望ヶ丘団地	13.30	313	S40～S53
			小松原団地	5.30	686	S45～S48
			緑ヶ丘団地	31.50	1,317	S40～S53
			原良団地	111.50	3,089	S41～S53
			ガーデンヒルズ松陽台	38.83	796	H11～H15
		計		200.43	6,201	
		鹿児島市開発事業団	大明ヶ丘団地	32.00	880	S40～S44
			天神山団地	5.60	272	S40～S44
			城山団地	46.30	1,562	S42～S46
			伊敷団地	101.50	3,222	S43～S46
			慈眼寺団地	28.80	777	S43～S46
			玉里団地	97.00	3,178	S45～S48
			催馬楽団地	12.40	267	S48～S51
		星ヶ峯ニュータウン	171.11	4,300	S51～H2	
		計		494.71	14,458	
		鹿児島市住宅公社	紫原団地	145.66	7,326	S31～S40
			上之原団地	17.80	493	S37～S41
			常安団地	15.28	150	S38～S40
			坂元団地	15.18	987	S41～S43
			武岡団地	78.31	2,351	S46～S52
		星ヶ峯南団地	35.40	634	H12～H15	
	計		307.63	11,941		
	小 計	計	1,002.77	32,600		
	始良市	県住宅供給公社	俵原団地	9.60	310	S41～S45
			加治木団地	23.40	781	S54～S57
			朝日ヶ丘	5.80	170	S40～S42
			隼人塚団地	12.80	296	S48～S51
			妙円寺団地	152.89	2,800	S50～H13
	始良市	日本勤労者住宅協会	加治木団地	9.50	306	S59～S61
	小 計		213.99	4,663		
	合 計		1,216.76	37,263		
そ の 他	南さつま市	県住宅供給公社	ハーモニータウン加世田	13.80	225	H10～H13
	薩摩川内市	〃	永利ホープタウン	14.45	309	H2～H3
	〃	川内市土地開発公社	外園原団地	6.20	326	S53～S54
	〃	〃	今村団地	5.70	180	S56～S59
	〃	〃	天辰・平佐団地	8.90	171	H13～H19
	〃	県町村土地開発公社	田代定住促進団地	6.30	94	H10～H13
	奄美市	名瀬市土地開発公社	佐大熊団地	6.80	63	S41～S45
	〃	〃	長浜団地	21.60	460	S45～S47
	〃	〃	小宿団地	32.00	1,219	S55～S63
	瀬戸内町	瀬戸内町土地開発公社	斧瀬団地	6.30	192	S60～S61
	西之表市	西之表市土地開発公社	深渡瀬団地	9.80	213	S53～S62
	南九州市	県町村土地開発公社	ニュー打越団地	8.50	150	S55～S57
	〃	〃	打越団地	7.74	148	S62～H2
	〃	〃	南野元住宅団地	5.30	50	H14～H17
	鹿屋市	県労働者住宅生活協同組合	鹿屋グリーンランド	6.40	452	S52～S55
	〃	県住宅供給公社	パークヒルズ鹿屋	8.23	150	H9～H11
いちき串木野市	串木野市土地開発公社	ウッドタウン串木野	12.00	200	H8～H12	
霧島市	溝辺町開発公社	陵北団地	6.40	100	S47～	
	合 計		186.42	4,702		
	総 計		1,403.18	41,965		

イ 民間による開発

区 分	事 業 主 体	団 地 名	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	開 発 年 度	
鹿 児 島 都 市 圏	鹿児島市	民 間	馬 場 団 地	7.55	377	36~39
			鴨 池 団 地	5.80	96	H 3~H 5
			若 葉 台 団 地	6.40	191	49~50
			亀ヶ原団地	5.80	125	48~50
			武岡ピュアタウン	10.10	256	59~H 2
			永 吉 団 地	17.83	620	39~46
			森 山 団 地	8.56	318	40~45
			さ つ ま 団 地	22.95	684	41~48
			西郷（1工区）	42.58	1,870	43~50
			鶴留・丸岡団地	10.80	443	43~52
			つくしの団地	5.20	216	44~53
			光 山 団 地	6.61	239	45~50
			岡 野 原 団 地	10.13	374	45~H 1
			武岡ハイランド	48.32	1,790	45~52
			武 迫 団 地	9.40	458	45~54
			千 年 団 地	43.32	1,060	46~52
			玉 林 団 地	5.89	208	46~H 2
			田 上 団 地	21.69	733	47~48
			星 和 台 団 地	8.80	261	47~49
			西郷（3工区）	21.00	461	52~54
			花 野 団 地	50.08	1,426	52~H 2
			西郷（2工区）	66.13	1,775	54~H 3
			八 州 ハ イ ツ	16.51	360	54~56
			中 山 団 地	10.75	284	55~59
			伊敷ニュータウン	129.60	2,300	59~H 5
			常 磐 団 地	10.15	255	59~H 2
			皇徳寺ニュータウン	145.40	3,597	55~H 2
			山 田 団 地	14.64	247	60~63
			西 玉 里 団 地	6.50	150	60~H 1
			旭ヶ丘ニュータウン	8.40	189	H 7~H11
			南皇徳寺台団地	14.40	395	H11~H17
			三井ニュータウン	55.40	1,223	54~55
				小 計		846.69
	日置市	民 間	つつじが丘団地	11.50	994	52~53
	〃		つつじが丘団地	10.70	716	52~56
	始良市		始良ニュータウン	63.20	1,387	52~56
	〃		みさと台団地	14.10	256	58~59
	小 計		99.50	3,353		
	合 計		946.19	26,334		
そ の 他	阿久根市 霧島市	民 間	折 口 団 地	10.20	644	54~56
			青 葉 台 団 地	6.40	136	H11~H12
		小 計	16.60	780		
総 計			962.79	27,114		

11 住宅

(1) 市町村別公営住宅管理戸数

(R4.4.1現在)

市町村名	県 営			市町村営			合 計	市町村名	県 営			市町村営			合 計
	公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃			公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃	
鹿児島市	4,771	-		10,725	19	5	15,520	長島町	-	-		88	4		92
鹿屋市	765	-	1	1,970	43		2,779	湧水町	102	-		334	54		490
枕崎市	36	1	5	368	10		420	大崎町	-	-		183	-		183
阿久根市	204	-	2	471	-		677	東串良町	-	-		149	28		177
出水市	354	-	6	1,478	53		1,891	錦江町	10	-		203	18		231
指宿市	254	6	12	744	36		1,052	南大隅町	-	-		188	24		212
西之表市	79	-		408	12		499	肝付町	-	-		286	28		314
垂水市	206	-		274	-		480	中種子町	60	-		203	-		263
薩摩川内市	729	4	6	2,025	50	3	2,817	南種子町	18	5	3	171	16		213
日置市	467	4	6	1,055	12		1,544	屋久島町	24	-		526	-		550
曾於市	66	1	3	928	2		1,000	大和村	-	-		140	2		142
霧島市	322	-		4,077	166	19	4,584	宇検村	-	-		104	-		104
いちき串木野市	313	2	4	507	2		828	瀬戸内町	85	2	3	620	-		710
南さつま市	353	3	6	543	49	5	959	龍郷町	129	5		195	48		377
志布志市	405	-		390	46		841	喜界町	20	-		286	4		310
奄美市	881	-		1,670	22		2,573	徳之島町	98	-		507	12		617
南九州市	107	-		473	75		655	天城町	-	-		313	-		313
伊佐市	176	-		564	52		792	伊仙町	-	-		294	-		294
始良市	743	4	9	1,179	22		1,957	和泊町	30	-		247	-		277
三島村	-	-		-	-		-	知名町	24	-		219	7		250
十島村	-	-		-	-		-	与論町	24	-		119	-		143
さつま町	98	-		450	26		574	合 計	11,953	37	66	35,674	942	32	48,704

(注1) 特定公共賃貸住宅(特公賃): 公営住宅の入居基準の所得区分を超える中堅所得者に賃貸するための住宅

(注2) 旧特公賃住宅(旧特公賃), 準特優賃住宅(準特優賃): 特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅で, 公営住宅と同様に低額所得者に賃貸するための住宅

(2) 住宅地区改良事業等実績

ア 改良住宅等改善事業

施行者名	地区名	事業計画の内容			従前事業名
		事業年度	更新住宅建設戸数(戸)	除却戸数	
鹿児島市	西田	H9～10	7	8	住宅地区改良事業
		H17～18, H30～R2	外壁改修等2棟(87戸)	0	〃
	三和	H13～H30	181	276	〃
	南林寺	R4～R5	外壁改修等1棟(50戸)	0	〃
奄美市 (旧名瀬市)	春日	H2,H4,H12～16	外壁改修等6棟(190戸)	0	〃
		H27	ガス管改修4棟(130戸)	0	〃
	平田	H4,H13～14,H18～20	外壁改修等3棟(60戸)	0	〃
		H24	ガス管改修3棟(60戸)	0	〃
	佐大熊	H元,H4,H6～8,H14	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃
		H28	ガス管改修7棟(200戸)	0	〃
		H29～R4	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃

イ 空き家再生等推進事業

※()は「空き家対策総合支援事業」の実績

	市町村名	事業内容			備考
		空き家除却	空き家活用	合計	
H15年度 ～ R2年度	鹿児島市	158戸		158戸	
	鹿屋市	190戸		190戸	
	枕崎市	14戸		14戸	
	阿久根市	83戸		83戸	
	出水市	20戸		20戸	
	西之表市		12戸	12戸	活用用途：市単住宅
	薩摩川内市	12戸		12戸	
	霧島市	83戸		83戸	
	いちき串木野市	22戸		22戸	
	奄美市		5戸	5戸	活用用途：市単住宅
	南九州市	52戸		52戸	
	伊佐市	9戸		9戸	
	始良市	45戸		45戸	
	さつま町	(42戸)		(42戸)	
	長島町	15戸		15戸	活用用途：町単住宅
	大崎町	(1戸)	(2戸)	(3戸)	活用用途：交流施設
	錦江町		1戸	1戸	活用用途：サテライトオフィス
	南大隅町	21戸		21戸	
	大和村		2戸	2戸	活用用途：村単住宅
	宇検村	(1戸)	19戸	(1戸)	活用用途：村単住宅
瀬戸内町		3戸	3戸	活用用途：町単住宅	
龍郷町		3戸	3戸	活用用途：町単住宅	
天城町	1戸	5戸	6戸	活用用途：町単住宅	
和泊町	10戸 (1戸)	18戸	28戸 (1戸)	活用用途：町単住宅	
3年度	鹿児島市	25戸		25戸	
	鹿屋市	43戸		43戸	
	枕崎市	12戸		12戸	
	阿久根市	16戸		16戸	
	出水市	4戸		4戸	
	霧島市	8戸		8戸	

	市 町 村 名	事 業 内 容			備 考
		空き家除却	空き家活用	合 計	
3年度	いちき串木野市	4 戸		4 戸	
	南九州市	38 戸		38 戸	
	始良市	16 戸		16 戸	
	さつま町	(12 戸)		(12 戸)	
	長島町	15 戸		15 戸	
	和泊町	(4 戸)	(1 戸)	(5 戸)	活用用途：移住体験住宅
	知名町	2 戸		2 戸	
4年度	鹿児島市	31 戸		31 戸	
	鹿屋市	41 戸		41 戸	
	枕崎市	(21 戸)	(1 戸)	22 戸	活用用途：観光交流施設
	阿久根市	12 戸		12 戸	
	出水市	1 戸		1 戸	
	霧島市	12 戸		12 戸	
	いちき串木野市	4 戸		4 戸	
	奄美市	8 戸		8 戸	
	南九州市	19 戸		19 戸	
	始良市	15 戸		15 戸	
	さつま町	(4 戸)		(4 戸)	
	長島町	11 戸		11 戸	
	天城町	1 戸		1 戸	
	知名町	1 戸		1 戸	

ウ 街なみ環境整備事業

実施主体	地区名	事業年度	整備方針承認	事業内容等	区域面積	景観条例等の名称
喜界町	城久	H6～11	H6. 7. 22 (H8. 3. 19)	街なみ景観の整備	13.4 ha	喜界町城久集落街づくり協定書
出水市	出水麓	H8～15	H8. 9. 17	街なみ景観の整備	43.8 ha	出水市伝統的建造物群保存地区保存条例
霧島市 (旧牧園町)	高千穂	H9～23 (H9～25)	H9. 5. 15 (H21. 3. 31)	街なみ景観の整備	38.3 ha	霧島市牧園町まちづくり要綱
奄美市	赤木名	H20～27 (H20～30)	H19. 9. 28 (H26. 2. 28)	街なみ景観の整備	32.2 ha	奄美市赤木名地区まちづくり景観要綱
薩摩川内市	入来麓	H22～31 (H22～R6)	— (※)	街なみ景観の整備	19.2 ha	薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例
南さつま市	加世田麓	H25～30 (H25～R9)	— (※)	街なみ景観の整備	20.0 ha	南さつま市伝統的建造物群保存地区保存条例

※平成22年度より、社会資本整備総合交付金において実施することとなったため承認は不要となった。

エ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）（旧密集住宅市街地整備促進事業）

実施主体	地区名	事業年度(変更)	整備計画承認(変更)	面積	合併事業
霧島市 (旧隼人町)	浜之市	H10～20 (H10～R7)	H11. 2. 2 (H17. 3.31) (H21. 3.31) (H26. 2.28)	12.3 ha	浜之市地区土地区画整理事業

12 その他

(1) 土木部機構の変遷

土木行政を分掌してきた機構の変遷を略記すると次表のとおりであるが、第二次大戦後地方自治制度の改革によって住民自治の確立の行政の多様化に応じて県民の福祉に呼応するように土木行政機構も大きく変わってきている。

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
明治4年		廃藩置県
明治10年		県令、書記官の下部組織として第1課から第6課が設置され土木関係は第3課所属
明治11年12月		機構改革により9課制となり、土木課及び地理課新設
明治13年		土木課と地理課を統合、地理課（常務掛、地籍掛、土功掛、測量掛、営繕掛）設置
明治19年7月		県令が知事となる
明治19年8月		部制がしかれ、第一・第二・警察・収税の4部が置かれ、土木課は第二部に所属
明治23年10月		機構改革により、知事官房・内務部・警察部・収税長が設置され、内務部第二課となり、土木掛・地理掛及び農商掛を設置
明治28年		鹿児島・川内・加治木・鹿屋に土木監督区事務所を設置
明治30年		内務部を5課制とし、土木は第二課となり、土木地理掛を新設
明治40年		土木監督区事務所を鹿児島・川内・横川・鹿屋・知覧に置き、土木掛出張所と改称する
		土木掛出張所を土木出張所と改称する
大正7年		横川土木出張所を加治木土木出張所に、知覧土木出張所を加世田土木出張所に改称し、大島土木出張所新設
昭和7年		出水・栗野・岩川・西之表に土木出張所新設 宮之城・指宿・伊集院に同じく追加新設
昭和10年4月30日		鹿児島港務所設置
昭和11年7月31日	訓令第43号	機構改革により、知事官房・総務部・学務部・経済部・警察部の各部制がおかれ、経済部土木課となる
昭和11年12月12日	告示580号	古江港修築事務所設置
昭和11年12月23日	告示585号	別府川改修事務所設置
昭和12年10月25日	告示549号	大根占港修築事務所設置
昭和13年4月1日	告示165号	土木出張所の名称及び区域の改正が行われた (鹿児島・川内・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋・西之表・加世田)
昭和19年7月8日	訓令第38号	経済部を経済第一・第二の二部に改め、第二部所属
昭和19年12月4日	告示561号	鹿屋港修築事務所設置
昭和21年2月1日	訓令第5号	総務部を内政部に改称その所属となる（内政部土木課）

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和21年 6 月 3 日	訓令第33号	戦災復興事務所設置 串木野・阿久根・枕崎・加治木・市来・山川・西之表
昭和21年10月23日	告示255号	山川港修築事務所設置
昭和21年10月23日	告示256号	広瀬川・野田川改修事務所設置
昭和21年11月11日	訓令62号	垂水戦災復興事務所設置
昭和21年11月18日	訓令第60号	機構改革により土木部が新設され、道路課・河港課・戦災復興課及び住宅課の4課を設置
昭和21年12月23日	告示第328号	黒之瀬戸渡船事務所設置
昭和22年 7 月 19 日	告示249号	枕崎港修築事務所設置
昭和22年10月 1 日	訓令第29号	監理課が設置され、河港課を河川課と港湾課に分課、戦災復興課を計画課に、住宅課を建築課に名称変更
昭和22年10月 1 日	規則第16号	機構改革（土木出張所名称変更及び支所設置） ○鹿児島・川内・加世田・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋 ○鹿児島土木出張所に指宿支所及び伊集院支所を設置
昭和23年11月17日	訓令第29号	建築課を営繕課に改称、新たに建築指導課を設置
昭和23年11月29日	規則第93号	指宿支所及び伊集院支所がそれぞれ土木出張所に昇格
昭和24年 9 月 21 日	訓令第30号	営繕課・建築指導課を廃止し建築課新設
昭和24年12月23日	告示397号	支所・工事事務所設置 （支所）大口・宮之城・穎娃・大根占・中種子 （工事事務所）串木野・枕崎港・広瀬川・野田川・別府川・志布志港・鹿屋港・内之浦・山川・甑島・伊作田
昭和25年 6 月 12 日	訓令第17号	砂防課新設
昭和25年		観光課経済部より土木部所属
昭和25年10月13日	告示398号	口永良部港修築事務所新設
昭和26年 2 月 26 日	告示73号	山川港工事事務所廃止
昭和26年 7 月 31 日	告示557号	山川・垂水・東市来・戦災復興事務所廃止
昭和26年 8 月 11 日	告示596号	串木野工事事務所廃止
昭和26年10月22日	告示784号	大谷川・大里川・大淀川・神川及び米之津川工事事務所設置
昭和27年 1 月 25 日	告示46号	大泊港修築事務所設置
昭和27年 4 月 1 日	告示181号	野田川工事事務所を廃止し、阿久根工事事務所設置
昭和28年 1 月 26 日	告示68号	隈之城川工事事務所設置
昭和28年 4 月 24 日	告示346号	別府川工事事務所廃止
昭和28年 7 月 13 日	告示528号	阿久根工事事務所廃止
昭和28年11月 9 日	告示723号	大始良・野田川・菱田川・田原川工事事務所設置
昭和28年12月25日	条例第59号	奄美群島祖国復興に伴い大島支庁設置、分課組織として課制実施（大島支庁土木課）
昭和29年 4 月 16 日	規則第34号	土木出張所の改称並びに支所の昇格（名称は土木事務所となる）

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和29年 5月 1日	(昭和29年5月 1日 から実施) 告示302号の 3	(鹿児島・指宿・加世田・伊集院・川内・宮之城・大口・栗野・出水・加治木・岩川・鹿屋・大根占・西之表) 河川改修・戦災復興・港修築事務所をそれぞれ工事詰所に名称変更 (工事詰所) 伊作・大川・広瀬川・大谷川・枕崎・甑島・串木野・阿久根・ 天降川・大淀川・田原川・内之浦・垂水・伊座敷・屋久島
昭和29年 5月 1日	訓令第 8号	河川課・砂防課を統合し、河川砂防課とする
昭和30年 3月 22日	附令第 3号	工事監査員設置
昭和30年 3月 22日	訓令第 5号	
昭和30年 11月 28日	(30年4月から適用) 訓令第20号(30年12 月から施行)	出先機関連絡協議会設置
昭和31年 6月 30日	告示509号	港務所を鹿児島港管理事務所に名称変更
昭和31年 6月 30日	告示508号	建設工事用材料試験室設置
昭和31年 6月 30日	規則第73号	次の土木事務所に課制(庶務課・工務課)新設 鹿児島・加世田・伊集院・川内・加治木・大島・鹿屋
昭和33年 5月 1日	告示343号	根占工事詰所設置
昭和33年 8月 1日	告示566号	工事詰所等の名称等整備される 川辺・枕崎・吹上・日吉・甑島(29. 5. 1)串木野・隼人・大崎・垂水・内之浦 ・根占(35. 5. 1)佐多(29. 5. 1)屋久島(29. 5. 1)
昭和34年 7月 15日	規則第43号	指宿・出水・西之表の各土木事務所に庶務課及び工務課新設 鹿児島土木事務所に失業対策事業課新設
昭和35年 4月 1日	訓令第 9号	観光課は水産商工部所属となる
昭和35年 4月 1日	規則第28号	屋久島工事詰所が土木出張所に昇格, 口永良部工事詰所新設
昭和35年 4月 1日		大島支庁名瀬港管理事務所新設
昭和35年 7月 1日	規則第65号	鹿児島港管理事務所に庶務課及び業務課新設
昭和35年 7月 1日	訓令第17号	監理課建設業係から用地関係事務を分離し用地係を新設
昭和35年 12月 28日	規則第122号	鹿児島県行政組織規則及び服務規程により各処務規定廃止
昭和36年 6月 2日	規則第64号	道路課に調査係新設
昭和36年 7月 11日	規則第80号	課制未設置の土木事務所に主任を配置
昭和37年 3月 30日	規則第22号	河川砂防課から砂防係事務を分離, 砂防課新設(37. 4. 1)
昭和37年 3月 30日	〃	屋久島土木出張所を土木事務所に昇格
昭和37年 7月 1日	規則第54号	監理課は用地主任設置 全土木事務所(鹿児島を除く)を2課(庶務・工務)制とし庶務課 に用地係主任設置
昭和38年 3月 29日	規則第21号	宮之浦工事詰所設置, 口永良部詰所廃止 工事詰所を工事出張所に名称変更し, 隼人工事詰所を廃止し, 牧園 工事出張所新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和38年 5月15日	規則第46号	建築課から住宅行政を分離して住宅課を新設
昭和38年 6月 1日	規則第49号	道路課改良係を改良第一，第二に分ける
		各課の工事事務係を改編し，監理係に改称
		主任建築技師の職制を新設
昭和38年 7月 1日		全土木事務所庶務課に庶務主任を新設
昭和39年 7月10日	規則第87号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6事務所に用地課を新設するとともに工務課を二課制とし，これに，主任制を増設
昭和39年 8月10日	告示163号	穎娃・手打・青瀬・志布志・財部・古江・中種子・南種子にそれぞれ駐在機関設置
昭和39年 8月10日	規則第101号	工事出張所のうち甕島・内之浦・佐多・宮之浦を除く9出張所を廃止し，穎娃・中種子駐在機関廃止
昭和39年 9月 1日	規則第58号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6土木事務所に建築課を設置
昭和40年 7月 1日		大島支庁土木課に工事監査員を新設
昭和41年 5月21日	規則第52号	土木部次長制新設 土木部工事監査員を統括するため工事監査監を新設
昭和41年 7月 1日	規則第64号	大島支庁名瀬土木出張所沖永良部詰所を土木出張所に昇格
昭和41年 7月 1日	規則第64号	道路課庶務係を庶務係，経理係とし，鹿児島土木事務所に監理係を新設，指宿土木事務所工務課を工務第一課，工務第二課に分課
		大島支庁土木課から建築行政を分離して建築課を設置
昭和41年12月 5日	告示第1,044号	財部駐在機関廃止
昭和43年 4月17日	告示第423号	鹿児島県九州縦貫自動車道対策室を土木部に設置
昭和43年 7月 9日	規則第61号	港湾課漁港係は，水産商工部水産施設課所属となる
昭和43年 8月14日	規則第69号	本庁においては，主管課制度を採り入れた機構改革により，土木部各課の機構が，次のように定められた
		監理課 総務係・経理第一係・経理第二係・工事事務係・建設業係 ・用地係
		道路課 管理係・橋りょう調査係・改良係・特殊改良係・舗装係・補修係
		河川課 管理係・災害事務係・災害海岸工事係・治水係・開発係
		砂防課 調査係・砂防係
		港湾課 管理係・港湾係・調査係
		計画課 管理係・計画公園係・都市建設係・区画整理係
		建築課 企画調整係・指導係・庁舎建築係・学校建築係・設備係
		住宅課 計画係・融資係・建設係・管理係
		出先機関においては，指宿，伊集院土木事務所に用地課を出土木事務所においては，用地課と建築課をそれぞれ庶務課から分離した

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和44年 9 月 1 日	規則第75号	本庁においては、監理課に企画調整係を新設 道路課の橋りょう調査係を計画調整係と橋りょう係に分ける 建築課の企画調整係を計画調整係と改称 宅地課に宅地開発係を新設 出先機関においては、出先機関の庶務課を総務課と改称 鹿児島・加世田・加治木・大隅・鹿屋の工務二課制を工務三課制にする 伊集院・西之表の工務課を工務二課制にする 九州縦貫自動車道事務局を新設
昭和44年12月 1 日	規則第98号	大根占土木事務所佐多工事出張所・屋久島土木事務所宮之浦工事事務所を廃止 西之表土木事務所と屋久島土木事務所を熊毛支庁に統合 <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[熊毛支庁] --- B[土木課] A --- C[屋久島土木出張所] </pre> </div>
昭和45年 4 月 1 日	条例第 9 号	工業用水道部設置
昭和45年 4 月 1 日	規則第57号	計画課の出先機関として吉野公園管理事務所を新設
昭和45年 9 月 1 日	規則第77号	監理課の出先機関として建設工事材料試験室を新設 出水・宮之城土木事務所の工務課を工務二課制にする 都市計画課の計画公園係を廃止し、計画係と都市公園係を新設 住宅課の宅地開発係を廃止し、開発指導係と監察係を新設
昭和46年 8 月 14日	規則第80号 2	住宅課の監察係を監察指導係と改称 工事監査監を統括するため首席工事監査監を新設
昭和46年 9 月 17日	告示第1,042号	道路課に鹿児島県道路公社設立準備室を発足
昭和47年 3 月 31日	告示第315号の16	鹿児島空港跡地処理対策室（管理係・計画係）を新設
昭和47年 4 月 12日	規則第39号	道路課を道路建設課と道路維持課に分割 道路建設課 計画調整係・改良係・舗装係・橋りょう係 道路維持課 管理係・維持補修係・交通安全施設係・市町村道係
昭和47年 5 月 29日	告示第500号	大島支庁に空港対策室設置
昭和47年 7 月 26日	規則第了 7 号	港湾課港湾係を計画係と建設係に分け、調査係を空港防災係に名称変更、騒音対策係を新設
昭和47年 8 月 2 日	告示第806号	大口土木事務所に建築主事を配置
昭和47年 9 月 20日	告示第1,028号	鹿児島県道路公社設立準備室を廃止し鹿児島県道路公社として発足
昭和48年 4 月 1 日	規則第25号	鹿児島港湾管理事務所を鹿児島港湾事務所と名称変更し、工務課を新設
昭和48年 6 月 1 日		鹿児島港フェリー埠頭公社設立
昭和48年 7 月 23日	規則第60号	宮之城・大口・栗野・大根占の各土木事務所に用地課新設
昭和48年 7 月 23日	告示第966号	鹿児島空港跡地処理対策室に分譲係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和49年 4 月 1 日 昭和49年 7 月 25 日		監理課用地係を分離して用地課（監理収用係，用地係）を新設 港湾課の空港防災係と騒音対策係を整理統合し，空港係と防災係を設置，大島支庁名瀬土木出張所を大島支庁土木課に統合
昭和49年11月 1 日 昭和50年 7 月 21 日	規則第49号	道路建設課，建築課にそれぞれ管理係を新設し，監理課経理第 1 係を経理係に改称するとともに経理第 2 係，工事事務所係を廃止 出土木事務所黒ノ瀬戸渡船所を廃止 砂防課調査係を廃止し，管理係及び傾斜地保全係を新設 計画課に下水道係を新設 建築課設備係を廃止し，機械設備係及び電気設備係を新設 大口・栗野・大根占の各土木事務所及び屋久島土木出張所の工務課を二課制とする
昭和50年 7 月 21 日 昭和50年 8 月 11 日	告示第911号	鹿児島県建設技術センター設立 大島支庁空港対策室廃止 大島支庁土木課笠利工事詰所廃止
昭和50年11月 1 日 昭和51年 5 月 1 日 昭和51年 7 月 8 日	告示第1, 210号	鹿児島空港跡地処理対策室をニュータウン建設室に名称変更 港湾課から空港係を分離して空港対策室を設置 首席土木監理監を廃止し，土木技監新設 用地課管理収用係を廃止し，管理係及び収用調整係を新設
昭和52年 7 月 25 日	規則第50号	管理係を分離し工事事務係を新設 （道路維持課，河川課，港湾課，計画課）
昭和52年 7 月 25 日	規則第50号	伊集院，川内，出水の各土木事務所に工務第三課の新設
昭和52年 7 月 25 日		宮之城，栗野，大根占土木事務所に建築技師配置
昭和53年 3 月 31 日	規則第 9 号	港湾課に調整係の新設
昭和53年 5 月 1 日	規則第26号	土木技監廃止
昭和53年 5 月 1 日		土木部次長（技術）新設
昭和53年 5 月 1 日	規則第26号	ニュータウン建設室を廃止し，監理課にニュータウン係を設置
昭和53年 7 月 24 日		監理課に積算管理係，技術管理係を新設
		伊集院土木事務所に建築課の新設
		徳之島土木出張所に総務課，工務第一課，工務第二課を新設
昭和53年10月30日		大隅土木事務所志布志港出張所を新設
昭和54年 7 月 23 日		指宿土木事務所に建築課を新設
昭和54年 7 月 28 日		甑島工事出張所を甑島土木出張所に改組し，総務課，工務課を新設
昭和54年 8 月 6 日		大隅土木事務所志布志港出張所を廃止し，志布志港湾事務所を設置
昭和54年10月 1 日	規則第74号	熊毛支庁屋久島土木出張所を熊毛支庁土木課の所管とする
昭和54年11月 8 日	規則第81号	工事の監査及び検査に関する事務を統括し，工事監査及び工事監査員を指揮監督するため総括工事監査監の職を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和55年 4 月 1 日	規則第23号	計画課を都市計画課に、同課の都市建設係を街路係に改称
昭和55年 7 月 22 日	規則第62号の 2	大島支庁喜界土木出張所を新設
昭和56年 5 月 1 日	規則第29号	<p>検査指導課（技術指導係、積算管理係）を新設</p> <p>用地課と九州縦貫自動車道事務局を監理課に統合し、監理用地課（総務係、経理係、企画調整係、建設業係、ニュータウン係、収用調整係、用地係、縦貫自動車道係）とする</p> <p>大島支庁土木課及び建築課を再編成し、土木課の港湾漁港・空港部門を分離して、港湾課とし、他の土木部門と建築課を統合して土木課とする</p> <p>用地の取得及び補償に関する事務を統括させるため監理用地課に用地監の職を新設</p>
昭和56年 7 月 23 日	規則第61号	<p>道路建設課の改良及び舗装係を地方道係及び国道係に再編成、同課の管理係を工事事務係に改称</p> <p>道路維持課の交通安全施設係及び市町村道係を改良施設係に統合</p> <p>砂防課の管理係を工事事務係に、都市計画課の管理係を調整係に改称</p> <p>住宅課の計画係及び融資係を計画融資係に改称</p> <p>鹿児島港湾事務所の業務第一課及び業務第二課を管理課及び業務課に再編成</p> <p>大島支庁徳之島出張所に空港管理所を設置</p>
昭和58年 7 月 20 日	規則第67号	<p>監理用地課のニュータウン係を廃止</p> <p>内之浦工事出張所を廃止</p> <p>瀬戸内土木出張所及び沖永良部土木出張所に総務課及び工務課を新設</p>
昭和59年 4 月 1 日	規則第30号	建設工事材料試験室廃止
昭和59年10月 15 日	規則第81号	<p>志布志港湾事務所の廃止</p> <p>志布志湾港湾事務所の新設</p> <p>志布志湾港湾事務所志布志港出張所の新設</p> <p>港湾課に波見港建設係を新設</p>
昭和60年 4 月 1 日	規則第22号	志布志湾港湾事務所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和61年 4 月 1 日	規則第26号	<p>港湾課と空港対策室を統合して港湾課とし、同課内に空港対策室を設置</p> <p>港湾課空港対策室に空港対策監の職を新設</p> <p>監理用地課の縦貫自動車道係を廃止</p> <p>河川課の災害事務係を災害係に、災害海岸工事係を防災海岸係に改称</p> <p>建築課の計画調整係と指導係を計画指導係に統合</p> <p>大島支庁土木課に工務第三係を新設</p>
昭和62年 4 月 1 日	規則第24号	<p>鹿児島港湾事務所に建設調整課を新設</p> <p>大島支庁名瀬港管理事務所を廃止</p>
昭和63年 4 月 1 日	規則第22号	<p>大島支庁港湾課総務用地係を総務係に改称</p>
平成元年 4 月 1 日	規則第 8 号	<p>港湾課波見港係を廃止し、鹿児島港整備係を新設</p> <p>志布志湾港湾事務所の工務第一課と工務第二課を工務課に統合</p> <p>大島支庁港湾課の港湾係と空港係を港湾空港係に統合</p> <p>港湾課空港対策監の職を廃止（専任の室長を配置）</p>
平成 2 年 4 月 1 日	規則第 6 号	<p>加世田土木事務所にダム建設課を新設</p> <p>熊毛支庁土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路係、河川砂防係、港湾係、空港建設係に再編成</p> <p>大島支庁土木課及び港湾課を再編成し、土木課の河川・砂防部門を港湾課所管とし、河川港湾課とする</p> <p>また、土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路建設係、道路維持係に河川港湾課に河川砂防係を新設</p> <p>志布志湾港湾事務所と同志布志港出張所を統合再編し、本所を志布志とする</p>
平成 3 年 4 月 1 日	規則第14号	<p>吉野公園管理事務所を廃止</p> <p>検査指導課に技術調整監を新設</p>
平成 4 年 4 月 1 日	規則第26号	<p>監理用地課内に用地対策室を設置し、用地監の職を廃止（専任の室長を配置）</p> <p>大島支庁瀬戸内土木出張所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編</p> <p>土木部に鹿児島港整備審議監の職を新設</p> <p>道路建設課に高速道対策監の職を新設</p>

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成5年4月1日	規則第14号	鹿兒島土木事務所ほか7事務所に係長制を導入 川内土木事務所甑島土木出張所を改組し、甑島土木事務所を新設 各土木事務所の工務第一課、工務第二課及び工務第三課をそれぞれ 道路建設課、河川港湾課もしくは河川砂防課、道路維持課に課名改称
平成6年4月1日	規則第7号	鹿兒島土木事務所に河川災害対策課を、熊毛支庁土木課に空港建設 室をそれぞれ配置し、13事務所等に係長制を導入、また、屋久島 土木出張所を屋久島事務所に改めた
平成7年4月1日	規則第23号	河川課に参事（都市河川対策担当）、都市計画課に技術主幹（橋り ょう整備担当）の職を新設
平成8年4月1日	規則第31号	道路建設課内に高速道路対策室を設置、都市計画課に下水道対策監 の職を新設、監理用地課に土木行政総合システム主幹の職を新設
平成9年4月1日	規則第28号	土木部に建築技監の職を新設、建築課内に設備室、特定施設整備係 を設置、加治木土木事務所に管理課を新設
平成11年4月1日	規則第37号	都市計画課内に下水道対策室を設置し、下水道対策監の職を廃止 鹿兒島港整備審議監の職を廃止し、港湾対策審議監の職を新設 港湾課に港湾対策監の職を新設し、港湾対策班を設置 鹿兒島土木事務所の河川災害対策課を廃止し、河川港湾課内に河川 砂防第三係を新設
平成12年4月1日	規則第101号	検査指導課の技術管理課への改称（技術指導係の企画指導係への改称） 都市計画課・技術主幹（橋りょう整備担当）の職を廃止 鹿兒島土木事務所の河川港湾課河川砂防第三係を廃止 鹿兒島土木事務所にダム建設課及びダム建設係を新設 大島支庁河川港湾課にダム建設係を新設 大島支庁の各出張所を再編し、瀬戸内事務所、徳之島事務所、沖永 良部事務所を設置（3土木出張所は各事務所の土木課となる）
平成13年4月1日	規則第36号	都市計画課の都市公園係を公園緑地係に改称 指宿土木事務所、大口土木事務所、出土木事務所及び熊毛支庁土 木課に管理係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成14年 4 月 1 日	規則第27号	<p>熊毛支庁土木課空港建設室の空港用地係を廃止</p> <p>建築課の特定施設整備係を廃止</p> <p>加世田土木事務所のダム建設課を廃止</p> <p>大島支庁河川港湾課に用地管理係を新設</p>
平成15年 4 月 1 日	規則第34号	<p>砂防課に土砂災害防止推進班を設置</p>
平成16年 4 月 1 日	規則第46号	<p>宮之城土木事務所を川内土木事務所に，大根占土木事務所を鹿屋土木事務所に再編統合し，それぞれに管理課，技術調整課を新設</p> <p>鹿児島土木事務所の総務係を総務係，工事事務係に，加世田土木事務所，大隅土木事務所の総務係，管理係を総務係，工事事務係，管理係にそれぞれ改編</p> <p>鹿児島港湾事務所の総務課，建設調整課を総務調整課に改編</p>
平成16年 4 月 1 日	告示第738号	<p>運転技師，機械操作技師及び道路整備員の駐在機関として川内土木事務所宮之城町駐在機関，鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を設置</p>
平成17年 3 月 22 日	告示第404号	<p>市町村の廃置分合に伴い川内土木事務所宮之城町駐在機関を川内土木事務所さつま町駐在機関に，鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を鹿屋土木事務所錦江町駐在機関に改称</p>
平成17年 4 月 1 日	規則第82号	<p>監理用地課に公共事業調整監の職を新設し，公共事業調整班を設置</p> <p>都市計画課下水道対策室を都市計画課生活排水対策室に改編</p> <p>鹿児島土木事務所に技術調整課を新設し，道路維持係を道路維持第一係，道路維持第二係に，指宿土木事務所の道路建設課，道路維持課を道路課に，伊集院土木事務所の河川砂防第一係，河川砂防第二係を河川砂防係にそれぞれ改編</p> <p>市町村の廃置分合に伴い甕島土木事務所を川内土木事務所甕島土木出張所に改編</p>
平成18年 3 月 31 日	告示第600号	<p>事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室曾於市駐在機関を鹿児島県土地開発公社大隅事務所内に設置</p>

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成18年 4 月 1 日	規則第75号	<p>監理用地課に入札契約指導班を設置</p> <p>港湾課空港対策室を廃止し、港湾課を港湾空港課に改名、空港係を設置</p> <p>建築課と設備室及び住宅課を統合再編し、それぞれ建築課、営繕室、住宅政策室に再編、設備対策監の職を新設</p> <p>指宿土木事務所の河川砂防係、港湾漁港係を河川港湾係に、伊集院土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、道路建設第一係、道路建設第二係を道路建設係に、大口土木事務所の道路建設係、道路維持係を道路係に大隅土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、甑島土木出張所の工務第一課道路河川係、港湾漁港係を工務第一課工務係に、それぞれ改編</p> <p>熊毛支庁土木課空港建設室を廃止し、熊毛支庁土木課空港係を設置</p> <p>大島支庁河川港湾課のダム建設係を廃止</p>
平成19年 3 月 30 日	告示第601号	<p>事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室薩摩川内市駐在機関を鹿児島県土地開発公社北薩事務所内に設置</p>
平成19年 3 月 30 日	告示第602号	<p>技術職員の駐在機関として北薩地域振興局建設部甑島支所薩摩川内市下甑駐在機関を薩摩川内市下甑支所内に設置</p>
平成19年 4 月 1 日	規則第43号	<p>総合事務所化に伴い11土木事務所、1 土木出張所、2 港湾事務所を5 地域振興局建設部、9 建設部支所に再編</p> <p>北部豪雨災害に係る河川激甚災害対策特別緊急事業への対応として河川課に参事（激特事業担当）を配置し、北薩地域振興局建設部出水支所に河川災害対策係を設置</p>
平成20年 4 月 1 日		<p>港湾空港課港湾対策班を廃止</p> <p>都市計画課内に都市緑化フェア開催準備班を設置</p>
平成21年 4 月 1 日	規則第15号	<p>土木部に都市緑化フェア総括監の職を新設、都市計画課内の都市緑化フェア開催準備班を廃止し、都市緑化フェア推進室を設置</p> <p>監理用地課の監理課への改称</p> <p>鹿児島地域振興局鹿児島港支所の建設係、維持係を港湾係に改編</p>

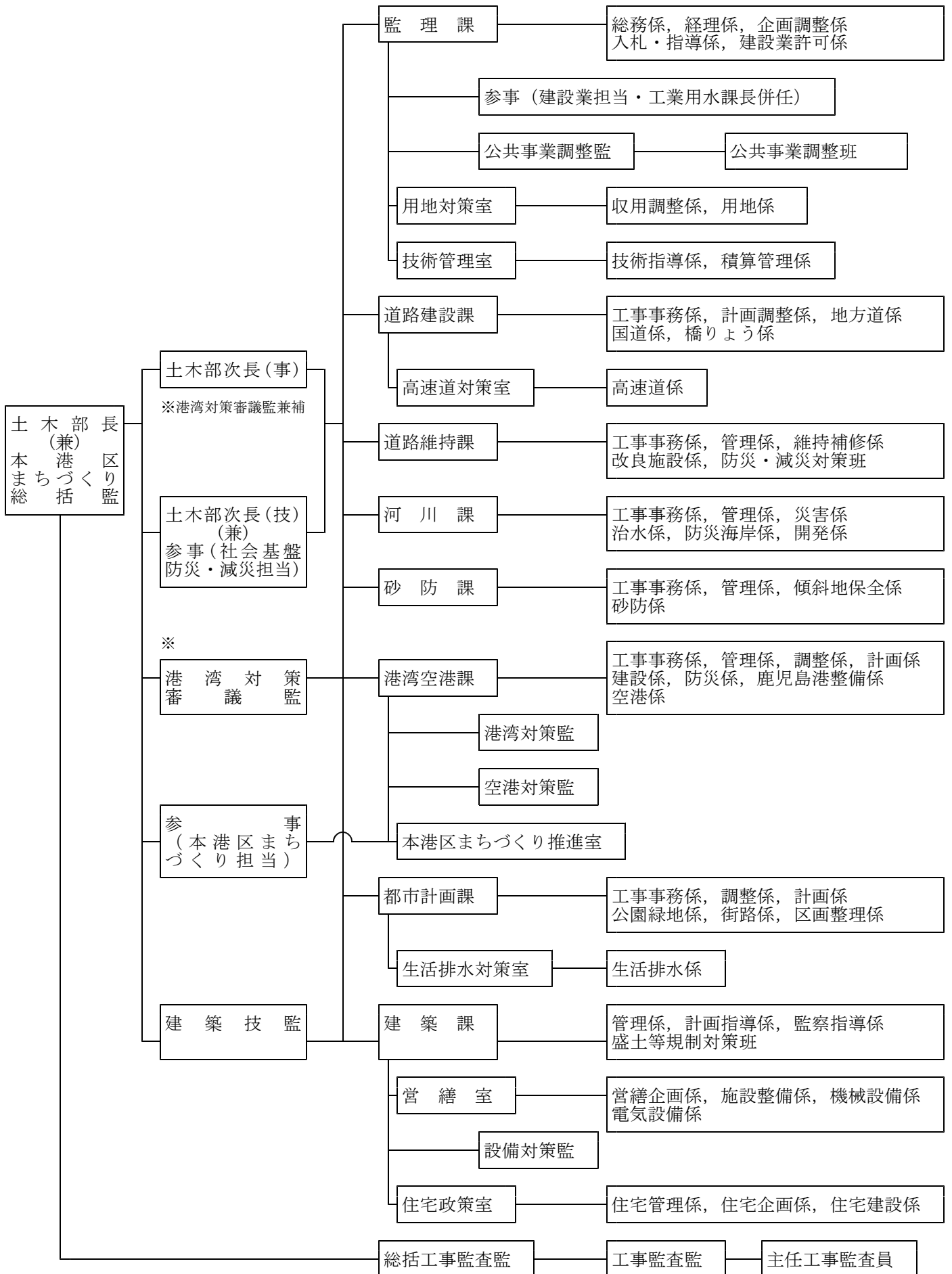
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成22年 3 月 30 日	告示第395号 告示第396号 告示第397号 告示第398号 告示第399号 告示第400号 告示第401号	北薩地域振興局建設部甕島支所薩摩川内市下甕駐在機関を廃止 大隅地域振興局建設部肝付町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在に改称 北薩地域振興局建設部さつま町駐在機関を北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在に、大隅地域振興局建設部錦江町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在に改称 技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として鹿児島地域振興局建設部土木建築課日置市駐在機関、南薩地域振興局建設部土木建築課指宿市駐在機関、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在機関を設置 事務・技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関を設置 運転技師及び道路整備員の駐在機関として始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を設置 事務・技術職員及び運転技師の駐在機関として大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関を設置
平成22年 4 月 1 日	規則第28号	技術管理課を技術管理室として監理課内に設置 監理課入札・契約指導班を入札・契約係に、建設業係を建設業許可係と建設業指導係に、それぞれ改編 地域振興局・支庁の最終体制の確立に伴い、5地域振興局建設部、9建設部支所を5地域振興局建設部、1建設部支所に再編
平成23年 1 月 18 日	告示第59号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を設置 都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を設置

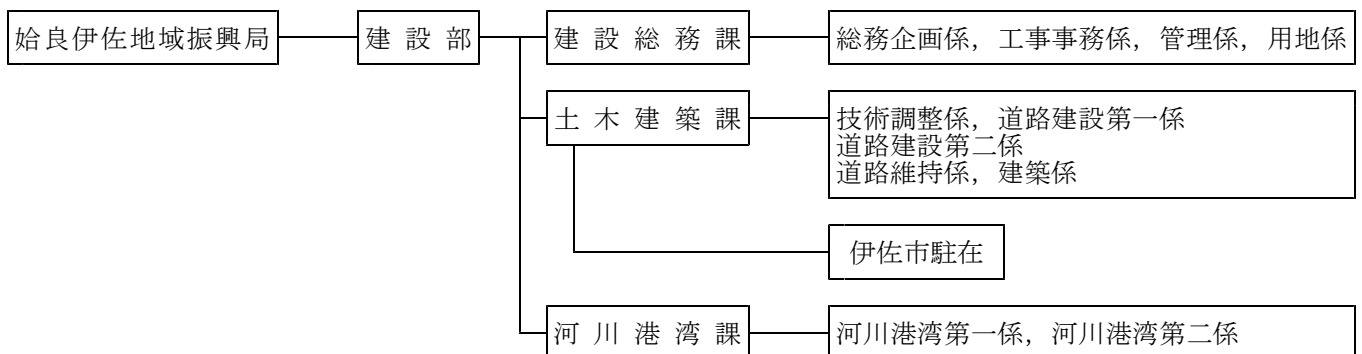
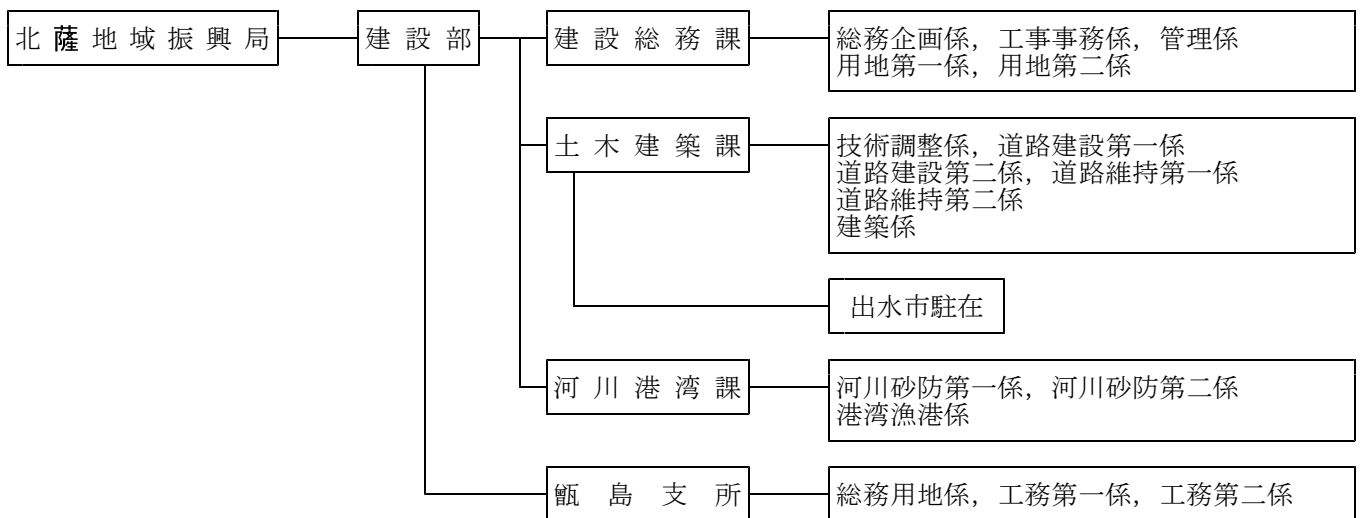
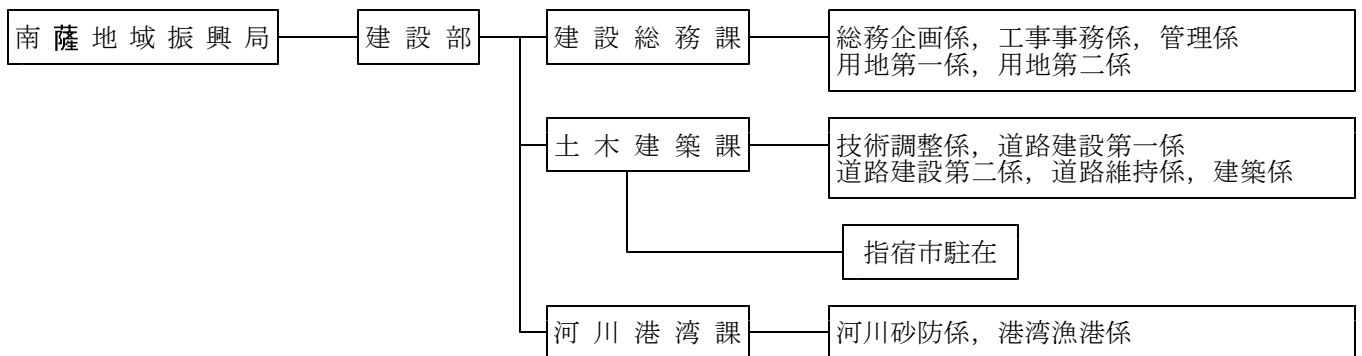
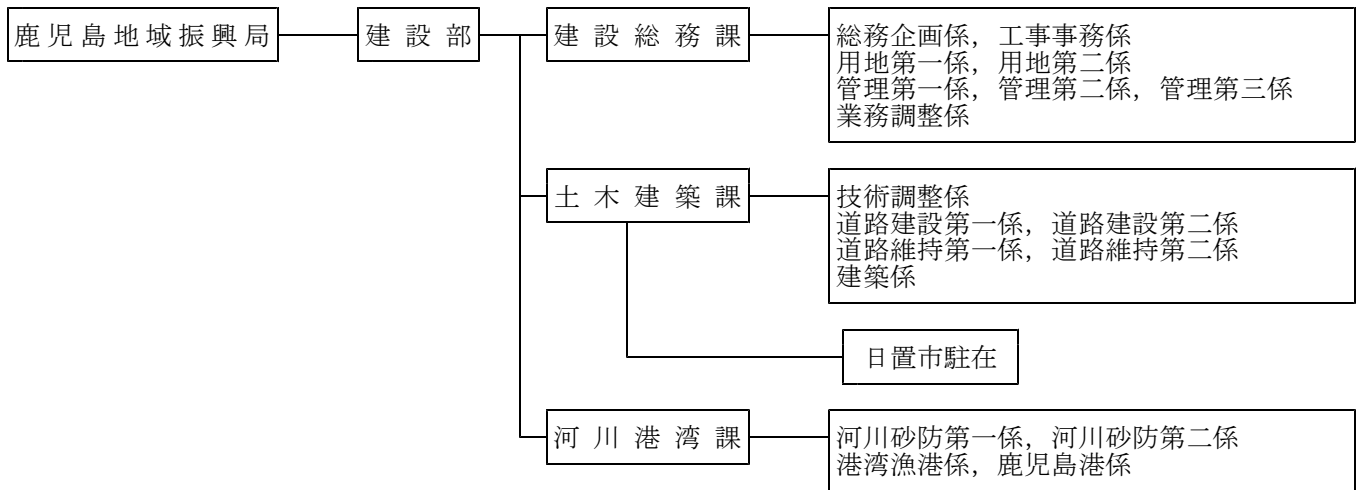
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成23年 3月 29日	告示第370号 告示第371号 告示第372号 告示第373号	大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在を廃止 監理課用地対策室曾於市駐在機関を廃止 監理課用地対策室薩摩川内市駐在機関を廃止 大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在を設置
平成23年 5月 31日	告示第596号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を廃止 都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を廃止
平成24年 4月 1日	規則第29号 告示第467号	土木部に土木監の職を新設 大島支庁建設部建設課に河川砂防災害対策係を設置 河川課の参事（激特事業担当）の職を廃止 大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を設置
平成25年 3月 29日	規則第27号	鹿児島地域振興局建設部河川港湾課のダム建設係を廃止
平成28年 4月 1日		監理課に課長補佐（建設業担当）の職を単独配置（建設業指導係長との兼補解除） 監理課入札・契約係及び建設業指導係を、入札・指導係に統合
平成29年 4月 1日	告示第376号 告示第376号	北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在を廃止 大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在を廃止
平成30年 4月 1日	規則第18号	監理課課長補佐（建設業担当）の職を廃止し、参事（建設業担当）の職を配置 港湾空港課に参事（本港区調整担当）の職を配置 大島支庁建設部建設課の河川港湾係を河川港湾第一係に改称 大島支庁建設部建設課の河川砂防災害対策係を廃止し、河川港湾第二係を設置
平成31年 4月 1日	規則第26号	土木監の職を廃止 土木部に本港区まちづくり総括監の職を新設 土木部に参事（社会基盤防災・減災担当）の職を配置 土木部に参事（本港区まちづくり担当）の職を配置 港湾空港課の参事（本港区調整担当）の職を廃止

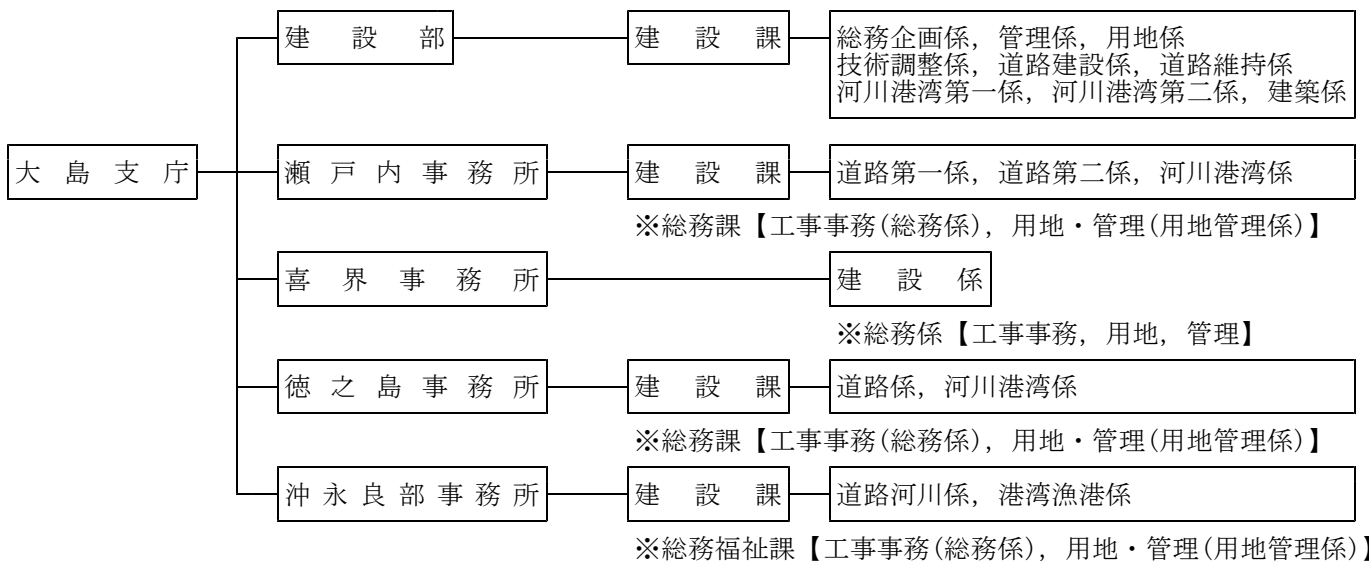
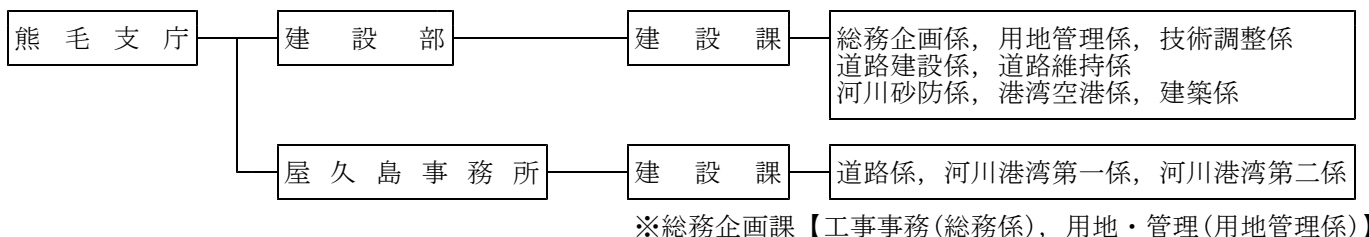
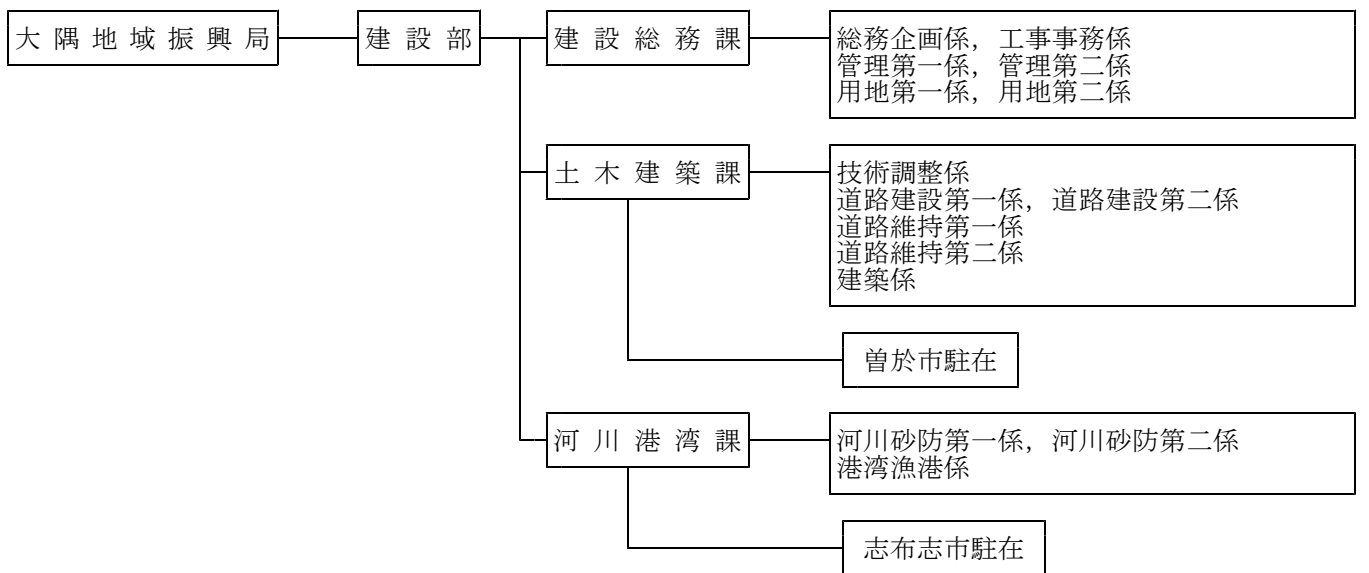
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成31年 4 月 1 日	規則第26号	砂防課の土砂災害防止推進班を廃止し，管理係を設置
		港湾空港課内に本港区まちづくり推進室を設置
令和 2 年 3 月 31 日	告示第392号	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を廃止
	告示第393号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を廃止
令和 2 年 4 月 1 日	規則第27号	港湾空港課に空港対策監の職を新設
令和 3 年 4 月 1 日		土木部の参事（本港区まちづくり担当）の職を廃止
令和 4 年 4 月 1 日		本港区まちづくり総括監を土木部長が兼補
		道路維持課に防災・減災対策班を設置
令和 5 年 4 月 1 日		土木部に参事（本港区まちづくり担当）の職を配置
		建築課に盛土等規制対策班を設置
	規則第31号	建築課営繕室の庁舎建築係と学校建築係を営繕企画係と施設整備係として再編

(2) 機構図 (令和5年4月1日現在)

土木部の機構は、本庁に8課7室、5地域振興局に建設部があり、建設部支所が1支所ある。
 また、熊毛、大島の各支庁に建設部、屋久島、瀬戸内、徳之島、沖永良部の各事務所に建設課、喜界事務所に建設係がある。(各事務所の総務課(屋久島は総務企画課、喜界は総務係、沖永良部は総務福祉課)に土木部の工事事務、用地、管理を担当する職員を配置)







土木部関係機関

- ・ 鹿児島県住宅供給公社
住宅を必要としている勤労者の資金とその他の資金を活用し、居住環境の良好な集団住宅や宅地を供給している。
- ・ 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
住宅・建築に関する知識の普及、建築関係技術者に対する情報の提供及び県営住宅等の入居手続きや維持管理を行っている。
- ・ 鹿児島県道路公社
指宿有料道路等の経営、管理を行っている。
- ・ 公益財団法人鹿児島県建設技術センター
建設事業に対する技術及び事務の研修、広報、設計積算・施工管理の受託、材料試験等を行っている。